

# かなざわ生活ページ

転入・転出の時には 2

緊急・防災 7

届け出・証明 14

国保・年金・福祉 18

健康・医療 32

教育 38

暮らし・環境 44

税金・経営相談 54

市民相談・お知らせ・議会 58

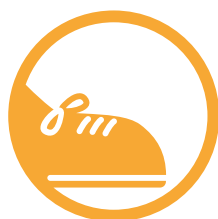
文化・スポーツ・施設 66

市民センター・庁舎案内 78

令和4年度版



Living guide  
in Kanazawa  
2022



沿 革

金沢の町の起こりは、蓮如の北陸地方の布教により一向宗徒の勢力が強まり、農民を中心とした信者が加賀の守護富樫政親を高尾城に滅ぼした後、真宗本願寺の末寺を「金沢御堂」として建立し、加賀一向宗の中心とし、以来、寺のまわりに、後町、南町などの町がつくられたことがはじまりと言われています。

天正8年佐久間盛政により金沢御堂は攻め滅ぼされ、盛政はここに「金沢城」を築きました。天正11年盛政が賤ヶ岳で敗れ戦死したあと、七尾小丸山城にいた前田利家が金沢城に入城したのがこの年の6月14日と言われています。以来、加賀、能登、越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続けることになりました。

明治4年の廃藩後、金沢町となり、同22年4月1日市制が施行され、県庁所在地として、政治、文化、経済の中心として発展を続け、大正13年以来10数次にわたる隣接町村の合併により市街地規模の拡大を図り、平成8年4月1日に中核市となりました。

金沢市のガイダンス

金沢市の面積

468.79km²

金沢市の人口(推計)

461,969人(令和3年9月1日現在)

男性 223,832人 女性 238,137人

金沢市の世帯数(推計)

209,141世帯(令和3年9月1日現在)

市 章



(明治24年3月7日制定)

市 の 木  
(梅)



(昭和45年11月11日制定)

金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

- 1 ひ ら こ う 世界と未来に心の窓を
- 1 め ざ そ う いきいきと明るい 暮らしの創造を
- 1 ま も ろ う 美 し い 心 と ふるさとの自然を
- 1 つ な ご う み ん な の 力 で まちづくりの手を
- 1 き ず こ う 個 性 ゆ た か な あすの金沢を

金沢市役所

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

代表電話 220-2111

220-2121(夜間当直室)

ホームページ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

■市の受付時間

9時から17時45分まで。

土曜日、日曜日、祝日でも婚姻、出生、死亡、行旅病人の届け出は当直室(220-2121)で、道路上の漏水は、9時～18時までは、企業局コールセンター(0120-328-117)、18時～翌日9時まででは企業局当直室(220-2281)で、消防・救急は119で受け付けています。

# 金沢市民 暮らしの情報誌 かなざわ生活ページ

## 目 次

| 転入・転出の時には                                                                           |                 | すぐに役立つクイックガイド                                                                                                                                                        | < P2 ~ P6 >                                                                                                                                                             | 2  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|    | 緊急・防災           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災 &lt; P7 &gt;</li> <li>●指定避難所一覧 &lt; P9 &gt;</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防火 &lt; P11 &gt;</li> <li>●防犯・交通事故 &lt; P13 &gt;</li> </ul>                                                                     | 7  |
|    | 届出・証明           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍 &lt; P14 &gt;</li> <li>●住民基本台帳・印鑑登録 &lt; P15 &gt;</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種証明 &lt; P16 &gt;</li> <li>●広域交付サービス・郵便局交付サービス &lt; P17 &gt;</li> </ul>                                                        | 14 |
|    | 国保・年金・福祉        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険 &lt; P18 &gt;</li> <li>●後期高齢者医療制度 &lt; P20 &gt;</li> <li>●国民年金 &lt; P21 &gt;</li> <li>●高齢者福祉 &lt; P22 &gt;</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険 &lt; P24 &gt;</li> <li>●ひとり親家庭支援 &lt; P26 &gt;</li> <li>●障害福祉 &lt; P28 &gt;</li> <li>●子育て支援・保育所など &lt; P30 &gt;</li> </ul> | 18 |
|  | 健康・医療           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健診・相談 &lt; P32 &gt;</li> <li>●成人健診・相談 &lt; P35 &gt;</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種医療相談 &lt; P36 &gt;</li> <li>●医療費助成・市立病院 &lt; P37 &gt;</li> </ul>                                                              | 32 |
|  | 教 育             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館 &lt; P38 &gt;</li> <li>●入学・転校 &lt; P39 &gt;</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校 &lt; P40 &gt;</li> <li>●校外学習・児童館 &lt; P42 &gt;</li> </ul>                                                                 | 38 |
|  | 暮らし・環境          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ・資源回収 &lt; P44 &gt;</li> <li>●水道・下水道 &lt; P49 &gt;</li> <li>●市営住宅・住宅改修資金助成 &lt; P50 &gt;</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅新築・増改築 &lt; P51 &gt;</li> <li>●定住促進 &lt; P52 &gt;</li> <li>●道路・住宅耐震・克雪対策 &lt; P53 &gt;</li> </ul>                             | 44 |
|  | 税金・経営相談         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市税 &lt; P54 &gt;</li> <li>●商工業・経営相談 &lt; P56 &gt;</li> </ul>                                                                 |                                                                                                                                                                         | 54 |
|  | 市民相談・お知らせ・議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民相談 &lt; P58 &gt;</li> <li>●生活保護・生活資金貸付 &lt; P59 &gt;</li> <li>●市からのお知らせ・スポーツ推進 &lt; P60 &gt;</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●議会・選挙 &lt; P62 &gt;</li> <li>●金沢市データ &lt; P64 &gt;</li> </ul>                                                                   | 58 |
|  | 文化・スポーツ・施設      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習・美術・文化等施設 &lt; P66 &gt;</li> <li>●スポーツ施設 &lt; P71 &gt;</li> </ul>                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園・駐輪場 &lt; P74 &gt;</li> <li>●福祉・保健施設 &lt; P76 &gt;</li> </ul>                                                                 | 66 |
|  | 市民センター・<br>庁舎案内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民センター &lt; P78 &gt;</li> <li>●市役所庁舎案内 &lt; P81 &gt;</li> <li>●市役所の業務と電話番号 &lt; P82 &gt;</li> </ul>                          |                                                                                                                                                                         | 78 |

※令和 4 年 4 月 1 日現在の情報で作成しています。

# 転入・転出の時は

転入・転出されるときにはいろいろな手続きが必要です。  
忘れずに届け出てください。

## ●住民異動届 → P15

### ▶転入届

転入した日から 14 日以内に市民課または各市民センターで手続きをしてください。

### ▶転出届

転出前に市民課または各市民センターで手続きをしてください。

〈問い合わせ〉 市民課 ☎220 - 2241

## ●印鑑登録 → P15

市民課または各市民センターで手続きをしてください。

### 〈問い合わせ〉

市民課 ☎220 - 2241

## ●住居表示の申請

住居表示地区で建物を新築・増築する場合は、新しく住居表示番号（住所）を設定する手続きをしてください。

※住居表示番号が決定していないと、住民異動手続（転居・転入）が受け付けられません。

### 〈問い合わせ〉

市民課 ☎220 - 2241

## ●国民健康保険

### 後期高齢者医療制度の申請

→ P18・19・20

医療保険課または市民課、各市民センターで手続きをしてください。

### 〈問い合わせ〉

医療保険課 ☎220 - 2255

## ●国民年金 → P21

市民課または各市民センターで手続きをしてください。

### 〈問い合わせ〉

市民課国民年金係 ☎220 - 2295



## ●町会の加入

町会は、地域住民の親睦と相互扶助による「明るく住みよいまちづくり」を目的に、レクリエーションや地域の環境美化、防犯・防火・防災などさまざまな活動を行っています。

町会への加入は、お住まいの地域の町会長に申し出てください。

町会がわからない場合は、地域コミュニティサポートデスクにお問い合わせください。

〈主な町会活動〉 ※町会は自治組織であり、活動内容は町会により異なります。

### ●親睦・レクリエーション活動

体育祭や文化祭、盆踊りなどの催しを通じ、地域住民の親睦を図っています。

### ●環境美化活動

住みよい環境づくりのために道路や公園などの清掃活動を行っています。

### ●防犯・防火活動

防犯灯の設置及び管理や、夜回りなどの防火活動を行っています。

### ●防災訓練

自主防災組織を結成し、万一の地震や水害、火災に備え、防災訓練を実施しています。

### ●ごみステーション管理

ごみステーションの管理を当番制で行っています。

〈問い合わせ〉 金沢市町会連合会事務局 ☎220－2466  
 地域コミュニティサポートデスク  
 （市民協働推進課内） ☎220－2552

## ●郵便局の住所変更手続き

お近くの郵便局へ印鑑を持参し手続きをしてください。

1年間、旧住所あての郵便物などを新住所に転送します。

## ●保育所等の利用手続き

→ P30・31

保育所等の利用やご相談は直接保育所・認定こども園、または保育利用支援員にお問い合わせください。

### 〈問い合わせ〉

保育幼稚園課（保育利用支援員）

☎220－2538

## ●小・中学校の転校手続き

→ P39

転入する場合は、住民登録手続きの際に申し出てください。

転出の場合は、学校へいつ転出するかを届け出てください。

### 〈問い合わせ〉

教育総務課 ☎220－2477

## ●子育て支援医療費助成

→ P33

福祉と健康の総合窓口（第一本庁舎 1 階）、各市民センター、各福祉健康センターで申請し、子ども医療証の交付を受けてください。

### 〈問い合わせ〉

健康政策課 ☎220－2233

各市民センターは [P79](#)、各福祉健康センターは [P77](#) のマップを参照

## ●バイク・軽自動車・自動車のことは

申告手続きが必要ですので、下記窓口にご連絡ください。

### 運転免許証

#### 〈問い合わせ〉

石川県運転免許センター（東蚊爪町 2-1）

☎238－5901

### 原動機付自転車、小型特殊自動車 → P55

#### 〈問い合わせ〉

税務課バイク受付窓口（第一本庁舎 2 階）

☎220－2147

### 上記以外の軽自動車

#### 〈問い合わせ〉

軽自動車検査協会 石川事務所（直江東 2-123-1）

☎050－3816－1853

### 自動車、バイク

#### 〈問い合わせ〉

石川運輸支局（直江東 1-1）

☎050－5540－2045

## ●各種医療費助成→ P37

### 〈問い合わせ〉

(小児慢性特定疾病医療)  
(未熟児養育医療)  
(育成医療) } 保健所 地域保健課 ☎234-5102

(指定難病) 石川県 健康推進課 ☎225-1448

(その他) 健康政策課 ☎220-2233

## ●家庭ごみの処理

### ■ 自己搬入

燃やすごみ (有料・前日までに要予約) → P44

土・日・祝日・年末年始を除く 9時～15時  
東部環境エネルギーセンター ☎252-6049

埋立ごみ・粗大ごみ・多量ごみ (有料) → P45

土・日・年末年始を除く 8時30分～16時30分  
戸室新保埋立場 ☎236-1521

資源物 (無料) → P44～P47

金属・容器包装プラスチック・あき缶・ペットボトル・パソコン・古着古布など

土・日曜日 10時～16時 月～金曜日 13時～19時、土・日曜日 10時～19時  
西部管理センター ☎242-1371 西部環境エネルギーセンター横  
東部管理センター ☎252-6050

湊市民センター横 (あき缶・ペットボトル・あきびん・古紙・古着古布に限る)

古紙類 → P44

各地域の集団回収または、西部・東部管理センター、西部環境エネルギーセンター横及び湊市民センター横の資源搬入ステーション、古紙業者などへ持ち込んでください。

### ■ 有料戸別収集 → P45

粗大ごみ 66品目 (ごみステーションには出せません)

電話もしくは LINE で予約申込後、ごみ処理券を購入し、粗大ゴミに貼り付けて、予約した日時・場所に出してください。※ LINE 申込みの場合、オンライン決済も利用できます。

戸別収集受付センター (9時～18時) ☎221-0530

※家庭ごみ・資源回収について詳しくは → P44～P48

〈問い合わせ〉 ごみ減量推進課 ☎220-2302

## ●犬を飼っている方 → P36

転出した自治体で交付された「犬の鑑札」「狂犬病予防接種の案内」を持参して手続きをしてください。

### 〈問い合わせ〉

動物愛護管理センター ☎258 - 9070

保健所 衛生指導課 ☎234 - 5114

### ■ 水道・下水道のお問い合わせは、下記の企業局窓口までお気軽にお申し付けください。

| 内 容                           | 受 付 窓 口                      | 電 話 番 号                                          |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------|
| 水道の漏れ<br>下水のつまり } の修理のお問い合わせは | コールセンター                      | フリーダイヤル<br>☎0120 - 328 - 117                     |
| 使用開始・休止のご連絡は<br>新設のご相談は       |                              |                                                  |
| 料金のお問い合わせは                    |                              |                                                  |
| 道路上の漏水は                       | コールセンター<br>(18 時～翌日 9 時は当直室) | フリーダイヤル<br>☎0120 - 328 - 117<br>(当直室☎220 - 2281) |

## 夜間・休日の救急医療

### ■夜間に急病人が出た場合

〈連 絡 先〉 金沢広域急病センター ※マップ P77 参照  
 西念 3-4-25 (駅西福祉健康センター内) ☎222 - 0099  
 診 療 科 目 / 小児科・内科  
 診 療 時 間 / 19 時 30 分～23 時 (毎日)  
 受 付 / 19 時～  
 医療機関案内 / 19 時 30 分～翌日 9 時 (診療時間以降は自動応答)  
 ※ GW・年末年始などは、診療時間が変更となります。詳しくは、金沢市ホームページをご覧ください。

### ■休日の昼間に急病人が出た場合

日曜、祝日、年末年始の当番医のお知らせについては  
 〈問い合わせ〉 病院案内テレホンガイド ☎0180 - 99 - 7890 (当日案内)  
 9 時～18 時



## ■災害情報について

様々な伝達手段で災害情報を伝えています。

### 同報防災無線

災害情報など各種情報を一斉に伝達します。

気象情報  
(警報以上)

地震情報  
(震度5弱以上)

津波情報  
(警報以上)

避難情報

その他  
(必要に応じて)

気象条件や騒音などにより聞こえにくいことがあります。  
聞き逃した・・・あるいはよく聞き取れなかった場合は・・・

同報防災無線の放送内容を  
電話で確認できるサービスです。

緊急情報電話案内サービス

☎0180-99-7171

## 安否確認は 災害伝言ダイヤル 171

震度6弱以上の地震災害など大規模な災害が発生した場合にN T Tが実施する安否情報サービスです。(通常時は使えません) 案内に従って音声録音すれば安否確認に活用できます。

## 災害情報は 金沢ぼうさいドットコム

台風や地震、洪水といった災害に備え、気象情報、避難情報などをメールでお知らせするサービスです。

※登録については裏表紙をご覧ください。

〈問い合わせ〉 危機管理課 ☎220-2060

## 大雨の備えは かなざわ雨水情報

気象に関する注意報・警報・特別警報が発表された時や市内36カ所(選択可能)で一定の雨量を観測した時などメールでお知らせするサービスです。

\*登録については裏表紙をご覧ください。

〈問い合わせ〉 内水整備課 ☎220-2341

## ■がけの近くにお住まいの方

がけなどの急傾斜地の防災に関する問い合わせ、降雨情報連絡用の有線設備の取り付けについての問い合わせに応じています。

〈窓口〉 防災関係 道路建設課 がけ地対策室 ☎220 - 2612  
有線設備 内水整備課 ☎220 - 2341

## ■災害援護資金の貸し付け

自然災害によって住居や家財に被害を受けた場合、復旧に必要な資金を融資します。

〈窓口〉 生活支援課 ☎220 - 2292

## ■災害弔慰金の支給

自然災害による死亡者の遺族に災害弔慰金を、後遺障害者となった方に見舞金を支給しています。

〈窓口〉 生活支援課 ☎220 - 2292

# 自然災害（暴風・豪雨・地震）に備える

## ■被害が予想されるときは

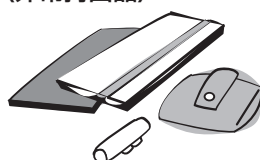
台風が近づいたときなどは、テレビやラジオの気象情報に注意し、被害を最小限におさえられるよう早めに対応してください。

- 家の周りを点検し、暴風で飛ばされたり倒れやすいものは家の中へ入れる。
- 屋根瓦、庭木などを補強する。
- 停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオを用意する。
- いつでも避難できるように、非常持出品を準備する。
- がけ崩れなどが予想されるときは、早めに安全な場所へ避難する。

## ■日常の備え

非常持出品は、最悪の事態に備えて3日はしのげるものを準備しておきましょう。また近くの学校や公園など身近な避難所を家族全員で確認しておきましょう。

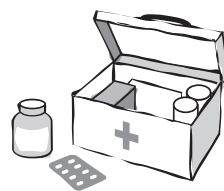
〈非常持出品〉



●現金・貴重品



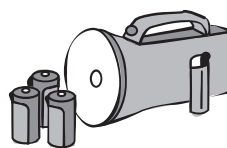
●非常食品・飲料水



●応急医療品



●携帯ラジオ



●懐中電灯・ライター



●衣類・タオル

# 指定避難所一覧



緊急・防災

緊急・  
防災

指定避難所  
一覧

| 校下・地区 | 拠点                                       | 学 校                           | 公民館その他                      |
|-------|------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 野 町   | 旧野町小学校（野町3-11-1）                         | 金沢中央高校                        | 野町公民館                       |
| 弥 生   | 泉小学校（弥生1-26-1）                           | 泉中学校                          | 弥生公民館                       |
| 中村町   | 中村町小学校（中村町26-12）                         |                               | 中村町公民館                      |
| 十一屋   | 十一屋小学校（十一屋町3-45）                         | 野田中学校                         | 城南公民館、万寿苑、<br>いしかわ子ども交流センター |
| 泉 野   | 泉野小学校（緑が丘4-64）                           | 金沢泉丘高校<br>金沢二水高校              | 金沢市総合体育館<br>城南市民体育館         |
| 長坂台   | 長坂台小学校（長坂3-14-1）                         | 金大附属小・中学校<br>金大附属高校           |                             |
| 新竪町   | 旧新竪町小学校（新竪町3-25）                         | 県立工業高校<br>遊学館高校               | 新竪町公民館                      |
| 菊 川   | 犀桜小学校（菊川1-2-15）                          | 城南中学校                         | 菊川町公民館                      |
| 材 木   | 旧材木町小学校体育館（材木町13-12）<br>杜の里小学校（若松町3-282） |                               | 材木公民館<br>石川県青少年総合研修センター     |
| 味噌蔵町  | 兼六小学校（兼六元町7-15）                          | 小將町中学校<br>兼六中学校<br>金大附属特別支援学校 | 味噌蔵町公民館                     |
| 長 町   | 長町公民館（長町2-2-16）                          |                               | 中央公民館長町館                    |
| 松ヶ枝   | 松ヶ枝公民館（高岡町7-23）                          |                               | 近江町いちば館、文化ホール               |
| 長土堀   | 長土堀公民館（長町3-3-3）                          |                               | 中央市民体育館、長土堀青少年交流センター        |
| 芳 斎   | 中央小学校（玉川町2-1）                            |                               | 芳斎公民館、玉川苑、女性センター            |
| 此 花   | 此花町公民館（此花町2-7）                           |                               |                             |
| 瓢 箪   | 明成小学校（瓢箪町5-48）                           |                               | 瓢箪町公民館、中央公民館彦三館             |
| 馬 場   | 馬場小学校（東山3-9-30）                          |                               | 馬場公民館                       |
| 浅野町   | 浅野町小学校（京町35-1）                           |                               | 浅野町公民館                      |
| 森 山   | 森山町小学校（森山2-13-50）                        | 鳴和中学校<br>金沢桜丘高校               | 森山公民館<br>城北市民体育館、鳴和台市民体育会館  |
| 小 坂   | 小坂小学校（小坂町中142）                           | 北鳴中学校<br>星稜高校<br>金沢星稜大学       | 小坂公民館、城北児童会館                |
| 千 坂   | 千坂小学校（千木1-125）                           |                               | 千坂公民館                       |
| 夕日寺   | 夕日寺小学校（東長江町に17）                          |                               | 夕日寺公民館、千寿閣                  |
| 諸 江   | 諸江町小学校（北安江2-25-1）                        | 浅野川中学校                        | 諸江公民館、金沢勤労者プラザ              |
| 浅野川   | 浅野川小学校（須崎町チ42）                           |                               | 浅野川公民館、浅野川市民体育館             |
| 鞍 月   | 鞍月小学校（南新保町リ27-1）                         | 港中学校                          | 鞍月公民館                       |
| 栗 崎   | 栗崎小学校（栗崎町へ78）                            |                               | 栗崎公民館、ものづくり会館               |
| 川 北   | 松寺公民館（松寺町丑42）                            |                               | 金沢プール                       |
| 大 浦   | 大浦小学校（大浦町又87）                            |                               | 大浦公民館                       |
| 米 丸   | 米丸小学校（東力町ニ155）                           |                               | 米丸公民館、西部市民体育会館<br>西部市民憩いの家  |
| 新神田   | 新神田小学校（新神田1-10-58）                       | 高岡中学校                         | 新神田公民館                      |
| 押 野   | 押野小学校（八日市1-176）                          |                               | 押野公民館                       |
| 西南部   | 西南部小学校（八日市出町304）                         | 西南部中学校                        | 西南部公民館                      |
| 三 和   | 三和小学校（矢木1-74）                            |                               | 三和公民館                       |
| 三 馬   | 三馬小学校（久安6-154）                           | 清泉中学校<br>金沢高校                 | 三馬公民館                       |

次ページに続く



| 校下・地区 | 拠点                                                 | 学 校                                                     | 公民館その他                                   |
|-------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 米 泉   | 米泉小学校（米泉町4-133-2）                                  | 金沢伏見高校                                                  | 米泉公民館                                    |
| 富 樫   | 富樫小学校（山科3-6-60）                                    | 金沢錦丘中学校・高校                                              | 富樫公民館                                    |
| 伏見台   | 伏見台小学校（窪5-335）                                     | 高尾台中学校<br>国際高等専門学校                                      | 伏見台公民館                                   |
| 額     | 額小学校（額乙丸町イ41）                                      | 額中学校                                                    | 額公民館、鶴寿園、額谷ふれあい体育館                       |
| 四十万   | 四十万小学校（四十万3-186）                                   |                                                         | 四十万公民館                                   |
| 扇 台   | 扇台小学校（馬替1-34）                                      |                                                         | 扇台公民館                                    |
| 長田町   | 長田町小学校（長田1-5-40）                                   |                                                         | 長田町公民館                                   |
| 戸 板   | 戸板小学校（戸板1-1）                                       | 長田中学校                                                   | 戸板公民館                                    |
| 西     | 西小学校（駅西新町3-15-1）                                   |                                                         | 西公民館                                     |
| 二 塚   | 二塚公民館（北塚町西98）                                      |                                                         | いしかわ総合スポーツセンター                           |
| 安 原   | 安原小学校（福増町北317）<br>緑小学校（みどり1-166）                   | 緑中学校<br>金沢龍谷高校                                          | 安原公民館                                    |
| 大 徳   | 大徳小学校（松村6-200）<br>木曳野小学校（木曳野1-1）                   | 大徳中学校<br>市立工業高校<br>金沢西高校                                | 大徳公民館<br>城西市民体育館<br>金沢海みらい図書館            |
| 金石町   | 金石町小学校（金石北4-1-1）                                   | 金石中学校                                                   | 金石町公民館、松寿荘                               |
| 大野町   | 大野町小学校（大野町1-15）                                    |                                                         | 大野町公民館                                   |
| 小立野   | 小立野小学校（小立野4-7-7）                                   | 紫錦台中学校<br>金沢商業高校<br>北陸学院高校<br>金沢美術工芸大学<br>金沢大学（鶴間キャンパス） | 小立野公民館                                   |
| 崎 浦   | 南小立野小学校（涌波2-5-1）                                   |                                                         | 崎浦公民館、城東市民体育館<br>大桑防災拠点広場                |
| 内 川   | 内川小学校（別所町中18）                                      | 内川中学校<br>北陸学院小学校<br>北陸学院大学                              | 内川公民館                                    |
| 犀 川   | 犀川小学校（末町2-148）<br>駒帰資料保管所（旧駒帰小学校）<br>（駒帰町又40-1）    | 犀生中学校<br>金沢辰巳丘高校<br>金沢学院大学附属高校<br>金沢学院大学                | 犀川公民館<br>金沢工業大学天池自然学苑体育館                 |
| 湯 涌   | 湯涌小学校（湯涌荒屋町23）                                     | 芝原中学校                                                   | 東浅川公民館、湖南学院                              |
| 田 上   | 田上小学校（田上の里2-1）<br>杜の里小学校（若松町3-282）                 | 金沢大学（角間キャンパス）<br>北陸大学                                   | 田上公民館                                    |
| 東浅川   | 旧東浅川小学校（浅川町イ130）                                   | 北陸大学                                                    | 東浅川公民館、湖南学院                              |
| 俵     | 金沢市俵芸術交流スタジオ<br>（俵町へ乙22）                           |                                                         | 俵公民館<br>キゴ山ふれあい研修センター<br>（青少年交流棟、こども交流棟） |
| 医王山   | 医王山小学校（二俣町さ21）                                     | 医王山中学校                                                  | 医王山公民館                                   |
| 森 本   | 森本小学校（南森本町イ111）                                    | 森本中学校<br>金沢北陵高校                                         | 森本公民館<br>森本市民体育館                         |
| 花 園   | 花園小学校（今町又34）<br>旧朝日小学校（加賀朝日町木33）<br>旧上平小学校（上平町八25） |                                                         | 花園公民館                                    |
| 湖 南   | 湖南公民館（八田町東1459-1）                                  | 金沢向陽高校                                                  |                                          |
| 薬師谷   | 不動寺小学校（不動寺町イ33）                                    |                                                         | 薬師谷公民館                                   |
| 三 谷   | 三谷小学校（宮野町二277）                                     |                                                         | 三谷公民館                                    |

※その他校下・地区ごとに避難場所として指定された公園や広場もあります。  
 ※開設される避難所は、市が発令する避難情報で確認してください。

〈問い合わせ〉  
 危機管理課 ☎220 - 2060



# 防 火



緊急・防災

緊急・防災  
防火

## 火災に備える

### ■住宅用火災警報器

- 金沢市では平成 20 年（2008 年）から全ての住宅に設置が義務づけられています。
- 住宅用火災警報器については、設置からすでに 10 年を超えるものもありますので、定期的に点検を実施しましょう。

- 住宅用火災警報器の点検は、ご自分でできます。また、金沢市では、毎月 10 日を点検デーと定め点検を推奨しています。

### あれっ？ 電池切れ 住警器



毎月10日は点検デー



金沢市火災予防キャラ  
ヒクイドリのパッ君

〈窓口〉 予防課 ☎280-2065

寝室などにある住宅用火災警報器を点検しましょう

### ■消防局

### YouTube チャンネル 「パッ君 TV」

金沢市消防局 YouTube チャンネル「パッ君 TV」では、住宅用火災警報器の点検方法など、火災予防に関するさまざまな情報を配信しています。ぜひご覧ください。

〈窓口〉 予防課 ☎280-2065



### ■火災の問い合わせ・日曜祝 日の当番医の問い合わせ

テレホンガイド  
Web サイト  
ツイッターアカウント

☎0180 - 99 - 7890  
<https://fire.city.kanazawa.ishikawa.jp/>  
@Kanazawa\_FD



## 手頃な掛金 大きな保障 あなたの暮らしを守る火災共済 金沢市民共済

### お支払いする損害の範囲

- 火災
- 爆発・破裂
- 消火による水ぬれ・破損
- 車両の飛び込み
- 飛行機の墜落
- 他人の住居からの水もれ
- 落雷

### ご加入いただける方

- 金沢市内にお住まいの方
- 金沢市外から通勤されている方で  
市内に勤務されている方

### 掛金のお支払いについて

- コンビニ・金融機関からの振込  
(コンビニ・北國銀行窓口からの振込は手数料無料)
- 口座振替

問い合わせ 金沢市民共済生活協同組合  
〒920-0999 金沢市柿木畠 1-1 (第二本庁舎 2 階)  
☎231-7187・220-2587

固定電話からの専用ダイヤル ☎0120-948-417 (通話料無料)  
金沢市民共済ホームページ 支援くんの火災予防奮闘記はこちら

キョーハ ヨイナ





緊急・防災

## ■火災予防の届け出、相談は

火災予防のために、次のようなときはあらかじめ消防局または管轄の消防署に届け出てください。また、危険物の貯蔵や取り扱いに関する相談、消防用設備等の設置、防火管理者制度など、火災予防についての相談、ご意見、苦情などは、消防局またはお近くの消防署へお申し出ください。

- たき火をするときや油類を燃やすとき。
- 花火(がん具用の煙火を除く)の打ち上げ、仕掛けをするとき。
- ガソリン、灯油、重油などを大量に貯蔵、取り扱うとき。(個人の住居においてはガソリン 100 ℓ以上、灯油 500 ℓ以上、重油 1000 ℓ以上の場合)
- 40 kg以上の圧縮アセチレンガス、300 kg以上の液化石油ガス、その他多量の劇物や毒物を貯蔵、取り扱いするとき。
- 炉、厨房設備、ボイラー、ヒートポンプ冷暖房、放電加工機変電設備、発電設備、ネオン管灯設備などのうち、条例で定めるものを設置するとき。
- 劇場以外の学校や集会場で、演劇、映画などをするとき。
- 消防車の通行に支障となるような道路工事をするとき。
- 多数の者の集合する催しに際して、火気器具等を使用する露店等を開設するとき。

## ■り災証明が必要なときは

火災保険金の請求、税の減免申請などで必要なり災証明は、消防署で発行します。管轄する消防署または出張所へご連絡ください。手数料はいりません。

## ■消防一覧



### 「金沢市消防局公式 Instagram」

消防局の活動を紹介しています。  
興味のある方は是非ご覧ください。

〈窓口〉 消防総務課 ☎280-1029

|        |              |                |
|--------|--------------|----------------|
| 消 防 局  | 泉本町 7-9-2    | ☎280-0119 (代表) |
| 中央消防署  | 泉本町 7-9-2    | ☎280-5016      |
| 味噌蔵出張所 | 兼六元町 3-18    | ☎280-5103      |
| 高尾台出張所 | 高尾台 4-63     | ☎280-5214      |
| 泉野出張所  | 泉野出町 2-1-7   | ☎280-5305      |
| 小立野出張所 | 小立野 1-2-14   | ☎280-5407      |
| 駅西消防署  | 駅西本町 1-11-29 | ☎280-6007      |
| 玉川出張所  | 玉川町 9-11     | ☎280-6102      |
| 小坂出張所  | 三池町 197-55   | ☎280-6204      |
| 森本出張所  | 南森本町又 33     | ☎280-6305      |
| 金石消防署  | 金石東 1-3-3    | ☎280-7012      |
| 臨港出張所  | 栗崎町 4-171-2  | ☎280-9021      |
| 三和出張所  | 矢木 3-105-1   | ☎280-7105      |

## ■融資制度のあらまし

融資対象…屋内消火栓設備、自動火災報知設備、救助袋、緩降機、連結散水設備などを設置する場合

| 限 度 額                                                               | 返 済 期 間                                 | 利 率                                         | 返 済 方 法                                        |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 防火対象物につき<br>800 万円 (スプリン<br>クラー設備を設置す<br>る 場 合 は 5,000 万<br>円) 以内 | 10 年以内<br>貸し付けを行っ<br>た日の属する年<br>度内は据え置き | 年 1.60%<br>(金融情勢<br>により変動<br>することが<br>あります) | 貸し付けを行った<br>日の属する年度の<br>翌年度の 4 月から<br>元利均等月賦償還 |

〈窓口〉 予防課 ☎280-2065

# 防犯・交通事故



緊急・防災

緊急・防災

防犯・交通事故

## ■困ったことは相談を

犯罪や防犯についての相談は、どんなことでもお近くの警察署、交番、駐在所にお気軽にご相談ください。また、暴力団や暴走族から被害を受けたり、見たり聞いたりした情報は迷わずお近くの警察署、交番、駐在所、暴力団追放会議、暴走族相談窓口ご連絡してください。秘密は厳守します。

〈連絡先〉

|                 |                |           |
|-----------------|----------------|-----------|
| 金沢中警察署          | 下本多町 6 番丁 15-1 | ☎222-0110 |
| 金沢東警察署          | 元町 2-15-1      | ☎253-0110 |
| 金沢西警察署          | 金石本町イ 1-1      | ☎266-0110 |
| 石川県暴力追放運動推進センター | 平和町 1-3-1      | ☎247-8930 |
| 暴走族相談           | 鞍月 1-1         | ☎225-0400 |

## ■交通事故にあったときは

自分が被害者であっても、加害者であっても、まず警察(☎110番)に届けましょう。ケガ人がいるときは救急車を呼んで応急手当をして、あとは警察官の指示に従ってください。

◆相手の確認 ●名前・住所・電話番号(免許証で確認すること)

●車の登録番号

●加入している保険会社名・加入年月日

●勤め先の会社名・住所・電話番号

◆事故証明書、運転経歴証明書が必要なときは

〈問い合わせ〉自動車安全運転センター石川県事務所  
東蚊爪町 2-1 ☎237-5900

## ■ペーパードライバーの皆さんへ

運転免許証は持っているけれど、自動車を運転する機会がなくて自信がない方は、安全運転のための技術、知識の再確認のため研修を受けることができます。

〈問い合わせ〉石川県安全運転研修所  
東蚊爪町 2-1 ☎237-2735

## ■交通安全施設の設置・相談は



道路の危険な所にはカーブミラー、ガードレール、道路照明灯などを設置しており、新規の設置についての相談を受け付けています。また破損を発見した場合は早めにご連絡ください。

〈窓口〉道路管理課 ☎220-2321



届け出・証明

# 戸 籍

 届出窓口の場所及び  
取扱時間などについては、  
P78・79・80 をご覧ください。

## ■ 出生届・婚姻届・転籍届

戸籍は、日本国民であることを登録し、証明するものであり、出生や婚姻、離婚、転籍などを記録して、夫婦や親子などの関係を公証する大切なものです。戸籍が置かれている場所がその人の本籍地です。届出は市民課戸籍の窓口のほか、市民センターでもできます。

## ■ その他の戸籍届

養子縁組届、養子離縁届、認知届、分籍届などがあります。手続きなど詳しいことは市民課、市民センターへお問い合わせください。

### ※ 届出人の本人確認

婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の際は、身分証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）で本人確認を実施しています。

| 届出種別  | 届出期間                                 | 届出人                                     | 届出地                                | 届出に必要なもの（金沢市に提出する場合）                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出 生 届 | 出生の日から<br>14 日以内<br>（出生日を含む）         | 父または母                                   | 子の本籍地、<br>届出人の所在地<br>または出生地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出生届書 1 通</li> <li>●母子健康手帳</li> <li>●父母の個人番号カード</li> <li>●児童手当請求者名義の通帳（市内在住者のみ）</li> <li>●生まれた子の加入予定の健康保険証（市内在住者のみ）</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>                                                      |
| 死 亡 届 | 死亡の事実を知った日から<br>7 日以内                | 親族、同居者、<br>家主もしくは<br>土地管理人、公<br>設所の長など  | 死亡者の本籍<br>地、届出人の<br>所在地または<br>死亡地  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡届書 1 通</li> <li>●印鑑登録証（カード）または印鑑手帳（登録者のみ）</li> <li>●住民基本台帳カード（交付者のみ）</li> <li>●国民健康保険証（加入者のみ）</li> <li>●介護保険証（交付者のみ）</li> <li>●後期高齢者医療保険証（加入者のみ）</li> <li>●死体埋火葬許可申請書</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul> |
| 婚 姻 届 | 届出によって<br>効力を生ずる                     | 夫および妻                                   | 夫もしくは妻<br>の本籍地また<br>は所在地           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●婚姻届書 1 通</li> <li>●婚姻する 2 人の個人番号カード</li> <li>●市外からの転入者は転出証明書</li> <li>●国民健康保険証（市内在住加入者のみ）</li> <li>●戸籍謄本（金沢市に本籍のない方のみ）</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>                                                  |
| 離 婚 届 | 協議離婚以外<br>の場合は裁判<br>確定の日から<br>10 日以内 | 夫 お よ び 妻<br>（裁判で離婚<br>する場合は訴<br>えの提起者） | 夫婦の本籍地<br>または所在地                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●離婚届書 1 通</li> <li>●夫および妻の個人番号カード</li> <li>●市外からの転入者は転出証明書</li> <li>●国民健康保険証（市内在住加入者のみ）</li> <li>●戸籍謄本（金沢市に本籍のない方のみ）</li> <li>●裁判離婚の時はその種別によって<br/>各々添付書類が必要</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>             |
| 転 籍 届 | 届出によって<br>効力を生ずる                     | 戸籍の筆頭者<br>および配偶者                        | 事件本人の本<br>籍地、届出人<br>の所在地また<br>は転籍地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●転籍届書 1 通</li> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●戸籍謄本 1 通（金沢市内間で転籍する場合は不要）</li> </ul>                                                                                                                            |

# 住民基本台帳・印鑑登録



届け出・証明

届出・証明

住民基本台帳・印鑑登録

## ■ 転入届・転出届

住所の異動や世帯の内容が変わったときは、必ず届出を行ってください。赤ちゃんの予防接種、小学校の入学、成人式の通知や選挙、就職、運転免許証、印鑑証明、国民健康保険・国民年金の加入などのサービスを受けるには、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

## ■ 国外への転出届

国外へ転出（1年以上国外に滞在する予定のある方）するときは、世帯主または本人が国民健康保険証（加入者のみ）・介護保険証（交付者のみ）を持参して届け出てください。

## ■ 印鑑登録 （手数料は無料）

登録資格は、15歳以上で金沢市の住民票に記録されている方です。

## 本人が申請します

登録申請は、本人が登録しようとする印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。申請後、本人宛に照会回答書を郵送しますので、届きましたら必要事項を記入のうえ、窓口へ提出してください。申請人および窓口に来る方の本人確認ができる書類を持参してください。

## 即時登録

次の書類を窓口で提示した場合は印鑑登録証（カード）を即時交付することができます。

### （即時登録に必要な書類）

個人番号カード、運転免許証、パスポート等有効期限内の官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、身分証明書

病気などで代理人が申請するときやむを得ない理由で本人が来られない場合（本人が入院中または寝たきり等）には代理人による手続きができます。事前に市民課までお問い合わせください。

## 申請窓口

市民課、市民センター

## 注意…登録できない印鑑

- ①氏名以外の事項があらわされているもの
- ②ゴム印などの変形しやすいもの
- ③流しこみ、その他により多量に製造されているもの
- ④ 8 mm以下、25 mmを超える印影のもの
- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑥印鑑が欠けているもの
- ⑦既に登録されている印（印影）と同一のもの

| 届出の名称 | 届出の期間                | 届出する人                                                                                          | 届出の場所      | 届出に必要なもの                                                                                                                           |
|-------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転入届   | 転入した日から14日以内         | 本人または世帯主※<br><br>窓口に来た方の本人確認を実施しています。下記の書類を提示してください。<br>●個人番号カード<br>●運転免許証<br>●パスポート<br>●健康保険証 | 市民課・市民センター | ●転出証明書（前住所地の市町村で発行したもの）<br>●介護保険受給資格証明書（前住所で交付されている方）<br>●個人番号カード（交付者のみ）<br>●印鑑（本人または世帯主）※                                         |
| 転出届   | あらかじめ（転出の予定日から1ヶ月以内） |                                                                                                |            | ●国民健康保険証（加入者のみ）<br>●介護保険証（交付者のみ）<br>●後期高齢者医療保険証（加入者のみ）<br>●住民基本台帳カード（交付者のみ）<br>●個人番号カード（交付者のみ）<br>●印鑑（本人または世帯主）※                   |
| 転居届   | 転居した日から14日以内         |                                                                                                |            | ●国民健康保険証（加入者のみ）<br>●介護保険証（交付者のみ）<br>●後期高齢者医療保険証（加入者のみ）<br>●子ども医療証（交付者のみ）<br>●住民基本台帳カード（交付者のみ）<br>●個人番号カード（交付者のみ）<br>●印鑑（本人または世帯主）※ |

※代理人が届出の場合は、委任状が必要です。届出人本人が署名する場合は押印を省略できます。





届け出・証明

# 各種証明

## ■ 各種証明書の交付

〈窓口〉 市民課、市民センター

※届出人の本人確認等

- 窓口に来た方の本人確認を実施しています。下記の書類を提示してください。  
・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 健康保険証 等
- 代理人が申請するときは請求者本人の委任状または印鑑が必要となります。

電子申請  
(一部)

| 証 明 書                                                             | 注 意 事 項                                                                                         | 手 数 料                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 住 民 票 の 写 し                                                       | ●同じ世帯以外の方が請求するときは、詳しい請求理由が必要。                                                                   | 1 通 300 円                                                                 |
| 戸 籍 証 明 書 ( 謄 ・ 抄 本 )<br>戸 籍 の 附 票 の 写 し<br>除 籍、原 戸 籍 ( 謄 ・ 抄 本 ) | ●戸籍に記載されている方、その配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系の方が請求できます。それ以外の方が請求するときは詳しい請求理由が必要。                            | 戸籍の謄・抄本<br>1 通 450 円<br>戸籍の附票の写し<br>1 通 300 円<br>除(原)戸籍の謄・抄本<br>1 通 750 円 |
| 住 民 票 記 載 事 項 証 明 書                                               | ●記載事項証明書用紙が必要。                                                                                  | 1 通 300 円                                                                 |
| 印 鑑 登 録 証 明 書                                                     | ●印鑑登録証(カード)または印鑑手帳が必要。代理人が申請するときは、上記の印鑑登録証(カード)または印鑑手帳と代理人の本人確認ができる書類(個人番号カード・運転免許証・健康保険証等)が必要。 | 1 通 300 円                                                                 |
| 身 分 証 明 書                                                         | ●本籍地の市区町村で請求できます。                                                                               | 1 通 300 円                                                                 |

## ■ コンビニ交付サービス

個人番号カードを利用して、住民票や印鑑登録証明書などが全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

＜サービスが利用できる店舗＞ ・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート 等

| 取 扱 証 明 書       | 注 意 事 項                         | 利 用 可 能 時 間                                      | 手 数 料     |
|-----------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 住 民 票 の 写 し     | ●個人番号カード（利用者証明用電子証明書が有効なもの）が必要。 | 6 時 30 分～23 時<br>（12月29日～1月3日を除く）                | 1 通 200 円 |
| 印 鑑 登 録 証 明 書   |                                 | 9 時～17 時 45 分<br>（12月29日～1月3日を除く）<br>（土、日、祝日を除く） |           |
| 戸 籍 の 附 票 の 写 し |                                 |                                                  | 1 通 350 円 |
| 戸 籍 証 明 書（謄・抄本） |                                 |                                                  |           |

※戸籍証明書(謄・抄本)及び戸籍の附票の写しについては、住民票が金沢市以外にある方は、事前の登録申請が必要となります。  
1 通あたりの手数料については、窓口で取得するよりも 100 円安価になります。

## ■ 証明書交付機コーナー

個人番号カードを利用して、住民票や印鑑登録証明書などが内川・湯涌公民館で取得できます。

| 取 扱 証 明 書             | 注 意 事 項                                                         | 利 用 可 能 時 間                                 | 手 数 料     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------|
| 住 民 票 の 写 し           | ●住民票や本籍地が金沢市以外の方はご利用いただけません。<br>●個人番号カード(利用者証明用電子証明書が有効なもの)が必要。 | 9 時～17 時まで<br>(12月29日～1月3日を除く)<br>土、日、祝日を除く | 1 通 200 円 |
| 印 鑑 登 録 証 明 書         |                                                                 |                                             |           |
| 戸 籍 の 附 票 の 写 し       |                                                                 |                                             | 1 通 350 円 |
| 戸 籍 証 明 書 ( 謄 ・ 抄 本 ) |                                                                 |                                             |           |

※戸籍証明書(謄・抄本)及び戸籍の附票の写しについては、住所地・本籍地ともに金沢市にある方が対象となります。  
1 通あたりの手数料については、窓口で取得するよりも 100 円安価になります。

# 広域交付サービス・郵便局交付サービス



届け出・証明

届出・証明

広域交付サービス・郵便局交付サービス

## ■ 広域交付サービス

近隣の9市町の窓口で証明書請求について、相互交付サービスを行っています。

| 取扱証明書                      | 注意事項                                                                         | 事務取扱時間                                                           | 備考                                                             |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 住民票の写し                     | ●本人または同一世帯の方。                                                                | 月～金<br>(12月29日～<br>1月3日を除く)<br>(土、日、祝日を除く)<br><br>9時<br>～<br>17時 | 「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」「健康保険証」など、公的機関が発行した本人確認用身分証明書等をご持参ください。 |
| 戸籍証明書(謄・抄本)、戸籍の附票の写し、身分証明書 | ●本人または同一戸籍の方。<br>(戸籍証明書(謄・抄本)は現在戸籍のみ)<br>身分証明書を本人以外の方が取りにこられた場合は、本人の印鑑が必要です。 |                                                                  |                                                                |
| 印鑑登録証明書                    | ●本人または同一世帯の方。印鑑登録証または印鑑手帳が必要。                                                |                                                                  |                                                                |

※手数料は住所または本籍のある市町の手数料に係る条例等に基づく金額です。

### 〈取り扱っている窓口〉

- |             |                             |         |           |
|-------------|-----------------------------|---------|-----------|
| ●金沢市市民課     | ☎220-2241 他市民センター(計15か所)    | ●野々市市民課 | ☎227-6046 |
| ●小松市市民課     | ☎0761-24-8065               | ●川北町住民課 | ☎277-1126 |
| ●加賀市窓口課     | ☎0761-72-7881               | ●津幡町住民課 | ☎288-2124 |
| ●かほく市市民生活課  | ☎283-1116 他サービスセンター(計3か所)   | ●内灘町住民課 | ☎286-6701 |
| ●白山市市民課     | ☎274-9525 他支所等(計8か所)        |         |           |
| ●能美市市民サービス課 | ☎0761-58-2213 他窓口センター(計3か所) |         |           |

## ■ 郵便局での交付サービス

金沢市内4カ所の郵便局で証明書をとることができます。

| 取扱証明書                   | 注意事項                                  | 事務取扱時間                                                           | 備考                                                             |
|-------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 住民票の写し                  | ●本人または同一世帯の方。                         | 月～金<br>(12月29日～<br>1月3日を除く)<br>(土、日、祝日を除く)<br><br>9時<br>～<br>16時 | 「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」「健康保険証」など、公的機関が発行した本人確認用身分証明書等をご持参ください。 |
| 戸籍証明書(謄・抄本)<br>戸籍の附票の写し | ●本人または同一戸籍の方。<br>(戸籍証明書(謄・抄本)は現在戸籍のみ) |                                                                  |                                                                |
| 印鑑登録証明書                 | ●本人のみ。<br>印鑑登録証(カード)または印鑑手帳が必要。       |                                                                  |                                                                |
| 納税証明書                   | ●法人は除く。本人のみ。                          |                                                                  |                                                                |

### 〈取り扱っている窓口〉

- |                                      |                                    |                                            |                                       |
|--------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>二俣郵便局 二俣町112-3<br/>☎ 236-1042</p> | <p>三谷郵便局 宮野町2-3<br/>☎ 257-5610</p> | <p>森本二日市郵便局 二日市町又137-13<br/>☎ 258-0968</p> | <p>金沢木越郵便局 木越1-150<br/>☎ 257-1862</p> |
|--------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|



国保・年金・福祉

# 国民健康保険

## ■ 国民健康保険

### 〈窓 口〉

#### 医療保険課

☎ 220 - 2255

FAX 232 - 5644

市民課、市民センター

## ■ 加入者

次の事項に該当しない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①会社などの健康保険の加入者
- ②学校、官公庁などの共済組合の加入者
- ③船員保険の加入者
- ④医師、歯科医師、建設、左官、タイルなどの国保組合の加入者
- ⑤上記の保険の被扶養者
- ⑥後期高齢者医療制度の加入者
- ⑦生活保護を受けている方

## ■ 第2号介護保険料

40歳から64歳までの国民健康保険の被保険者は医療分・支援分と合わせて介護分の保険料が上乘せされます。

## ■ 国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の方には、75歳になるまで高齢受給者証が交付されます。受診時は保険証と一緒に提示してください。

## ■ 国民健康保険料の決め方

保険料は、医療分・支援分・介護分の合算額です。表の合計額が1年間の保険料です。

保険料の年間限度額は、医療分63万円、支援分19万円、介護分17万円です。

| 区分  | 医療分                                    | 支援分                                    | 介護分                                         |
|-----|----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 所得割 | 被保険者全員の旧ただし書き所得 <sup>(※1)</sup> の7.40% | 被保険者全員の旧ただし書き所得 <sup>(※1)</sup> の2.58% | 介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得 <sup>(※1)</sup> の2.34% |
| 平等割 | 19,800円 <sup>(※2)</sup> /世帯            | 6,720円 <sup>(※2)</sup> /世帯             | 6,000円/世帯                                   |
| 均等割 | 24,000円 <sup>(※3)</sup> /人             | 10,320円 <sup>(※3)</sup> /人             | 11,880円/人                                   |

(※1) 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額です。

(※2) 同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が一人になる世帯については、移行後5年目までは医療分・支援分の世帯別平等割額が2分の1軽減、移行後6年目から8年目までは4分の1軽減となります。

(※3) 未就学児の場合は、2分の1軽減となります。

## ■ 対応可能な医療機関等で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

※対応可能となる医療機関や薬局は、国のホームページ等で公開されていますのでご確認ください。



## ■ こんなときは届出を

届出や申請の際には、「個人番号(マイナンバー)の確認」及び「本人確認」が必要になります。「個人番号カード」、「通知カードと身分証明書(顔写真付き)1点」または「通知カードと身分証明書(顔写真なし)2点」もお持ちください。

|        | こ ん な と き               | 手続きに必要なもの                                      |
|--------|-------------------------|------------------------------------------------|
| 加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき        | 他の市区町村の転出証明書、印鑑                                |
|        | 職場の健康保険をやめたとき           | 職場の健康保険をやめた日付のわかる証明書 <sup>(注1、注2、注3)</sup>     |
|        | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき    | 被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 <sup>(注1、注3)</sup>         |
|        | 子どもが生まれたとき              | 保険証、母子健康手帳、印鑑                                  |
|        | 生活保護を受けなくなったとき          | 生活保護廃止(停止)決定通知書 <sup>(注3)</sup>                |
| やめるとき  | 他の市区町村に転出するとき           | 保険証、(高齢受給者証)、印鑑                                |
|        | 職場の健康保険に加入したとき          | 国保と職場の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、(高齢受給者証) |
|        | 職場の健康保険の被扶養者になったとき      |                                                |
|        | 国保の被保険者が死亡したとき          | 保険証、(高齢受給者証)、死亡を証明するもの、印鑑                      |
|        | 生活保護を受けることになったとき        | 保険証、(高齢受給者証)、印鑑                                |
| その他    | 金沢市内で住所が変わったとき          |                                                |
|        | 世帯主や氏名が変わったとき           | 保険証、在学証明書等、印鑑                                  |
|        | 修学のため、他の市区町村に住所を定めるとき   |                                                |
|        | 保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき | <sup>(注3)</sup>                                |

(注1) 職場の健康保険をやめた方、被扶養者でなくなった方は、加入の際には、社会保険等の資格喪失証明書が必要です。

(注2) 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた雇用保険受給資格者証をお持ちの方(離職した時点で65歳未満の方)で、医療保険課窓口にて手続きをしていただくことにより、一定の期間、保険料が軽減されます。詳しくは、医療保険課におたずねください。

(注3) 代理の方が手続きをする場合は、手続きを必要とする世帯の世帯主の印鑑が必要です。

※上記の届出の際には、住所・保険資格などに変更のある方の保険証をお持ちください。ただし、世帯主が変更となった場合は、世帯の全員の保険証が必要です。

※上記のいずれかに該当する方は、14日以内に医療保険課、市民課または市民センターに届出をしてください。

※75歳到達により、後期高齢者医療制度に移行する場合は、届出は不要です。



## ■ 保険料の納め方

- ①世帯内の国保加入者の全員が 65 歳以上の場合は原則、年金から天引きされます。(特別徴収)
- ②①以外の方は金融機関の窓口、コンビニエンスストアまたは納付組合を通じて納めてください。金融機関の口座振替、ゆうちょ銀行の自動払込、スマートフォン決済アプリを利用した納付もできます。(普通徴収) 便利な口座振替、自動払込をおすすめします。

金沢市 Web口座振替

検索

## ■ 保険料納付方法変更

保険料を年金からの天引き(特別徴収)でお支払い頂いている方のうち、希望される方は、お申し出により納付方法を口座振替に変更することができます。

## ■ 療養の給付

### 一部負担金(医療機関窓口での負担額)

| 年 齢         | 負担割合    |
|-------------|---------|
| 70～74 歳     | 2 割～3 割 |
| 義務教育就学～69 歳 | 3 割     |
| 義務教育就学前まで   | 2 割     |

## ■ こんな支給があります

- ・ 出産育児一時金
- ・ 療養費
- ・ 葬祭費
- ・ 入院時食事療養費
- ・ 入院時生活療養費
- ・ 高額療養費
- ・ 高額介護合算療養費

## ■ 高額療養費の支給

医療機関に支払った1カ月の一部負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。なお、高額療養費に該当された場合は、診療月の3カ月後以降に、申請書をお送りします。

[表1] 70歳未満の方の自己負担限度額

| 区 分 | 所得要件                       | 自己負担限度額                                  |
|-----|----------------------------|------------------------------------------|
| ア   | 旧ただし書き所得<br>901万円超         | 252,600円+(総医療費-842,000)×1%<br><140,100円> |
| イ   | 旧ただし書き所得<br>600万円超～901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000)×1%<br><93,000円>  |
| ウ   | 旧ただし書き所得<br>210万円超～600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000)×1%<br><44,400円>   |
| エ   | 旧ただし書き所得<br>210万円以下        | 57,600円<br><44,400円>                     |
| オ   | 住民税非課税<br>(擬制世帯主を含む)       | 35,400円<br><24,600円>                     |

[表2] 70～74歳の方の自己負担限度額

| 区 分     | 外来(個人ごと)                     | 入院+外来(世帯単位)                              |
|---------|------------------------------|------------------------------------------|
| 現役並み所得者 | Ⅲ                            | 252,600円+(総医療費-842,000)×1%<br><140,100円> |
|         | Ⅱ                            | 167,400円+(総医療費-558,000)×1%<br><93,000円>  |
|         | Ⅰ                            | 80,100円+(総医療費-267,000)×1%<br><44,400円>   |
| 一般      | 18,000円<br>(8月～翌年7月上限14.4万円) | 57,600円<br><44,400円>                     |
| 住民税非課税  | Ⅱ                            | 24,600円                                  |
|         | Ⅰ                            | 15,000円                                  |

[表3] 診療月と所得区分の関係について

| 年 月  | 令和4年                    |   |   |   |                         |   |    |    |    |   |   |   | 令和5年 |  |  |
|------|-------------------------|---|---|---|-------------------------|---|----|----|----|---|---|---|------|--|--|
|      | 4                       | 5 | 6 | 7 | 8                       | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |      |  |  |
| 所得状況 | 令和3年度の住民税<br>(令和2年中の所得) |   |   |   | 令和4年度の住民税<br>(令和3年中の所得) |   |    |    |    |   |   |   |      |  |  |

## 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば、負担限度額までの負担となります。認定証交付には申請が必要です。ただし、70歳以上で「現役並み所得者Ⅲ」及び「一般」区分の方は「限度額認定証」の提示なしで、負担限度額までの負担となります。

- 自己負担限度額の下段<>内は、石川県内市町の国民健康保険で同一世帯が過去1年に、世帯単位で高額療養に該当した回数が4回目以上の場合の自己負担限度額
- 「現役並み所得者」とは、一部負担金の負担割合が3割の方(70歳以上の国保被保険者が下記の所得がある世帯)  
「Ⅲ」住民税課税所得690万円以上  
「Ⅱ」住民税課税所得380万円以上690万円未満  
「Ⅰ」住民税課税所得145万円以上380万円未満
- 「住民税非課税Ⅱ」とは、世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯
- 「住民税非課税Ⅰ」とは、住民税非課税Ⅱの要件に加え、公的年金の控除額を80万円として、また、給与所得から10万円を控除して計算した所得が0円となる世帯



国保・年金・福祉

# 後期高齢者医療制度

## ■ 後期高齢者医療制度

### 〈窓口〉

医療保険課 ☎220 - 2255  
FAX 232 - 5644

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、高齢者にふさわしい医療が受けられることを目的とした制度です。

## ■ 加入者

次の方は後期高齢者医療制度の対象となります(生活保護を受けている方を除きます)。

- ① 75歳以上の方(手続き不要)
- ② 一定の障害のある65～74歳の方(認定の手続きが必要)

## ■ 被保険者証

加入者には「後期高齢者医療被保険者証」が1人1枚交付されます。受診時は医療機関の窓口で提示してください。

※対応可能な医療機関等で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

※対応可能となる医療機関や薬局は、国のホームページ等で公開されていますのでご確認ください。



## ■ 療養の給付

### 一部負担金(窓口での負担額)

1～3割

(現役並み所得者は3割負担)

## ■ こんな支給があります

- ・療養費
- ・葬祭費
- ・入院時食事療養費
- ・入院時生活療養費
- ・高額療養費
- ・高額介護合算療養費

## ■ 保険料の決め方

被保険者1人あたりの保険料額は、被保険者均等割額と所得割額の合計額です。

### 《令和4・5年度石川県の保険料率》

原則2年ごとに改定

被保険者均等割額  
(年額48,500円)

+

所得割額  
(被保険者の所得の9.53%)

所得割額は、前年の基礎控除(43万円)後の総所得金額等×所得割率(9.53%)により算出します。

保険料の年間限度額は66万円です。

## ■ 保険料の軽減

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料の被保険者均等割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に加入した場合、被保険者均等割額が2年の間5割軽減され、所得割額は当分の間かかりません。

## ■ 保険料の納め方

原則として年金から天引きされます。ただし、次に該当する方は年金から天引きされません。

- ① 年額18万円未満の年金受給額の方
- ② 介護保険料と合わせた額が年金受給額の2分の1を超える場合
- ③ 介護保険料が年金から天引きされていない場合

金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。金融機関の口座振替、ゆうちょ銀行からの自動払込、スマートフォン決済アプリを利用した納付もできます。

便利な口座振替、自動払込をおすすめします。

金沢市 Web口座振替

検索

## ■ 保険料納付方法変更

保険料を年金からの天引き(特別徴収)でお支払い頂いている方のうち、希望される方は、お申し出により納付方法を口座振替に変更することができます。

## ■ こんなときは届け出を

後期高齢者医療制度の対象となる方に、次の異動があったとき

- ・他の市区町村から転入してきたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・他の市区町村に転出するとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・死亡したとき
- ・金沢市内で住所が変わったとき
- ・世帯に変更があったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・被保険者証をなくしたとき

## ■ 国民年金

### 〈窓口〉

- 届け出、請求、相談  
市民課（国民年金係）

☎220 - 2295

- 届け出  
市民センター

国民年金はすべての国民に老後の生活保障や、障害になったときなどの保障を行うことを目的とした制度です。日本に住んでいる20歳から60歳未満の方はすべて加入することになっています。

## ■ 保険料の金額

保険料は月額16,590円です。  
このほかに付加保険料として毎月400円を納めることができます。

- 保険料を一括して前納すると割引になる制度もあります。

## ■ 加入者

国民年金に加入する方は次の3種類です。

- ①第1号被保険者…農業・学生・自営業者など（保険料を納めます）
- ②第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員（厚生年金保険料等に含まれます）
- ③第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者（納める必要はありません）

### 希望によって加入できる人

日本国内に住む60歳以上65歳未満の方（老齢基礎年金を受けていない方）、20歳以上65歳未満で海外にお住まいの方

## ■ 保険料の免除

- 法定免除…障害基礎年金、1・2級の厚生・共済の障害年金の受給者、生活保護の受給者。
- 申請免除…所得がない方または所得が少なく保険料を納めることが著しく困難な方には、全額免除と4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。
- 納付猶予制度  
50歳未満の方で、保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認を受ければ保険料を後払いにできます。
- 学生納付特例制度  
学生は申請して承認を受ければ保険料を後払いにできます。
- 産前産後期間の保険料免除制度  
第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産予定日又は出産日の属する月の前月から4ヶ月間の保険料が免除されます。

## ■ こんなときには届け出を

| こ ん な と き                                             | 手続きに必要なもの                                                            |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 会社をやめたとき<br>(被扶養配偶者の種別変更も必要)                          | 本人・配偶者の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類、離職票など退職日がわかるもの、本人確認書類（運転免許証等） |
| 厚生年金、共済組合に加入している配偶者の扶養からはずれたとき<br>扶養している配偶者が65歳になったとき | 本人の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類、扶養除外日がわかるもの、本人確認書類（運転免許証等）        |
| 国民年金を受けようとするとき                                        | 市民課（国民年金係）へお問い合わせください。                                               |
| 国民年金を受給していた方が死亡したとき                                   |                                                                      |
| 国民年金に加入していた方が死亡したとき                                   |                                                                      |
| 保険料の免除や学生納付特例の申請を行いたいとき                               |                                                                      |
| 国民年金に任意加入するとき                                         |                                                                      |
| 付加保険料を納めたいとき                                          | 本人の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、またはマイナンバー確認書類、本人確認書類（運転免許証等）                    |
| 年金手帳もしくは基礎年金番号通知書をなくしたとき                              | マイナンバー確認書類、本人確認書類（運転免許証等）                                            |



国保・年金・福祉

# 高齢者福祉

## ■ 老人福祉センター

健康保持のための休養、入浴と生きがいを高める各種文化講座を開催しています。

### ●対象となる方

市内在住の満 60 歳以上の方

### ●施設

万寿苑 大桑町ヤ 1-4 ☎244-6745  
松寿荘 金石北 3-3-33 ☎268-6757  
鶴寿園 額谷町ヌ 1 ☎298-9355  
十一屋生きがい交流館 十一屋町4-34  
(※入浴施設なし) ☎241-5958

●利用料金 特別室、農園を除き無料

●開館時間 9 時～ 17 時

●入浴時間 10 時～ 15 時

### ●利用の手続き

個人のご利用は、センターで直接、申し込んでいただければ「利用証」を発行します。次回からは利用証をお持ちいただければ、ご利用できます。

団体の場合は、事前にセンターにお申し込みください。

## ■ シルバー人材センター

金沢市内にお住まいの 60 歳以上で、健康で働くことを通じて社会参加を希望する方は、金沢市シルバー人材センターの会員に登録することができます。

シルバー人材センターは営利を目的としない団体です。会員は、年会費 2,000 円と互助会費 500 円が必要となります。まずは、入会説明会にご参加ください。

### 〈入会説明会の予約〉

金沢市シルバー人材センター

(二口町ニ 24-5) ☎222 - 2411

## ■ パソコンサロン

パソコンを使ってみたい、もっとうまくなりたいという方が気軽に利用できる施設です。

### ●対象となる方

市内在住の満 60 歳以上の方および障害のある方

## ●施設

金石(※) 金石北 3-3-33 (松寿荘内)

☎268 - 6300

千寿閣 東長江町辺 2-1 (千寿閣内)

☎222 - 0008

鶴寿園(※) 額谷町ヌ 1 (鶴寿園内)

☎298 - 9355

まちなか 此花町 3-2 (ライブ 1 B1F)

☎225 - 8936

※市内在住の満 60 歳以上の方のみ対象

## ■ ふれあい 入浴補助券



### 〈問い合わせ〉

福祉政策課 ☎220 - 2288

65 歳以上の方を対象に、公衆浴場に 1 回 150 円で入浴できる入浴補助券を福祉政策課、泉野・元町・駅西福祉健康センター、各市民センターで年間 22 枚交付しています。

## ■ ひとり暮らしやねたきりのお年寄り、またはその家族のためのサービス

〈問い合わせ〉①～③福祉政策課 ☎220-2288、各金沢市地域包括支援センター ④金沢健康福祉財団 ☎260-0071

| 福祉事業                                                                                            | 対象                                                           | 内容・備考                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ①紙おむつの給付<br> | 在宅で 3 カ月を経過して、要介護 4 または 5 である（要介護 3 の場合は重度認知症の状態にある）65 歳以上の方 | 本人、配偶者、扶養義務者それぞれの年間市民税所得割額による制限あり。  |
| ②電磁調理器・ガス漏れ警報器・自動消火器の給付                                                                         | 65 歳以上のひとり暮らしの方、または 65 歳以上の方のみの世帯                            | 生活保護世帯と市民税所得割額 9,000 円以下の世帯に限る。     |
| ③緊急通報装置の貸与<br>* 24 時間対応のコールセンターへ緊急通報や健康相談ができます。人感センサーと火災警報器と連動しています。                            | 75 歳以上のひとり暮らしの方またはねたきりの高齢者の方を含む高齢者のみの世帯                      | 月額使用料 300 円負担あり。<br>(ただし、生活保護世帯は無料) |
| ④自由契約ホームヘルプサービス                                                                                 | 市内にお住まいの 65 歳以上の方など                                          | 家事や外出などの支援のためヘルパーを派遣する。             |



■ はり・きゅう  
マッサージ費用の助成



〈問い合わせ〉

健康政策課 ☎220 - 2233

満70歳以上の方、満65歳以上で一定の障害認定者（身体障害者手帳の1～3級及び4級の一部など）が、保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術を受けるとき、1回1,200円の助成券を年間18枚を限度（月割）にお渡ししています。

■ 金沢市地域包括  
支援センター

在宅介護等に関する相談、高齢者の虐待防止等に関する相談に応じます。また、公的福祉保健サービス利用手続きの代行（市への申請書の提出）をします。

きしかわ 岸川町ほ5 ☎257-7878  
ふくひさ 小坂町中83 ☎293-2913  
かすが 山の上町1-26 ☎253-4165  
おおてまち 大手町9-1 ☎263-5517  
さくらまち 桜町24-30 ☎222-5722  
たがみ 田上本町カ45-1 ☎231-8025  
もろえ 沖町ハ15 ☎293-5084  
くらつき 鞍月東1-8-2 ☎237-8063  
えきにしほんまち 駅西本町 6-15-41

☎233-1873

ひろおか 広岡2-1-7 ☎234-2129  
かみあらや 上荒屋1-39 ☎269-0850  
きたづか 北塚町西440 ☎240-4604  
とびうめ 飛梅町2-1 ☎231-3377  
みつくちしんまち 三小牛町1-8-1 ☎263-7163  
ながさか 泉野出町1-22-26  
☎280-5111  
いずみの 泉野町6-15-5 ☎259-0522

ありまつ 有松5-2-24 ☎242-5510  
やましな 山科町午40-1 ☎241-8165  
まがえ 額新保1-351 ☎298-6964

（相談および手続代行のみ）

第二金沢朱鷺の苑 上辰巳町10-211-1 ☎229-3737  
第三万陽苑 三小牛町24-3-1 ☎280-6785

※マップP 76 参照

- 相談料金 無料
- 相談受付 来所・訪問相談は月～金曜日のおおむね8時30分～17時  
それ以外は、電話で相談を受付けます。

■ 養護老人ホーム

向陽苑崎浦 三口新町1-8-1  
☎263-7691  
向陽苑木曳野 木曳野4-114  
☎268-6541  
●お問い合わせは、福祉政策課  
☎220-2288

■ 福祉用具

〈問い合わせ〉

金沢福祉用具情報プラザ

（本町1-10-1） ☎234 - 9900

福祉用具、住宅改修モデルを展示し、身体にあった福祉用具選びのお手伝いや住宅改修の助言などを行っています。

- 開館時間 10時～19時
- 休館日 毎週火曜日 年末年始

■ 配食サービス

〈問い合わせ〉

福祉政策課 ☎220 - 2288

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢世帯等を対象に、食事の提供と見守りを行っています。





国保・年金・福祉

# 介護保険

## ■ 介護保険

### 〈窓 口〉

介護保険課 ☎220 - 2264

泉野・元町・駅西福祉健康センター

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みです。

平成 29 年 4 月、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）が始まり、サービスの種類が拡充されました。

## ■ 加入者

40 歳以上の方です。加入するための手続きの必要はありません。介護保険の被保険者証は、65 歳

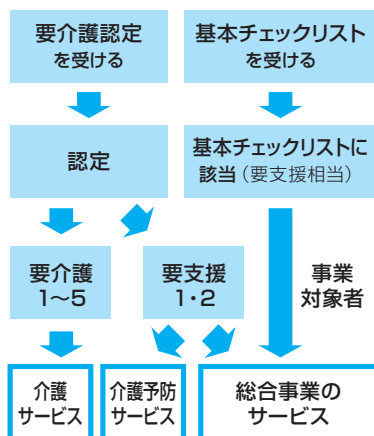
以上の方全員と 40 歳から 64 歳の方で要介護（要支援）認定を受けた方に交付されます。

第 1 号被保険者…65 歳以上の方

第 2 号被保険者…40 歳から

64 歳までの方

## ■ サービス利用の流れ



※第2号被保険者は要介護認定が必要です。

## ■ 利用料（自己負担）

介護保険でサービスを利用すると、9割、8割又は7割が保険で負担され、1割、2割又は3割が自己負担になります。ただし、サービスによっては、食費や居住費（滞在費）などの負担が必要となる場合があります。

## 福祉用具購入費・住宅改修費

福祉用具購入費や住宅改修費については、申請により対象の費用（限度額があります）の 9 割、8 割又は 7 割が介護保険から支給されます。なお、福祉用具については、指定事業者以外から購入した場合は対象になりません。また、住宅改修については、改修工事の前に申請が必要です。

## ■ 介護保険で受けられるサービス

| 対 象        | 種 類           | サービスの種類                                                                                                                        |
|------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業対象者      | 在宅系サービス（総合事業） | 介護予防型訪問サービス、介護予防型通所サービス、基準緩和型訪問サービス、基準緩和型通所サービス、短期集中型訪問サービス、短期集中型通所サービス                                                        |
| 要支援 1・2 の方 | 在宅系サービス       | 介護予防短期入所生活介護<br>介護予防福祉用具貸与・購入費の支給、介護予防住宅改修費の支給<br>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 など                                            |
| 要支援 2 の方   | 施設系サービス       | 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）                                                                                                      |
| 要介護 1～5 の方 | 在宅系サービス       | 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護<br>福祉用具貸与・購入費の支給、住宅改修費の支給<br>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護 など          |
|            | 施設系サービス       | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<br>介護老人保健施設<br>介護医療院<br>介護療養型医療施設<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）<br>認知症対応型共同生活介護（グループホーム） など |



## ■ 保険料と納付方法

介護を社会全体で支えるために、加入する方みんなが保険料を納めます。

### [第1号被保険者]

保険料は金沢市のサービス水準によって決まり、所得に応じた額を負担して

いただくことになります。保険料の納め方は、老齢・退職年金等が月額15,000円以上の方は、年金から天引きされます。年金が月額15,000円に満たない方や年度内に65歳に達した方などは、毎月(納期は末日)口座振替などで納め

ていただくことになります。

### [第2号被保険者]

医療保険の保険料として一括して支払います。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

**保険料（65歳以上の方）** ※年度の途中で65歳になる方や転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

| 保険料区分 | 該当者                                                                                       |                                       | 基準額に対する割合 | 令和3年度    |         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|----------|---------|
|       |                                                                                           |                                       |           | 年額保険料    | 月額保険料   |
| 第1段階  | ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方<br>・生活保護を受給されている方<br>・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 |                                       | 基準額×0.25  | 19,770円  | 1,640円  |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税                                                                               | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額×0.4   | 31,632円  | 2,630円  |
| 第3段階  |                                                                                           | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方       | 基準額×0.65  | 51,402円  | 4,280円  |
| 第4段階  | 世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税                                                                    | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方         | 基準額×0.85  | 67,218円  | 5,600円  |
| 第5段階  |                                                                                           | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方        | 基準額       | 79,080円  | 6,590円  |
| 第6段階  | 本人が市民税課税                                                                                  | 本人の合計所得金額が120万円未満の方                   | 基準額×1.15  | 90,942円  | 7,570円  |
| 第7段階  |                                                                                           | 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方            | 基準額×1.25  | 98,850円  | 8,230円  |
| 第8段階  |                                                                                           | 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方            | 基準額×1.40  | 110,712円 | 9,220円  |
| 第9段階  |                                                                                           | 本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方            | 基準額×1.50  | 118,620円 | 9,880円  |
| 第10段階 |                                                                                           | 本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方            | 基準額×1.75  | 138,390円 | 11,530円 |
| 第11段階 |                                                                                           | 本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方          | 基準額×2.00  | 158,160円 | 13,180円 |
| 第12段階 |                                                                                           | 本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方        | 基準額×2.15  | 170,022円 | 14,160円 |
| 第13段階 |                                                                                           | 本人の合計所得金額が1,500万円以上の方                 | 基準額×2.30  | 181,884円 | 15,150円 |

・第1段階から第5段階の合計所得金額は、課税年金収入額にかかる所得を除いたものです。

## ■ 減免制度

災害などの特別な事情により、保険料の納付や利用料の負担が困難な場合は、減免する制度があります。介護保険課までご相談ください。

## ■ 住み慣れた地域での生活を支援するサービス

| 地域支援事業                | 内 容                                                                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） | 要支援1・2又は事業対象者と認められた場合は、訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス（デイサービス）、栄養改善、口腔機能向上などを行います。                                               |
| 包括的支援事業               | 金沢市地域包括支援センター（P23参照）の担当者が、要支援1・2の方のケアプランの作成や介護の生活に関する総合的な相談に応じます。また、虐待などから高齢者の方の権利や安全を守るお手伝いをします。その他認知症の方を支える取組を実施しています。 |
| その他の事業                | ひとり暮らしやねたきりのお年寄り、その家族をサポートします。（P22・23参照）                                                                                 |



国保・年金・福祉

# ひとり親家庭支援

## ■ ひとり親家庭等の日常生活支援

### 〈窓 口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

疾病等の理由やひとり親家庭となつて間がない等、一時的に生活に支障がある場合等や、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（乳幼児または小学校に就学する児童を養育しているひとり親に限る）に、ホームヘルパーの派遣やお子さんの一時預りを行います。

●対象 母子家庭、父子家庭および寡婦

●利用者負担額

1時間あたり0～300円（所得によって異なります）

## ■ 母子生活支援施設への入所

### 〈窓 口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

母子家庭で、生活上いろいろな問題のため児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設に入所することができます。

## ■ 母子家庭の母、父子家庭の父の職業資格取得支援

### 〈窓 口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

●自立支援教育訓練給付金事業

就職のために一定の教育訓練を受講した場合に給付金を交付します。（費用の6割、20万円限度※雇用保険の教育訓練給付の受給資格がある場合は、供給調整あり）

●高等職業訓練促進給付金等事業  
対象資格（看護師等）の取得のために、1年以上養成機関で修学する場合等に給付金を交付します。（金額は所得によって異なります）

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付します。受講開始時、受講修了時及び合格時に一定の要件を満たした場合、それぞれ給付金が交付されます。（費用の6割、15万円限度）

※ひとり親家庭の子どもも対象となります。

## ■ 母子父子寡婦福祉資金を借りたい時

| 資金の種類                                                                                                    | 借 受 資 格                                                                                                                                          | 資金の貸主 | 受付事務担当者                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 事業開始資金<br>事業継続資金<br>修学資金<br>技能習得資金<br>修業資金<br>就職支度資金<br>医療介護資金<br>生活資金<br>住宅資金<br>転宅資金<br>就学支度資金<br>結婚資金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない者</li> <li>● 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子</li> <li>● 父母のいない児童</li> <li>● 母子父子福祉団体</li> </ul> | 金 沢 市 | 児童家庭相談室<br>（子育て支援課内）<br>☎220 - 2422 |

## ■ ひとり親家庭等に対する自立促進等講座

| 講 座 名                | 会 場                  | 備 考    | 申 し 込 み                     |
|----------------------|----------------------|--------|-----------------------------|
| パソコン講座（教材費等自己負担）     | 教育プラザ富樫<br>※マップP66参照 | 保 育 あり | 金沢市母子寡婦福祉連合会<br>☎224 - 3417 |
| 調剤薬局事務講座（教材費等自己負担）   |                      |        |                             |
| 医療事務講座（教材費等自己負担）     |                      |        |                             |
| 介護福祉士実務者研修（教材費等自己負担） | 石川県女性センター<br>三社町1-44 |        |                             |
| 法 律 相 談（無 料）         |                      |        |                             |

■ ひとり親家庭等  
医療費助成



〈窓口〉

健康政策課 ☎220 - 2233

母子・父子家庭の親および児童並びに、父母のいない児童の医療費について助成を行っています。

●対象児童年齢

18歳に達した最初の3月末までの児童（中程度以上の障害のある児童は20歳未満まで）  
※児童扶養手当と同様の所得制限あり

■ 生活・学習支援  
ボランティア派遣

〈窓口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の児童（小・中学生、高校生）に対し、生活・学習支援ボランティア（大学生等）を派遣し、学習支援や生活支援を行います。

●派遣回数

月2～4回程度

●派遣時間

1回4時間以内

■ 児童扶養手当

〈窓口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

●支給月額（令和4年度）

児童1人 43,070円～10,160円  
児童2人目 10,170円～5,090円の加算  
児童3人目以降  
1人につき6,100円～3,050円の加算  
※所得制限あり

●支給要件

本市にお住まいで、次の児童を

|                                                    |                    |
|----------------------------------------------------|--------------------|
| <p>{ 監護し、生計を同じくしている母（父）<br/>母又は父にかわって養育している方 }</p> | <p>に手当が支給されます。</p> |
|----------------------------------------------------|--------------------|

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が生死不明である児童
- ④父（母）に1年以上遺棄もしくは父（母）が拘禁されている児童
- ⑤父（母）が母（父）の申立てにより保護命令を受けた児童
- ⑥母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑦父（母）が重度の障害を有する児童

●対象児童年齢

18歳に達した最初の3月末までの児童（中～重度の障害がある児童は20歳未満まで）



国保・年金・福祉

# 障害福祉

## ■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を受けるには

申請の際には、「個人番号（マイナンバー）の確認」及び「本人確認」が必要になります。「個人番号カード」、「通知カードと身分証明書（顔写真付き）1点」または「通知カードと身分証明書（顔写真なし）2点」もお持ちください。

|                 | 窓 口                              | 必 要 書 類                                                                                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳         | ・障害福祉課<br>・各市民センター<br>・各福祉健康センター | ・身体障害者手帳交付申請書<br>・身体障害者診断書（指定医師）<br>・上半身脱帽の写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）                                                                                               |
| 療育手帳            | ・障害福祉課<br>・各福祉健康センター             | ・療育手帳交付申請書<br>・生活現状調査票 → 相談所で判定<br>・上半身脱帽の写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、身体障害者手帳（お持ちの方）                                                                                 |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | ・障害福祉課<br>・各福祉健康センター             | ・精神障害者保健福祉手帳申請書<br>・上半身脱帽の写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）<br>・直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し（精神障害が事由であるもの）<br>・障害年金証書の写し（精神障害が事由であるもの）<br>・障害年金を受給していない人は、精神障害の治療又は診断に従事する医師の診断書 |

※申請書は各窓口にあります

## ■ 障害のある方の福祉サービス

### 〈受 付〉

障害福祉課 ☎220 - 2289

FAX 232 - 0294

障害のある方が事業者・施設と契約してサービスをご利用いただけます。

### ●対象

身体・知的・精神（発達障害を含む）に障害のある方及び身体・知的・精神に障害のある児童並びに難病患者等

### ●内容

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・就労移行支援
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援
- ・放課後等デイサービス
- ・移動支援（ガイドヘルプ）など

## ■ 就職を希望される方

### 〈受 付〉

ハローワーク金沢（鳴和 1-18-42）

☎253 - 3033 FAX 200 - 6029

ハローワーク金沢（金沢公共職業安定所）に障害者雇用専門員がいますのでご相談ください。

## ■ 松ヶ枝福祉館

### 〈受 付〉

金沢市社会福祉協議会

☎231 - 3571

FAX 231 - 3560

※マップ P77 参照

松ヶ枝福祉館は、障害のある方（児）とその家族、高齢者、ボランティアグループなどの活動の場として気軽にご利用いただけます。

●開館時間 9時～22時

●休 館 日 年末年始

●使 用 料 無 料

## ■ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

### 〈受 付〉

手話通訳者・要約筆記者

派遣センター 金沢市聴力障害者福祉協会

☎233 - 7729 FAX 233 - 9011

聴覚に障害のある方が社会生活をスムーズに営むため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

## ■ 障害者高齢者体育館

### 〈受 付〉

駅西むつみ体育館 ☎221 - 9065

FAX 221 - 9065

※マップ P73 参照

金沢市内にお住まいの障害のある方（児）、高齢者（60歳以上）で登録を受けた方とその介護者が一緒にスポーツ、レクリエーションなどを行うための体育施設です。（一般の方も利用可）

●開館時間 10時～21時（ただし、日曜・祝日は9時～19時）

●休 館 日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

●使 用 料 無 料（ただし、一般の方は有料）

●施設設備 体育館、多目的室、機能回復訓練室、ボウリング室

## ■ 障害のある方、およびその家庭への特別手当金

(令和4年度)

| 手 当 の 種 類 | 受 給 資 格                                             | 金 額                          |
|-----------|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 特別障害者手当   | 日常生活において常時の介護を必要とする20歳以上の在宅の方で、精神または身体に著しく重度の障害のある方 | 月 額：27,300円                  |
| 障害児福祉手当   | 日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満で、重度の障害のある児童（施設入所者を除く）      | 月 額：14,850円                  |
| 特別児童扶養手当  | 20歳未満で中～重度の障害がある児童を養育している方（児童が施設に入所している場合を除く）       | 1級月額：52,400円<br>2級月額：34,900円 |

## ■ 障害のある方、およびその家庭への給付金・助成金など

| 給付・助成金の種類                                                                                         | 受 給 資 格                                                                                                                                                             | 助 成 額                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 自立支援医療費の支給                                                                                        | 障害のある方（児）の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むための医療（心臓の手術、斜視の手術、人工透析、精神通院医療など）です                                                                                       | 原則医療費の1割が自己負担となる。世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの上限額が設定される。 |
| 心身障害者医療費助成<br>   | <p>■ 65歳未満の障害のある方<br/>身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、BまたはIQ35以下の方</p> <p>■ 65歳以上の障害のある方<br/>身体障害者手帳1～3級、4級の音声・言語障害、4級の下肢障害の一部、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、BまたはIQ35以下の方</p> | 国民健康保険などの自己負担額（所得制限あり）                         |
| 福祉タクシー利用助成<br> | 下肢の1・2級、体幹・視覚の1～3級ならびに内部障害1級、療育手帳Aの方または精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方（ただし、一定以上の所得がある方、施設に入所している方、自動車を所有し運転できる方を除く）*バス、電車などにも運賃の割引あり                                             | 1人1枚小型車初乗り運賃相当額、年間36枚（精神障害者保健福祉手帳所持者は24枚）      |
| 就労支度援護                                                                                            | 特別支援学校や職業訓練施設の課程を修了し、新たに就労される障害のある方に就労支度経費の一部を支給                                                                                                                    | 20,000円                                        |
| 生活自立のための住まいづくりに関する助成制度                                                                            | 身体に障害のある方または要介護高齢者が自立した日常生活を過ごせるように住宅を整備される方                                                                                                                        | P50 参照                                         |
| 所得税・市・県民税の障害者控除                                                                                   | 納税者本人または控除対象配偶者、扶養親族に障害があるとき                                                                                                                                        |                                                |

## ■ 身体に障害のある方の日常生活をサポートするサービス

|                 | サービスの内容                                | 対 象 者                                      | 申 込 先                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 車いすの貸出          | 一時的に車いすが必要となった時の貸出サービス                 | 身体に障害のある方（手帳をお持ちでない方も含む）やお年寄りのケガ、病気、外出の際など | 松ヶ枝福祉館<br>金沢市身体障害者団体連合会<br>☎262-6660<br>FAX 262-6660                               |
| 視覚障害者用ワープロの共同利用 | 目の不自由な方も点字文書が作成できるワープロの共同利用            | 視覚に障害のある方                                  | 金沢市<br>視覚障害者協会<br>☎222-8782<br>FAX 222-1831                                        |
| 日常生活用具の給付・貸与    | 障害のある方（難病患者等を含む）の日常生活を容易にするための用具の給付・貸与 | 給付品：特殊寝台、ストマ用装具など<br>貸与品：福祉電話              | 障害福祉課<br>☎220-2289<br>FAX 232-0294<br>泉野福祉健康センター<br>☎242-1131<br>FAX 242-8037      |
| 補装具の交付          | 身体に障害のある方（難病患者等を含む）の失われた機能を補うための補装具の交付 | 対象：補聴器、車いすなど                               | 元町福祉健康センター<br>☎251-0200<br>FAX 251-5704<br>駅西福祉健康センター<br>☎234-5103<br>FAX 234-5104 |





国保・年金・福祉

# 子育て支援・保育所など

## ■ 保育所・認定こども園の利用

保育幼稚園課 ☎220 - 2299

保育利用支援員 ☎220 - 2538

保護者の仕事や病気、出産などで家庭で保育ができない場合に、保育所または認定こども園を利用することができます。認定こども園は保育の必要がない満3歳以上のお子さんも利用できます。利用申し込みについては、各施設または保育幼稚園課へご相談ください。

## ■ 育児・養育についての相談

教育プラザ富樫

○電話相談 ☎243 - 0874

○いじめ相談 ☎243 - 1019

○虐待通報(24時間)

☎243 - 8348

お子さんの発達や養育、教育など、子育てに関するどのような相談にも応じる総合的な相談窓口です。通所指導を行う幼児相談室も市内に3カ所あります。

児童家庭相談室(子育て支援課内)

☎220 - 2422

経済的に困難な状況にある子どもやひとり親家庭の相談・支援を行います。

こども家庭支援センター金沢

☎243 - 8341

子育てに対する不安や悩みなどについて電話相談を受け付けています。

子育て支援チーフコーディネーター

(教育プラザ富樫内) ☎243 - 5910

(城北児童会館内) ☎252 - 6731

(駅西こども広場内) ☎234 - 5136

子育て支援サービスや相談機関などの情報を提供します。

## ■ こども広場

金沢駅こどもらんど

(金沢駅あんと内) ☎260 - 4150

泉野こども広場

(泉野福祉健康センター内) ☎226 - 1154

元町こども広場

(元町福祉健康センター内) ☎251 - 2258

駅西こども広場

(駅西福祉健康センター内) ☎234 - 5136

教育プラザ富樫子育て広場

☎243 - 1054

近江町交流プラザちびっこ広場

(近江町いちば館3階) ☎260 - 6724

まるびいすくすくステーション

(金沢21世紀美術館内) ☎220 - 2800

親子の遊び場の提供や子育て相談を行います。

## ■ 子育て支援サービス等の利用助成



〈窓口〉

子育て支援課 ☎220 - 2285

申請によりかなざわ子育てすまいるクーポンを支給します。

## ■ 児童手当の支給

子育て支援課 ☎220 - 2285

市民課、各市民センター、各福祉健康センター(公務員の方は勤務先)15歳になって最初の年度末までの児童を養育している方に支給します。※市外で出生届を提出した場合、別に金沢市に児童手当の申請が必要です。

### ●支給月額(児童1人につき)

10,000円または15,000円(児童の年齢、出生順位により異なります)

所得制限超世帯 5,000円

※令和4年10月支給分から、所得制限超世帯のうち、更に一定の所得を超えた世帯は支給されません。

## ■ 子育てのサポート

ファミリーサポートセンター

(教育プラザ富樫内) ☎243 - 3410

お子さんを持つ家庭を地域で支援することを目的として、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として組織化し、育児の相互援助活動を行います。

## ■ 子育て支援アプリ

トイレ・授乳室等の位置情報や各保育所・児童館等でのイベントを検索できます。

いしかわ中央子育てアプリ [検索](#)



## ■ 保育所・認定こども園一覧表

| 保育所      | 定員  | 所在地        | 電話番号      |
|----------|-----|------------|-----------|
| 中村町保育所   | 95  | 中村町 15-7   | 241-3437  |
| 三馬保育所    | 135 | 久安 6-83    | 247-0010  |
| 光が丘保育所   | 132 | 光が丘 2-104  | 298-1153  |
| 大桑保育所    | 50  | 大桑町平 42-48 | 247-4630  |
| 八日市保育所   | 132 | 八日市 2-465  | 242-0411  |
| 矢木保育所    | 100 | 矢木 1-40    | 249-2518  |
| 金石保育所    | 98  | 金石北 3-3-38 | 267-0779  |
| 八田保育所    | 106 | 八田町東 572   | 258-0333  |
| 花園保育所    | 70  | 岸川町に 46    | 258-0158  |
| 森山保育所    | 105 | 元町 1-7-7   | 252-0448  |
| 双葉保育所    | 81  | 吉原町ヨ 1     | 258-0332  |
| 薬師谷保育所   | 79  | 堅田町丙 86-3  | 258-0721  |
| 宮野保育所    | 40  | 宮野町ホ 79    | 258-0721※ |
| 愛育保育園    | 60  | 小將町 8-23   | 221-0984  |
| 梅光保育園    | 120 | 石引 4-6-1   | 222-2405  |
| あゆみ保育園   | 60  | 笠舞 3-8-41  | 262-5016  |
| つくしんぼ保育園 | 60  | 宝町 13-1    | 222-0277  |
| 野町保育園    | 60  | 野町 3-24-32 | 244-6458  |
| みどりが丘保育園 | 120 | 緑が丘 19-8   | 241-1574  |

※宮野保育所へのお問い合わせは薬師谷保育所になります。

| 保育所        | 定員  | 所在地         | 電話番号     |
|------------|-----|-------------|----------|
| のぞみ保育園     | 60  | 若草町 22-1    | 241-0078 |
| 富樫中央保育園    | 117 | 山科 1-7-5    | 241-6456 |
| 弥生乳児保育園    | 20  | 泉 1-2-3     | 244-2266 |
| 西泉保育園      | 130 | 西泉 5-103    | 243-3420 |
| おしの保育園     | 120 | 押野 2-525    | 242-6660 |
| 額扇台保育園     | 80  | 馬替 2-204-1  | 298-8181 |
| 米丸保育所      | 120 | 東力町二 157-3  | 291-1174 |
| くるみ保育園     | 145 | 入江 3-215    | 291-2717 |
| あおば保育園     | 110 | 豊穂町 195     | 240-0050 |
| くりのき保育園    | 120 | 新保本 5-25    | 269-0081 |
| 北安江保育園     | 160 | 北安江 3-12-22 | 231-1400 |
| 弓取保育園      | 160 | 三口町火 236    | 237-7800 |
| わらべ保育園     | 300 | 畝田東 4-1164  | 268-6737 |
| セルホーといた保育園 | 131 | 戸板 2-102    | 210-7070 |
| 未来のひろば     | 130 | 田上の里 2-220  | 261-4522 |
| 湯涌保育園      | 20  | 湯涌荒屋町 23    | 235-1258 |
| みずほ保育園     | 20  | 二俣町ハ 5-1    | 236-1044 |
| 野町夜間保育園    | 30  | 野町 3-24-32  | 244-6458 |

| 認定こども園             | 定員  | 所在地           | 電話番号     |
|--------------------|-----|---------------|----------|
| 泉こども園              | 99  | 泉 1-3-63      | 242-5880 |
| みやこのりこども園          | 100 | 材木町 13-40     | 221-6588 |
| ふたつか認定こども園         | 115 | 北塚町西 100-2    | 249-0454 |
| 双葉こども園             | 105 | 香林坊 2-5-24    | 231-3456 |
| 聖霊こども園             | 135 | 長町 1-5-43     | 263-5906 |
| 長土堀こども園            | 105 | 長町 3-11-17    | 264-1900 |
| さいび園               | 63  | 長土堀 1-2-9     | 231-5460 |
| まことこども園            | 82  | 尾張町 2-16-86   | 231-5474 |
| 石川県済生会こども園アイリス     | 90  | 本町 1-2-16     | 233-1649 |
| 認定こども園ひょうたん        | 79  | 瓢箪町 8-22      | 221-6611 |
| 兼六こども園             | 108 | 桜町 8-17       | 231-4045 |
| 認定こども園つみえんふれんどはうす  | 80  | 石引 2-4-23     | 221-5206 |
| 聖ヨハネこども園           | 75  | 石引 4-3-1      | 264-2006 |
| 上野こども園             | 96  | 小立野1-15-23    | 262-1001 |
| 小立野善隣館こども園         | 100 | 小立野 5-1-5     | 261-2755 |
| わくなみこども園           | 109 | 涌波 2-7-35     | 264-1419 |
| 永井善隣館こども園          | 80  | 菊川 2-8-13     | 231-3429 |
| すえひろこども園           | 110 | 三口新町 3-19-10  | 222-0129 |
| かさまいこども園           | 100 | 笠舞 2-27-20    | 222-5915 |
| 旭町保育園              | 142 | 旭町 2-13-1     | 222-5647 |
| 第一善隣館保育所           | 79  | 野町 3-1-15     | 241-4030 |
| 認定こども園子供の家         | 66  | 若草町 5-32      | 241-0104 |
| すみれこども園            | 59  | 寺町 4-1-2      | 241-1932 |
| 龍雲寺学園・パウデア学舎       | 105 | 寺町 5-12-40    | 243-8008 |
| 平和こども園             | 100 | 平和町 2-6-6     | 241-2539 |
| めぐみこども園            | 102 | 平和町 2-4-5     | 241-0580 |
| ひばりキッズガーデン         | 100 | 額新町 2-124     | 298-7611 |
| 額小鳩こども園            | 185 | 三十苅町乙 156     | 298-5253 |
| ひまわりこども園           | 99  | 横川 3-33       | 247-2103 |
| 神田認定こども園           | 105 | 神田 1-14-10    | 244-0680 |
| 泉の台幼稚園             | 165 | 泉野町 4-4-3     | 243-6775 |
| 伏見台保育園 Neo         | 175 | 窪 4-511       | 243-6745 |
| 金沢泉丘こども園           | 135 | 富樫 2-5-35     | 247-4150 |
| わかばこども園            | 105 | 西大桑町 7-5      | 243-4522 |
| 額小鳩第二こども園          | 115 | 三十苅町乙 154     | 298-5216 |
| しらゆり保育園            | 142 | 西金沢 3-508     | 249-3620 |
| 幼保連携型認定こども園すずらん保育園 | 180 | 西金沢新町 266-2   | 249-4988 |
| 安原こども園             | 265 | 下安原町東 1521-1  | 249-2548 |
| ミドリ光と風こども園         | 105 | 南塚町 233       | 249-6339 |
| ミドリの杜こども園          | 105 | みどり 3-23-2    | 249-5524 |
| めばえこども園            | 135 | 八日市 3-229     | 249-8266 |
| こまどりこども園           | 136 | 上荒屋 6-428     | 249-8511 |
| わかたけの森こども園         | 123 | 高畠 1-381      | 291-5574 |
| 正美保育園              | 300 | 二口町イ 30       | 261-8815 |
| みなとこども園            | 168 | 寺中町リ 10       | 268-2743 |
| 認定こども園大野町こども園      | 94  | 大野町4丁目甲 18-11 | 267-0136 |
| かもめこども園            | 79  | 栗崎町タ 1-1      | 238-2061 |
| 認定栗崎こども園           | 180 | 栗崎町 1-4       | 238-3720 |
| くら月こども園            | 135 | 南新保町口 126-1   | 237-6756 |
| 認定こども園すくすくふたば      | 107 | 駅西新町 1-30-9   | 262-9012 |

| 認定こども園          | 定員  | 所在地          | 電話番号     |
|-----------------|-----|--------------|----------|
| あけぼのこども園        | 115 | 戸水 1-18      | 237-7036 |
| さいねんこども園        | 145 | 西念 3-7-21    | 265-6116 |
| ニコニコ保育園         | 225 | 松村 2-20      | 268-4120 |
| 広岡こども園          | 140 | 広岡 2-8-26    | 261-3759 |
| あかしあこども園        | 135 | 栗崎町 3-243-1  | 238-1100 |
| かたつこども園         | 80  | 須崎町ト 46-1    | 238-5705 |
| 大徳学園            | 155 | 畝田中 1-97     | 267-0961 |
| キッズみなと園         | 204 | 木曳野 2-126    | 266-1711 |
| 松寺こども園          | 166 | 松寺町丑 47      | 238-1414 |
| 東金沢こども園         | 188 | 三池町 145      | 252-7814 |
| キッズスクールオオウラ     | 145 | 大浦町ヌ 75-1    | 238-2734 |
| まどかこども園         | 90  | 南森本町口 78-1   | 258-0758 |
| 千坂こども園          | 154 | 疋田町ハ 302     | 258-1321 |
| 見真こども園          | 135 | 弥勒町カ 112     | 257-1260 |
| みずきこども園         | 168 | みずき 4-1      | 258-2120 |
| ひがしやまこども園       | 79  | 東山 3-29-22   | 252-1414 |
| 浅野こども園          | 99  | 京町 3-43      | 252-1550 |
| 光こども園           | 175 | 神宮寺 1-11-15  | 252-9750 |
| 小金こども園          | 75  | 小坂町北 233-1   | 252-6800 |
| 山王こども園          | 115 | 山王町 2-85     | 252-0135 |
| かみやちこども園        | 160 | 神谷内町ヘ 29     | 251-1250 |
| 犀川保育園           | 56  | 末町 16-30     | 229-1681 |
| 田上こども園          | 145 | 田上本町 4-151   | 262-4014 |
| ひがしあさかわこども園     | 69  | 袋板屋町西 29     | 229-2030 |
| 末こども園           | 75  | 末町 21-22     | 229-0033 |
| キッズアカデミー太陽丘こども園 | 191 | 太陽が丘 3-247-1 | 254-5210 |
| 双葉第二こども園        | 36  | 香林坊 2-5-24   | 231-3456 |
| 馬場幼稚園           | 116 | 小橋町 4-12     | 252-3902 |
| 川上幼稚園           | 64  | 幸町 17-34     | 231-1521 |
| 長町幼稚園           | 45  | 片町 2-10-23   | 231-4881 |
| 金沢星稜大学附属星稜幼稚園   | 210 | 御所町寅 27      | 252-5057 |
| 伏見幼稚園           | 130 | 円光寺 3-11-30  | 242-1233 |
| カルメン幼稚園         | 110 | 三馬 3-324     | 247-0011 |
| 金沢星稜大学附属星稜泉野幼稚園 | 155 | 泉野町 6-17-30  | 244-5636 |
| 桜木幼稚園           | 65  | 寺町 2-12-12   | 241-0059 |
| 金沢幼稚園           | 121 | 安江町 15-52    | 225-7161 |
| みはる幼稚園          | 270 | 割出町 435      | 238-0615 |
| 木の花幼稚園          | 130 | 長町 3-1-15    | 233-2824 |
| 清泉幼稚園           | 45  | 橋場町 13-17    | 231-0764 |
| 妙源寺幼稚園          | 230 | 光が丘 2-119    | 298-5533 |
| みどりかわい幼稚園       | 165 | 上安原 2-130-1  | 249-4828 |
| メロン幼稚園          | 170 | 福久町ル 1-1     | 258-2668 |
| 金石幼稚園           | 180 | 金石本町口 53     | 268-1303 |
| 明成幼稚園           | 180 | 寺中町ホ 29-1    | 267-1100 |
| 白銀幼稚園           | 90  | 芳斉 2-2-24    | 231-5162 |
| かわい幼稚園          | 160 | 泉本町 3-111    | 241-0620 |
| 認定こども園青竜幼稚園     | 135 | 額新町 1-27     | 298-7044 |
| 第二かわい幼稚園        | 215 | 入江 1-203-1   | 291-2000 |
| 伏見かわい幼稚園        | 200 | 米泉町 5-26     | 243-4207 |



健康・医療

# 母子健診・相談

## ■ 妊活前に



電子申請

### プレ妊活健診

将来子どもを望む夫婦が、本格的な妊活の前に夫婦それぞれの健康状態のチェックと専門家による妊娠に関する健康教育を無料で受けることができます。

### ●対象となる方

夫婦の両方又は一方が金沢市に住民登録があり、妻の年齢が40歳未満である夫婦

※令和5年4月1日以降は、妻の年齢が30歳以上の場合、「婚姻日から2年以内」が条件に追加されます。

## ■ 赤ちゃんができたら

母子健康手帳・母子保健のしおり妊娠された方は、福祉健康センター、または健康政策課に届け出て母子健康手帳を受け取ってください。母子健康手帳は、妊娠してからの母と子の健康を記録するもので、予防接種や定期健診等に必要なもの。また、金沢市に住民票のある方には、「金沢市母子保健のしおり」もお渡ししています。「金沢市母子保健のしおり」には金沢市の母子保健制度の概要が説明してあります。各健康診査受診票（妊婦（14回分）・産婦・1か月児・6か月児・1歳児・2歳児）が綴じ込まれています。

## ■ 赤ちゃんが生まれたら

### 出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生の日を含めて14日以内に市民課か市民センターへ届け出ください。（P14参照）

### 出生児の名に使える文字

- ①常用漢字
- ②人名用漢字
- ③カタカナ、ひらがな（変体がなを除く）

## ■ 赤ちゃんの健康相談と育児

### 元気に育て！赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に、保健師・助産師が家庭訪問を行っています。出生届と同時に母子健康手帳に綴じ込んである「赤ちゃんとお母さんの家庭訪問連絡票」を提出してください。（既に他市町村で母子健康手帳を受け取り転入された方は、福祉健康センターへ連絡してください。）

### 乳幼児健康相談（要予約）

乳幼児の発達、栄養、育児の方法などについての相談です。

#### ●泉野福祉健康センター

第4月曜日 13時30分～15時

#### ●元町福祉健康センター

第1月曜日 13時30分～15時

#### ●駅西福祉健康センター

第3月曜日 13時30分～15時

### 〈窓口〉

健康政策課 ☎220－2233

泉野福祉健康センター

☎242－1131

元町福祉健康センター

☎251－0200

駅西福祉健康センター

☎234－5103

※泉野福祉健康センターは令和4年内に移転予定  
※マップP77参照

## ■ 産前・産後ママヘルパーの派遣



電子申請

### 〈窓口〉

金沢健康福祉財団

☎260－0071

### 〈事業内容の問い合わせ〉

子育て支援課 ☎220－2285

妊娠中・出産後の家事・育児などを手伝ってくれる人がいないお母さんに、ヘルパーを派遣します。利用料はお問い合わせください。

### ●派遣時間

9時～17時

（土、日、祝日、年末年始を除く）

1回／日、2時間／回

### ●派遣回数

産前：母子健康手帳交付時～出産前に20回まで

産後：出産・退院後2カ月以内に20回まで

ただし、令和2年4月1日以降に生まれた多胎児の場合産後2年以内に50回まで、3歳未満の兄弟がいる場合、産後1年以内に25回まで

## ■ 医療費の助成



## 〈窓口〉

健康政策課 ☎220 - 2233

**子育て支援医療費の助成制度**  
中学校3年生までのお子さんの通院・入院分の医療費について助成を行っています。

## ●窓口負担額

**通院：1医療機関当たり1日500円**  
**入院：1医療機関当たり1か月1,000円**  
**調剤：無料**(保険薬局における保険調剤)  
**1か月の自己負担上限額は1,000円です。**

## ■ 予防接種費の助成



## 〈窓口〉

健康政策課 ☎220 - 2701

**任意予防接種費の助成制度**  
任意予防接種費の一部について助成を行っています。(こども1人につき1年度2回まで)

年齢：0歳～6歳

接種：インフルエンザ、おたふく、  
B型肝炎の3種類から選択

金額：1回あたり上限1,000円

※B型肝炎は、平成28年3月31日以前に生まれた者に限る。

**定期予防接種費の助成制度**  
里帰り出産など長期滞在により石川県外で接種した定期予防接種費の助成を行っています。接種前に「予防接種実施依頼書」の申請が必要です。

年齢：0歳のみ

接種：県外で接種した定期予防接種  
金額：接種費用(ただし上限あり)

## ●申請期限

いずれの助成制度も接種日の1年後の月末までです。

## ■ 福祉健康センターで行っている乳幼児期の健康診査(無料)

生後3か月、1歳6か月、3歳6か月の乳幼児を対象に、健康診査(身体測定・診察・歯科・栄養・育児相談)を無料で行っています。事前に郵送する通知をご持参の上、各福祉健康センターへお越しください。

## ■ 幼児発達相談(要予約)

ことばの遅れや多動、こだわりなどの発達に関する相談を行っています。各福祉健康センターへご予約ください。

## ■ 5歳児就学前相談(要予約)

5～6歳児とその保護者を対象として、発達に関する相談を行っています。各福祉健康センターへご予約ください。

## ■ 育児教室(要予約)

6～8か月の乳児の保護者を対象に、子どもの発達や子育て、離乳食の進め方などについて学ぶ教室。

## ■ しっかり食べよう教室(要予約)

幼児期からの健全な発育を促すため、講話や個別相談による食事や歯の健康づくりについての教室(離乳食コース、幼児食コース)を開催しています。

## ■ 医療機関で受診できる乳幼児期の健康診査(無料)

生後1か月頃、6か月頃、1歳頃、2歳6か月頃の乳幼児を対象に、健康診査を県内の医療機関でそれぞれ1回受診できます。受診の際は、「金沢市母子保健のしおり」に綴じ込みの受診票と母子健康手帳をご持参ください。

## ■ ほっとライン

妊娠、出産、育児、女性の健康、食事の栄養バランスなどに関する疑問や悩みについて、電話相談を行っています。

## ●利用時間

月～金曜日  
8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

## 〈窓口〉

## ●女性の健康ほっとライン

☎220 - 7918

## ●妊娠・出産ほっとライン

☎208 - 4303

## ●子育てほっとライン

泉野

☎244 - 4500 FAX 242 - 8037

元町

☎251 - 3500 FAX 251 - 5704

駅西

☎234 - 3500 FAX 234 - 5104

## ●栄養ほっとライン

☎234 - 1498



健康・医療

## ■ 定期予防接種



電子申請

予防接種法によって定められた予防接種は、無料で受けることができます。定期予防接種を受けるためには、金沢市の接種券（裏面：予診票）が必要です。接種券は随時、郵送でお送りしています。接種券を紛失された方や市外から転入された方で予防接種を希望される方は接種券交付の手続きが必要です。お子さまの母子健康手帳、来所される保護者の方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）及びお子さまのマイナンバーがわかるもの（転入者のみ）を持参の上、窓口までお越しください。

## 〈窓口〉

健康政策課 ☎220 - 2701

泉野福祉健康センター

☎242 - 1131

元町福祉健康センター

☎251 - 0200

駅西福祉健康センター

☎234 - 5103

\*定期予防接種は、金沢市の予防接種協力医療機関で受けてください。

## ■ 健康教室（一般向け）

## 〈窓口〉

金沢健康福祉財団

（金沢健康プラザ大手町西館内） ☎222 - 0102

## からだかるやか塾

肥満の予防・改善のために必要な生活習慣の改善方法について学ぶ教室を開催します。

| 予防接種の種類                     |        | 接種時期                    |
|-----------------------------|--------|-------------------------|
| ロタウイルス                      | ロタリックス | 出生6週0日後から24週0日後まで       |
|                             | ロタテック  | 出生6週0日後から32週0日後まで       |
| Hib(インフルエンザ菌b型)             |        | 生後2か月～5歳の前日まで           |
| 小児用肺炎球菌                     |        | 生後2か月～5歳の前日まで           |
| B型肝炎                        |        | 1歳の前日まで(標準接種:生後2～9か月)   |
| ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ(DPT-IPV) |        | 生後3か月～7歳6か月の前日まで        |
| 結核(BCG)                     |        | 1歳の前日まで(標準接種:生後5～8か月)   |
| 麻しん・風しん(MR)                 | 1期     | 1歳～2歳の前日まで              |
|                             | 2期     | 就学前年度の1年間               |
| 水痘                          |        | 1歳～3歳の前日まで              |
| 日本脳炎                        | 1期     | 生後6か月～7歳6か月の前日まで        |
|                             | 2期     | 9歳～13歳の誕生日の前日まで         |
| 日本脳炎特例                      |        | (注1) 7歳6か月～20歳の誕生日の前日まで |
|                             |        | (注2) 9歳～13歳の誕生日の前日まで    |
| ジフテリア・破傷風(DT)第2期            |        | 11歳～13歳の誕生日の前日まで        |
| 子宮頸がん(注3)                   |        | 小学6年生～高校1年生女子           |

(注1) H7.4.2～H19.4.1 生まれの方は特例として20歳の誕生日の前日まで接種できます。

(注2) H19.4.2～H21.10.1 生まれの方は特例として1期の未接種分を9～13歳の誕生日の前日に接種できます。

(注3) 一時接種券の送付を見合わせていましたが、令和4年度から再開しました。

## 健康ウォーキング

ウォーキングの魅力を体験するために、観光ガイド「まいどさん」の案内によるウォーキングなど、多彩な内容で開催します。

## ヘルシークッキング

生活習慣病予防のための栄養教室を開催します。

## からだところのリラックス教室

睡眠・休養・ストレス解消法について学ぶ教室を開催します。

## みんなの健康運動教室

幅広い年代を対象として健康づくりについて学ぶ教室を開催します。



# 成人健診・相談



健康・医療

## 健康診査、健康相談の窓口

### 〈受付〉

健康政策課 ☎220 - 2730

泉野福祉健康センター

☎242 - 1131

元町福祉健康センター

☎251 - 0200

駅西福祉健康センター

☎234 - 5103

金沢市では医療機関で行う「すこやか検診」と福祉健康センターなどで行う「集団検診」を実施しています。

年齢などで、受診できる種類が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

なお、特定健康診査は、医療保険者（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）が行いますので、詳しくはご加入の健康保険にお問い合わせください。



電子申請

## 健康診査

| 種 類                                | 受診料金(70歳以上無料) |      | 種 類             | 受診料金(70歳以上無料)     |      |
|------------------------------------|---------------|------|-----------------|-------------------|------|
|                                    | すこやか検診        | 集団検診 |                 | すこやか検診            | 集団検診 |
| 特 定 健 康 診 査                        | 1,000円        | 800円 | 肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 | 無料                | 無料   |
| 金沢市国民健康保険以外の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください |               |      | 前 立 腺 が ん 検 診   | 400円              | 400円 |
| 若 年 者 健 康 診 査                      | —             | 800円 | 大 腸 が ん 検 診     | 500円              | 300円 |
| 肺がん検診 (X線)                         | 800円          | 100円 | 乳 が ん 検 診       | 700円              | 500円 |
| // (ヘリカルCT検査)                      | 1,500円        | —    | 子 宮 頸 が ん 検 診   | 1,100円            | 700円 |
| // (喀痰検査)                          | 500円          | 300円 | 歯 科 健 診         | 400円(クリーニング+100円) | —    |
| 胃がん検診 (X線)                         | 1,500円        | 500円 | 骨 粗 しょう 症 検 診   | 400円              | 300円 |
| // (内視鏡)                           | 1,500円        | —    | 緑 内 障 検 診       | 500円              | —    |
| // (ペプシノゲン検査)                      | 無料            | —    | 聴 力 検 診         | 500円              | —    |
|                                    |               |      | も の 忘 れ 健 診     | 無料                | —    |

健康・医療

成人健診・相談

## 各種健康相談（無料）（祝日や年末年始により変更となる場合があります。）

| 相談の種類                        | 内 容                                           | 泉野福祉健康センター                                   | 元町福祉健康センター            | 駅西福祉健康センター               |
|------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 生活習慣病予防相談（要予約）               | 特定健康診査、若年者健診の結果の見方や生活習慣改善に関する相談（健診結果をお持ちください） | 毎週金曜日<br>9:00～11:00                          | 毎週火曜日<br>9:00～11:00   | 毎週水曜日<br>9:00～11:00      |
| 喫煙習慣改善相談                     | 禁煙に関する相談                                      | 第4金曜日<br>9:00～11:00                          | 第1火曜日<br>9:00～11:00   | 第4水曜日<br>9:00～11:00      |
| ヘルシー食生活相談（要予約）               | 管理栄養士による、乳幼児・成人・高齢者の栄養と食事に関する相談               | 第1・3木曜日<br>9:00～11:00                        | 第1・3火曜日<br>9:00～11:00 | 第2・4水曜日<br>9:00～11:00    |
| ご予約は地域保健課（234-5102）までご連絡ください |                                               |                                              |                       |                          |
| こころの健康相談（要予約）                | 精神科医による相談<br>ストレス、不安、不眠、ゆううつ、認知症など            | 第4火曜日<br>13:30～15:30                         | 第3木曜日<br>13:30～15:30  | 月1回<br>木曜<br>15:00～17:00 |
|                              | 心理士による相談<br>考え方の癖や抱えている悩みを一緒に整理するお手伝いなど       | 詳細は各福祉健康センターへお問い合わせください                      |                       |                          |
| ひきこもり相談（要予約）                 | 保健師による、ひきこもりに関する相談                            | 第4火曜日<br>13:30～15:30                         | 第2火曜日<br>13:30～15:30  | 第3木曜日<br>13:30～15:30     |
|                              |                                               | 第3日曜日 10:00～12:00<br>ご予約は元町福祉健康センターまでご連絡ください |                       |                          |

| 検 査 ・ 相 談 の 種 類       | 保健所地域保健課（西念 3-4-25）☎234-5116                                |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|
| エイズ、性感染症相談・検査（要予約・匿名） | 水曜日 13:30～16:00<br>HIV 検査（血液検査）、クラミジア検査（尿検査）を匿名で受けることができます。 |
| 肝炎ウイルス相談・検査（要予約）      | 水曜日 13:30～16:00<br>協力医療機関では上記日時以外でも無料で受けることができます（日時は要確認）    |





健康・医療

# 各種医療相談

## ■ 金沢健康プラザ大手町 (大手町 3-23)

### ● 金沢健康福祉財団

(金沢健康プラザ大手町西館内) ☎222 - 0102

※マップ P77 参照

- 市民に対する健康教育、健康相談
- 児童・生徒の健康診断、健康相談

### 健康教育ホール (西館 2 階)

自動血圧計が設置してあります。どなたでもお気軽にご利用ください。

時 間 8 時 30 分～17 時

休 館 祝日・年末年始

### 情報ルーム (東館 1 階)

骨年齢計、体脂肪計、ストレス測定計などの機器が設置しており、健康づくりに関するセルフチェックができます。

時 間 9 時～17 時

休 館 祝日・年末年始

### 健康スタジオ (東館 1 階)

有酸素運動や筋力トレーニングができるマシンを設置しています。スタッフが常駐していますので、安心してご利用できます。

時 間 13 時～16 時 30 分

利用料 1 回 50 円

休 み 第 1 日曜日、  
祝日、年末年始

## ■ 遺伝相談 (要予約)

専門医による遺伝に関する相談です。日程等の詳細は、お問い合わせください。

### 〈問い合わせ〉

#### ● 泉野福祉健康センター

☎242 - 1131

## ■ 訪問看護ステーション・ 居宅介護支援事業所

### 〈問い合わせ〉

#### ● 金沢・訪問看護ステーション

(金沢健康プラザ大手町西館内) ☎222 - 0333

#### ● 居宅介護支援事業所

(金沢健康プラザ大手町西館内) ☎222 - 1477

#### ● 金沢・訪問看護ステーション・泉野出張所

(泉野福祉健康センター内) ☎245 - 3311

#### ● 居宅介護支援事業所 芳斉

(芳斉 2-3-28) ☎260 - 0072

- ・ 在宅で療養される方で、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた場合、看護師が自宅に赴いて看護を行います。
- ・ 介護保険についての各種相談やケアプランの作成を行います。

## ■ 夜間の急病診療

### 金沢広域急病センター

(西念 3-4-25 駅西福祉健康センター内)

☎222 - 0099

※マップ P77 参照

科 目 小児科・内科

時 間 19 時 30 分～23 時 (毎日)

受 付 19 時～

GW、年末年始などは診療時間が変更になります。詳しくはホームページをご覧ください。

医療機関案内 19 時 30 分～翌日 9 時

## ■ 犬の登録及び 狂犬病の予防注射



電子申請

### 〈問い合わせ〉

#### ● 動物愛護管理センター

☎258 - 9070

#### ● 保健所衛生指導課

☎234 - 5114

犬の登録、変更届け等の受付を行っています。また、動物病院でも狂犬病予防注射に併せて犬の登録手続きができます。

## ■ 医療安全相談

### 〈窓 口〉

#### 保健所地域保健課

☎234 - 5137

医療の安全安心に関する悩みに中立的な立場で御相談に応じます。

〈受付時間〉月～金曜日

8 時 30 分～17 時

## ■ 臓器提供意思表示

### 〈問い合わせ〉

#### 保健所地域保健課

☎234 - 5102

※マップ P77 参照

臓器提供意思表示は自動車運転免許証、健康保険証などの裏面や、インターネットで行うことができます。

## ■ 骨髄バンクへの登録

白血病や再生不良性貧血など血液疾患の治療として骨髄移植があります。一人でも多くの患者さんを救うために骨髄バンクへの登録にご協力ください。

### 〈問い合わせ〉

#### ● 保健所地域保健課

☎234 - 5102

#### ● 石川県赤十字血液センター

☎254 - 6372

# 医療費助成・市立病院



健康・医療

## ■ 医療費助成

### 〈窓口〉

泉野福祉健康センター

☎242 - 1131

元町福祉健康センター

☎251 - 0200

駅西福祉健康センター

☎234 - 5103

地域保健課 ☎234 - 5102

※マップ P77 参照

指定難病、小児慢性特定疾病、精神保健関係の治療、未熟児の養育医療、身体に障害のある児童に対する育成医療には医療費等の助成制度がありますので、医師と相談の上、最寄の福祉健康センターへ申請してください。  
結核の治療については地域保健課へお問い合わせください。

## ■ 不妊・不育症治療費等の助成

### 〈窓口〉

健康政策課 ☎220 - 2233

泉野福祉健康センター

☎242 - 1131

元町福祉健康センター

☎251 - 0200

駅西福祉健康センター

☎234 - 5103

不妊治療が必要かどうかの初回検査費用の一部を助成します。

### 不妊検査費

夫婦につき1回限り助成

夫婦合算の検査費用の2分の1以内で、2万円限度  
妻の年齢が43歳未満

不育症治療や検査に要した費用の一部を助成します。

### 不育症治療

保険診療分に対し、1年度当たり15万円程度

### 不育症検査

先進治療として告示されている検査1回につき5万円程度

特定不妊治療、一般不妊治療費の助成については、令和4年度に制度の変更を予定しております。詳細についてはお問い合わせください。

## ■ 市立病院の概要

金沢市立病院 (平和町3-7-3)

☎245 - 2600

金沢市立病院は、地域医療の充実・向上に努め、市民の皆様に信頼される医療を行っています。核磁気共鳴装置(MRI)、結石破碎装置(ESWL)、全身用コンピュータ断層撮影装置(CT)などの高度医療機器を導入し、内視鏡手術や睡眠時無呼吸症候群の治療など高度で広範囲な医療を進めています。

病床数 306床

診療科目 内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓・リウマチ科、内分泌・糖尿病内科、血液内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射

線科、麻酔科  
受付時間 8時30分～11時30分  
13時～15時  
※小児科 13時～17時  
第1水曜 15時～16時30分  
第2～5水曜 15時～17時  
皮膚科 13時～17時  
また、曜日・科により午後休診の場合があるので、初診の方はお問い合わせください。  
なお、手術、検査や学会等により休診になる場合があります。  
土・日・祝日は休診

### 人間ドック

市民の皆様の健康を守るため、本院の健康管理センターにおいて1日ドック、1日半ドック、脳ドックを実施し、生活習慣病等の早期発見に努めています。また、女性の方にはデジタルマンモグラフィによる乳がん検診を実施していますので、ぜひご利用ください。

### 一般健康診断

入学、入社などに必要な健康診断を実施しています。



# 公民館

## ■ 公民館の役割

- ・身近な学習の機会と場を提供します。
- ・住民同士の心のふれあいを生み、地域の連帯感を育みます。
- ・さまざまな地域課題の解決に向けた学習活動を推進します。

## ■ 金沢の公民館

中央公民館が2館、概ね小学校区ごとに設置されている地区公民館が61館あります。金沢は、古くから町内自治、善隣館活動など相互扶助による自治活動が盛んでした。この精神を引き継ぎ、地域団体と連携しながら、「金沢方式」と呼ばれる特色ある運営方式で活動しています。

## ■ 金沢方式の特色

地域主導による運営で、館長・役員はボランティアです。運営費や施設整備費も一部地元が負担しています。(運営費 1/4・施設整備費 1/4)

### 《窓 口》

生涯学習課 ☎220 - 2441

## ■ 中央公民館

| 公民館名  | 所在地       | 電 話      |
|-------|-----------|----------|
| 長 町 館 | 長町 2-2-43 | 220-2462 |

| 公民館名  | 所在地        | 電 話      |
|-------|------------|----------|
| 彦 三 館 | 彦三町 1-15-5 | 261-8100 |

## ■ 地区公民館

| 公民館名  | 所在地         | 電 話      |
|-------|-------------|----------|
| 野 町   | 野町 3-11-1   | 241-5971 |
| 弥 生   | 弥生 1-29-13  | 241-1329 |
| 中 村   | 中村町 10-35   | 247-4447 |
| 城 南   | 若草町 22-12   | 247-7041 |
| 新 豎   | 鱒町 62       | 231-0258 |
| 菊 川   | 菊川 2-3-3    | 261-1769 |
| 小 立   | 小立野 4-7-51  | 221-0807 |
| 材 木   | 材木町 13-11   | 231-3689 |
| 味噌蔵   | 兼六元町 7-19   | 221-2573 |
| 長 町   | 長町 2-2-16   | 231-5730 |
| 松 ケ 枝 | 高岡町 7-23    | 221-6005 |
| 長 土 堀 | 長町 3-3-3    | 265-7496 |
| 芳 斎   | 芳斎 2-3-29   | 221-7226 |
| 長 田   | 長田 1-5-50   | 263-3900 |
| 此 花   | 此花町 2-7     | 263-8148 |
| 瓢 箪   | 彦三町 2-10-5  | 221-1476 |
| 馬 場   | 東山 3-9-35   | 252-0705 |
| 浅 野   | 乙丸町甲 161    | 251-1637 |
| 森 山   | 森山 2-11-13  | 252-6873 |
| 千 坂   | 千木 1-119    | 257-0670 |
| 夕 日 寺 | 夕日寺町口 35    | 251-0027 |
| 諸 江   | 諸江町 29-1    | 263-1630 |
| 富 樫   | 山科 1-6-8    | 241-1971 |
| 米 丸   | 間明町 2-72    | 291-1171 |
| 三 馬   | 久安 6-59-1   | 243-2734 |
| 崎 浦   | 小立野 2-41-36 | 231-6851 |
| 小 坂   | 小坂町北 312    | 252-3067 |
| 鞍 月   | 直江南 1-1     | 237-6446 |
| 浅 野 川 | 大河端西 1-96   | 238-2100 |
| 栗 崎   | 栗崎町 1-3     | 238-2632 |
| 大 野 町 | 大野町 1-8-5   | 268-3896 |

| 公民館名  | 所在地          | 電 話      |
|-------|--------------|----------|
| 戸 板   | 戸板 1-2       | 231-5830 |
| 大 徳   | 畝田西 1-201-1  | 268-3214 |
| 金 石 町 | 金石通町 3-14    | 267-2774 |
| 二 塚   | 北塚町西 98      | 249-3474 |
| 大 浦   | 大浦町又 93-1    | 238-5271 |
| 松 寺   | 松寺町丑 42      | 238-1020 |
| 安 原   | 福増町北 1067    | 249-2282 |
| 額     | 額谷 3-1-1     | 296-1515 |
| 内 川   | 三小牛町 20-1-10 | 247-2263 |
| 犀 川   | 末町 6-67-1    | 229-0949 |
| 湯 涌   | 芝原町イ 59      | 235-1852 |
| 押 野   | 八日市 2-464    | 247-0856 |
| 田 上   | 田上の里 2-3     | 261-1331 |
| 森 本   | 南森本町チ 103-1  | 258-0317 |
| 伏 見 台 | 窪 5-675      | 243-3341 |
| 花 園   | 今町チ 41       | 258-0006 |
| 新 神 田 | 新神田 1-1-18   | 291-0025 |
| 医 王 山 | 二俣町 6-14-9   | 236-1233 |
| 薬 師 谷 | 不動寺町イ 34-1   | 257-2488 |
| 三 和   | 上荒屋 4-82     | 240-7530 |
| 西     | 西念 2-34-9    | 262-6716 |
| 西 南 部 | 西金沢 3-684    | 240-8860 |
| 米 泉   | 米泉町 8-126    | 241-8924 |
| 三 谷   | 宮野町ホ 79      | 257-6727 |
| 湖 南   | 八田町東 1459-1  | 258-0023 |
| 旭 日   | 加賀朝日町ホ 33    | 257-5547 |
| 俵     | 俵町ツ 63-2     | 222-4855 |
| 東 浅 川 | 上中町二 14      | 229-0936 |
| 扇 台   | 馬替 1-29-1    | 296-8585 |
| 四 十 万 | 四十万 3-90     | 298-1234 |

# 入学・転校



## ■ 小学校への新入学

### 〈窓口〉

教育総務課 ☎220 - 2477

小学校に新入学する児童の保護者に対して、前年の9月末までに「就学通知書兼新入学児童健康診断通知書」を送付します。通知書が届かなかった場合は教育総務課へお問い合わせください。

## ■ 中学校への新入学

### 〈窓口〉

教育総務課 ☎220 - 2477

中学校に新入学する生徒の保護者に対して、前年の9月末までに「就学通知書」を送付します。通知書が届かなかった場合は教育総務課へお問い合わせください。

## ■ 支援が必要な児童生徒の就学

### 〈窓口〉

学校指導課 ☎220 - 2449

特別支援学級や通級指導教室などについては学校指導課へお問い合わせください。

## ■ 転校の手続き

### 〈窓口〉

教育総務課 ☎220 - 2477

市内間の転居の方は、市民課、各市民センターで転居届の手続きをしてください。(P 15 参照)  
「転入学通知書」が交付されます。転入学通知書を持って転校する学校を訪問してください。なお、従前の学校に通学を希望される方は、係員に申し出てください。

### 転入のときは

転入の方は、市民課、各市民センターで住民異動(転入届)の手続きをされるとき、係員に転入学の申し出をしてください。(P 15 参照)

「転入学通知書」が交付されます。転入学通知書を持って転校する学校を訪問してください。

### 転出のときは

市外へ転出する方は、市民課、各市民センターで住民異動(転出届)の手続きを済ませてください。学校には、いつ転出するかを届け出て、学校の転出手続きをしてください。転入校へ持参する書類が交付されます。(P 15 参照)

## ■ 小・中学校の就学援助制度

### 〈窓口〉

教育総務課 ☎220 - 2477

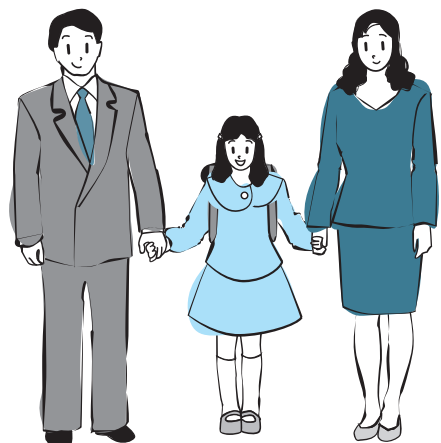
就学に関し、経済的な理由でお困りの方に、学用品費・給食費などの費用の一部を援助しています。詳細は、小学校就学前及び毎年4月に学校を通じてお知らせします。

## ■ 高校生の奨学資金

### 〈窓口〉

金沢市育英会事務局(子育て支援課内)  
☎220 - 2285

保護者が市内に居住し、学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度がよく、健康上就学に支障がないが、経済的理由で就学困難な高校生および、特別支援学校の高等部の生徒に対し、奨学資金を支給します。各学校長から推薦された候補者について選考し、採用を決定します。出願先は各学校です。





# 小・中学校

## ■ 小学校・中学校一覧

○印…特別支援学級及び通級指導教室設置校（令和4年2月1日現在）

| 小学校      | 所在地        | 学校電話      | 特別支援学級 |          |       |         |         | 通級指導教室 |         |   |
|----------|------------|-----------|--------|----------|-------|---------|---------|--------|---------|---|
|          |            |           | 知的障害   | 情緒障害・自閉症 | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 | ひきこみの教室 | きこえの教室 | LD・ADHD |   |
| 泉        | 弥生 1-26-1  | ☎241-8318 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 中        | 中村町 26-12  | ☎241-0716 | ○      | ○        |       |         | ○       |        |         |   |
| 十        | 十一屋町 3-45  | ☎241-7348 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 泉        | 緑が丘 4-64   | ☎241-0615 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 犀        | 菊川 1-2-15  | ☎262-2355 | ○      | ○        |       |         | ○       |        |         | ○ |
| 小        | 小立野 4-7-7  | ☎232-1283 | ○      | ○        |       | ○       |         |        |         |   |
| 兼        | 兼六元町 7-15  | ☎231-7279 | ○      | ○        |       |         | ○       |        |         |   |
| 中        | 玉川町 2-1    | ☎262-8560 |        |          |       |         |         |        |         |   |
| 中央（芳斎分校） | 新野町 3-25   | ☎221-1811 | ○      | ○        |       |         | ○       |        |         | ○ |
| 長        | 長田 1-5-40  | ☎231-7221 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 明        | 瓢箪町 5-48   | ☎231-7438 | ○      | ○        |       |         | ○       | ○      |         |   |
| 諸        | 北安江 2-25-1 | ☎231-7389 | ○      | ○        | ○     |         |         |        |         |   |
| 馬        | 東山 3-9-30  | ☎251-7826 |        | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 森        | 森山 2-13-50 | ☎252-6251 | ○      | ○        | ○     |         |         |        |         |   |
| 浅        | 京町 35-1    | ☎252-3573 | ○      | ○        | ○     |         |         |        |         |   |
| 小        | 小坂町中 142   | ☎252-6386 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 千        | 千木町 1-125  | ☎258-1270 | ○      | ○        | ○     |         |         |        |         |   |
| 夕        | 東長江町に 17   | ☎252-4471 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 大        | 大浦町又 87    | ☎238-2025 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 浅        | 須崎町チ 42    | ☎238-2034 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 鞍        | 南新保町リ 27-1 | ☎237-6447 | ○      |          | ○     |         |         |        |         |   |
| 栗        | 栗崎町へ 78    | ☎238-2234 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 大        | 大野町 1-15   | ☎267-1466 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 金        | 金石北 4-1-1  | ☎268-1313 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 大        | 松村 6-200   | ☎267-0564 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 戸        | 戸板 1-1     | ☎231-5485 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 緑        | みどり 1-166  | ☎249-0100 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 押        | 八日市 1-176  | ☎241-4197 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 米        | 東力町ニ 155   | ☎291-1361 | ○      | ○        | ○     |         |         |        |         |   |
| 三        | 久安 6-154   | ☎243-2261 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 富        | 山科 3-6-60  | ☎243-2533 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 額        | 額乙丸町イ 41   | ☎298-0167 | ○      | ○        |       |         |         | ○      |         | ○ |
| 内        | 別所町中 18    | ☎241-4039 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 犀        | 末町 2-148   | ☎229-0008 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 湯        | 湯涌荒屋町 23   | ☎235-1039 |        |          |       |         |         |        |         |   |
| 田        | 田上の里 2-1   | ☎221-3353 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 医        | 二俣町さ 21    | ☎236-1013 | ○      |          | ○     |         |         |        |         |   |
| 森        | 南森本町イ 111  | ☎258-0048 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 花        | 今町又 34     | ☎258-0133 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 不        | 不動寺町イ 33   | ☎258-0221 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 三        | 宮野町ニ 277   | ☎257-6464 | ○      |          |       |         |         |        |         |   |
| 南        | 涌波 2-5-1   | ☎261-9414 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 伏        | 窪 5-335    | ☎244-5091 | ○      | ○        |       |         |         |        |         |   |
| 扇        | 馬替 1-34    | ☎298-2711 | ○      | ○        | ○     |         | ○       |        |         |   |



| 小 学 校 | 所 在 地       | 学 校 電 話   | 特 別 支 援 学 級 |            |            |              | 通級指導教室           |                |                |
|-------|-------------|-----------|-------------|------------|------------|--------------|------------------|----------------|----------------|
|       |             |           | 知的<br>障 害   | 情 緒<br>障 害 | 自 閉<br>症 ・ | 肢 体<br>不 自 由 | 病 弱 ・<br>身 体 虚 弱 | こ と ば<br>の 教 室 | き こ え<br>の 教 室 |
| 木 曳 野 | 木曳野 1-1     | ☎268-7332 | ○           | ○          | ○          |              |                  |                |                |
| 三 和   | 矢木 1-74     | ☎240-0088 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 長 坂 台 | 長坂 3-14-1   | ☎243-7561 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 新 神 田 | 新神田 1-10-58 | ☎291-3821 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 西 南 部 | 八日市出町 304   | ☎240-2501 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 米 泉   | 米泉町 4-133-2 | ☎242-0551 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 四 十 万 | 四十万 3-186   | ☎298-3015 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 西     | 駅西新町 3-15-1 | ☎263-5338 | ○           | ○          |            |              |                  |                |                |
| 安 原   | 福増町北 1087   | ☎249-4471 | ○           | ○          | ○          |              |                  |                |                |
| 杜 の 里 | 若松町 3-282   | ☎222-1150 | ○           | ○          |            |              | ○                |                | ○              |

| 中 学 校     | 所 在 地      | 学 校 電 話   | 特 別 支 援 学 級 |                             |              |                     | 通級指導教室         |                |                 |
|-----------|------------|-----------|-------------|-----------------------------|--------------|---------------------|----------------|----------------|-----------------|
|           |            |           | 知的<br>障 害   | 情 緒<br>障 害<br>・<br>自 閉<br>症 | 肢 体<br>不 自 由 | 病 弱<br>・ 身 体<br>虚 弱 | こ と ば<br>の 教 室 | き こ え<br>の 教 室 | L・D・<br>A・D・H・D |
| 泉         | 弥生 1-26-1  | ☎242-2411 | ○           |                             |              |                     |                | ○              | ○               |
| 野 田       | 若草町 1-23   | ☎241-5191 | ○           | ○                           | ○            |                     |                |                |                 |
| 城 南       | 城南 1-24-1  | ☎221-6979 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 紫 錦 台     | 飛梅町 3-30   | ☎262-7268 |             | ○                           |              | ○                   |                |                |                 |
| 兼 六 町     | 田井町 12-12  | ☎263-2458 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 小 将 町     | 小将町 1-15   | ☎262-6272 |             |                             |              |                     |                |                |                 |
| 小将町（特学分校） | 小将町 1-15   | ☎222-7575 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 高 岡       | 新神田 1-10-1 | ☎291-3177 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 鳴 和       | 鳴和 2-10-60 | ☎252-5228 |             | ○                           |              |                     | ○              |                |                 |
| 長 田       | 二宮町 1-1    | ☎231-0035 |             | ○                           |              |                     | ○              |                |                 |
| 浅 野 川     | 諸江町下丁 388  | ☎237-7352 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 金 石       | 金石東 1-13-1 | ☎267-2245 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 芝 原       | 湯涌荒屋町 23   | ☎235-1009 | ○           |                             |              |                     |                |                |                 |
| 西 南 部     | 新保本 1-149  | ☎249-2317 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 内 川       | 別所町 18     | ☎241-4039 | ○           |                             |              |                     |                |                |                 |
| 犀 生       | 末町 10-4    | ☎229-3347 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 医 王 山     | 二俣町さ 21    | ☎236-1013 |             | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 森 本       | 弥勒町ヨ 22    | ☎258-0059 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 額         | 額乙丸町イ 7    | ☎298-3520 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 高 尾 台     | 高尾台 1-128  | ☎298-6931 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 緑         | みどり 2-3    | ☎240-2151 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 港         | 近岡町 217    | ☎238-5663 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 北 鳴       | 小坂町北 95    | ☎251-7540 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 大 徳       | 観音堂町ト 35   | ☎267-5027 | ○           | ○                           |              |                     |                |                |                 |
| 清 泉       | 泉本町 3-3    | ☎226-0881 | ○           | ○                           | ○            |                     |                |                |                 |

## 障害のある児童・生徒のための学校（特別支援学校）

- 県立盲学校
- 県立明和特別支援学校
- 県立医王特別支援学校
- 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校
- 県立ろう学校
- 県立いしかわ特別支援学校



# 校外学習・児童館

教育

## ■ 豊かな自然の中で集団宿泊体験

### 〈窓 口〉

キゴ山ふれあい研修センター  
(青少年交流棟)

☎229 - 0583

(こども交流棟、天文学習棟)

☎229 - 1141

※マップ P67 参照

キゴ山ふれあい研修センターは、豊かな自然の中で集団宿泊体験を通して心身ともに健やかな青少年の育成をはかるための施設です。天文学習棟ではプラネタリウム観覧や大型天体望遠鏡による天体観望などの活動も楽しめます。

〔天文学習棟〕

●開館時間 9時～17時

●休館日 月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

●入館料 無料

●プラネタリウム観覧料

一般 520円

中学生以下 310円

## ■ 児童館、放課後児童クラブ

### 〈窓 口〉

子育て支援課 ☎220 - 2279

子供たちの健全な成長をサポートする目的で各地区に児童館や放課後児童クラブが設置されています。利用や活動内容については、各児童館・クラブへお問い合わせください。

## ● 城北児童会館

### 〈窓 口〉

城北児童会館 (小坂町西 8-11)

☎251 - 0444

※マップ P67 参照

●開館時間 9時30分～18時

●休館日 月曜日、祝日(こどもの日を除く)、年末年始(12月29日～1月3日)

●入館料 無料

●事業 子育て相談、親子ふれあい活動、季節行事、クラブ等

## ● 地区児童館

### 〈窓 口〉

子育て支援課 ☎220 - 2279

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにする目的で設置されているもので、自由にご利用できます。現在 31 館あります。

## ● 放課後児童クラブ

昼間、保護者のいない家庭の小学生を対象として、放課後、遊びを主とする健全育成を行います。現在 103 クラブあります。入所のお申し込みは各クラブへお問い合わせください。



## ■ 市立地区児童館一覧

※は放課後児童クラブを実施している児童館

| 館 名    | 所 在 地      | 電 話 番 号  | 館 名    | 所 在 地        | 電 話 番 号  |
|--------|------------|----------|--------|--------------|----------|
| 長 町    | 長町 2-2-16  | 232-9221 | 金 石※   | 金石通町 3-14    | 266-1125 |
| 芳 斎    | 芳斉 2-3-29  | 222-7477 | 安 原※   | 福増町北 1067    | 249-8930 |
| 花 園    | 今町チ 41     | 258-0028 | 森 山※   | 森山 2-11-13   | 251-4332 |
| 馬 場    | 東山 3-29-22 | 253-1255 | 弥 生※   | 弥生 1-29-13   | 243-7588 |
| 大 野 町  | 大野町 1-8-5  | 268-1277 | 新 神 田※ | 新神田 1-1-18   | 291-4496 |
| 平 和 町※ | 平和町 2-8-7  | 241-4851 | 浅 野 町※ | 浅野本町 2-13-12 | 252-5664 |
| 大 徳※   | 畝田中 2-234  | 268-2533 | 三 和※   | 上荒屋 4-82     | 249-2908 |
| 小 坂※   | 小坂町北 312   | 251-6055 | 二 塚    | 北塚町西 98      | 269-0272 |
| 材 木    | 材木町 13-11  | 223-7765 | 押 野※   | 八日市 2-464    | 247-3220 |
| 米 丸※   | 間明町 2-346  | 291-5535 | 千 坂※   | 千木 1-235     | 258-3969 |
| 富 樫※   | 山科 1-6-8   | 242-4252 | 長 田 町  | 長田 1-5-50    | 235-2180 |
| 小 立 野  | 小立野 4-7-51 | 233-1780 | 扇 台    | 馬替 1-29-1    | 296-1180 |
| 中 村    | 中村町 10-35  | 247-4456 | 杜 の 里※ | 若松町 3-281    | 222-7759 |
| 栗 崎※   | 栗崎町 1-3    | 237-3837 | 西 南 部※ | 八日市出町 815    | 240-3878 |
| 鞍 月※   | 直江南 1-1    | 237-8957 | 戸 板    | 戸板 1-2       | 231-5145 |
| 瓢 箪    | 彦三町 2-10-5 | 221-1518 |        |              |          |

## ■ 放課後児童クラブ一覧

| クラブ名          | 所 在 地        | 電 話 番 号       | クラブ名                   | 所 在 地       | 電 話 番 号       |
|---------------|--------------|---------------|------------------------|-------------|---------------|
| 杉 の 木 ホ ー ム   | 材木町 13-36    | 222-9030      | 諸江けやき児童クラブ花組           | 北安江 2-25-1  | 231-7475      |
| たんぽぽくらぶ       | 涌波 2-6-14    | 264-3743      | 第2三馬っ子クラブ              | 久安 5-298    | 247-6424      |
| 三馬っ子クラブ       | 久安 6-83      | 247-6425      | 戸板児童クラブききょう            | 出雲町イ 130-1  | 260-1608      |
| すみれクラブ        | 小立野 4-2-24   | 222-8550      | 第二伏見台児童クラブ             | 窪 5-623     | 244-8873      |
| きりん児童クラブ      | みどり 1-179    | 249-4782      | 第2浅野川びんびんクラブ           | 須崎町チ 43-1   | 080-2963-9121 |
| あすなろクラブ       | しじま台 2-1-8   | 298-2185      | おひさまクラブ                | 長坂 1-7-6    | 259-5177      |
| さいおう児童クラブ     | 菊川 1-2-15    | 264-2723      | 杉 の 木 ホ ー ム II         | 材木町 13-40   | 222-1389      |
| がんばりっこクラブ     | 田上本町 3-180-1 | 222-0922      | 米丸第二児童クラブ              | 間明町 2-247   | 256-2236      |
| いずみのクラブ       | 若草町 3-16     | 241-7734      | よ つ ば く ら ぶ            | 涌波 3-3-15   | 255-2029      |
| どんぐりクラブ       | 東長江町に 17     | 251-5417      | 第三伏見台児童クラブ             | 窪 5-623     | 244-8873      |
| 木曳野学童クラブ      | 木曳野 4-284    | 268-8025      | ひまわりくらぶ                | 涌波 4-15-18  | 255-0098      |
| ひかり学 童 園      | 小立野 4-5-1    | 231-4593      | 第2あすなろクラブ              | 額乙丸町イ 41    | 205-3826      |
| たいようクラブ       | 平和町 3-23-5   | 242-5051      | さいねんこども園学童クラブ          | 西念 3-7-21   | 265-6116      |
| 米 泉 っ 子 ク ラ ブ | 米泉町 4-133-2  | 242-3703      | 梅 光 学 童 ク ラ ブ          | 石引 4-6-1    | 232-1071      |
| 中央 児 童 ク ラ ブ  | 玉川町 2-1      | 261-0294      | ふたば児童クラブ               | 駅西新町 1-30-9 | 262-9012      |
| 不動寺児童クラブ      | 不動寺町イ 33     | 257-4350      | マ ー ヤ ク ラ ブ            | 南森本町ヌ 130   | 257-4457      |
| 戸板児童クラブめいげつ   | 戸板 1-1       | 232-5772      | 若 竹 児 童 ク ラ ブ          | 馬替 2-150    | 298-7557      |
| おおぞらクラブ       | 長坂 3-14-1    | 245-3447      | 味噌蔵児童クラブ               | 小将町 8-23    | 090-3765-3917 |
| 内川学 童 ク ラ ブ   | 三小牛町 20-1-10 | 247-2263      | かもめ児童クラブ               | 栗崎町タ 1-1    | 238-2061      |
| 浅野川びんびんクラブ    | 須崎町チ 43-3    | 237-0099      | かみやち児童クラブ              | 神谷内町へ 33-3  | 251-1250      |
| 四十万児童クラブ      | 四十万 4-267    | 298-4524      | アリスこどもの国               | 伏見台 1-6-13  | 280-0456      |
| 伏見台児童クラブ      | 窪 5-335      | 245-0205      | わかまつ児童クラブ              | 若松町南 24     | 232-9966      |
| げ ん き ク ラ ブ   | 小坂町中 164-7   | 252-6013      | 太陽丘キッズカレッジ             | 太陽が丘 2-1    | 223-5531      |
| 花 園 児 童 ク ラ ブ | 二日市町チ 90-1   | 258-6665      | に こ に こ ク ラ ブ I        | 松村 6-176-3  | 266-2561      |
| ながた児童クラブ      | 長田 1-5-40    | 233-9120      | に こ に こ ク ラ ブ II       | 松村 6-176-3  | 266-2561      |
| わ か ば ク ラ ブ   | 芝原町イ 59      | 235-1852      | 大浦保育園児童クラブ             | 大浦町ヌ 75-1   | 238-2734      |
| 川北さくら児童クラブ    | 北寺町へ 7-2     | 090-6275-4376 | マーヤ第2クラブ               | 南森本町ル 54    | 256-5744      |
| 諸江けやき児童クラブ宙組  | 北安江 2-25-1   | 231-7475      | share金沢放課後自然教室         | 若松町セ 104-1  | 225-8155      |
| ふたつか児童クラブ     | 稚日野町南 58     | 267-5208      | ミドリ児童クラブDragonfly      | 南塚町 268-3   | 249-1990      |
| めいせい児童クラブ     | 此花町 2-7      | 221-0938      | ア イ ・ キ ッ ズ            | 泉野町 4-4-12  | 242-3035      |
| たがみっこクラブ      | 田上町ニ 9-2     | 224-6711      | 第2share 金沢放課後自然教室      | 若松町セ 104-1  | 225-8155      |
| ほしぞらクラブ       | 円光寺 1-1-7 E棟 | 280-0630      | 医 王 っ 子 ク ラ ブ          | 二俣町さ 21     | 236-1242      |
| 東浅川児童クラブ      | 上中町へ 14 甲    | 229-3146      | や ま び こ ク ラ ブ          | 末町 21-25-2  | 229-1522      |
| 第2四十万児童クラブ    | しじま台 2-26-11 | 296-3567      | 放課後児童クラブM-friends      | 二口町ハ 44-5   | 261-8370      |
| ば ば 児 童 ク ラ ブ | 東山 3-9-30    | 252-8494      | 太陽丘キッズカレッジII           | 太陽が丘 3-1-15 | 223-5531      |
| 第2諸江けやき児童クラブ  | 諸江町 28-1     | 090-2032-1630 | 第3share 金沢放課後自然教室      | 若松町セ 104-1  | 225-8155      |
| 三和キッズクラブ      | 上荒屋 4-79-2   | 249-7908      | 仲 よ し ホ ー ム            | 野町 3-1-15   | 241-4030      |
| 三 谷 児 童 ク ラ ブ | 宮野町ニ 277     | 254-1266      | 大浦ひまわり児童クラブ            | 木越 2-4-1    | 258-7855      |
| 中 村 児 童 ク ラ ブ | 中村町 13-21    | 280-4137      | 放課後児童クラブセカンドプレイスHikari | 元町 1-14-12  | 080-1300-7623 |
| 戸板児童クラブきくざくら  | 戸板 1-1       | 222-7450      | 八日市もりのき児童クラブ           | 八日市出町 729   | 259-1541      |
| 安原第二じか児童クラブ   | 福増町北 1067    | 249-8930      | 二日市はなのき児童クラブ           | 二日市町ニ 4-1   | 254-1585      |
| 大野町児童クラブ      | 大野町 1-8-1    | 268-1277      |                        |             |               |



暮らし・環境

# 家庭ごみ・資源回収

## ごみの出し方 3 原則

- ①きちんと分別して
- ②きめられた日時に  
(午前 8 時 30 分までに)
- ③きめられた場所へ  
ルール違反のごみが出ていた場合は、シールを貼り収集しません。

## ■ 燃やすごみの出し方と注意

- ①燃やすごみは、金沢市指定ごみ袋に入れ、ごみがはみ出さないように口をしぼって出してください。
- ②指定ごみ袋に入りきらないごみは、ひとつにつき 1 枚 45 ℓ の指定ごみ袋を見えるようにしぼり付けるか、貼り付けて出してください。(埋立ごみも同様)

## ■ 生ごみ処理機の購入費の助成

1台につき、購入価格(税込)の2分の1に相当する金額を補助します(上限4万円。1世帯につき1台まで。ディスプレイポスターは対象外)。販売指定店で購入の際は、免許証又は健康保険証(市民の方と証明できるもの)をお持ちください。販売指定店以外で購入する場合の手続きは、ごみ減量推進課へお問い合わせください。

## ■ 生ごみ処理機の貸出

貸出を希望される方はごみ減量推進課へお問い合わせください。

## 〈問い合わせ〉

ごみ減量推進課

☎220 - 2302

## ■ 古紙類の出し方

新聞、雑誌(本、チラシ)、雑誌、段ボール等はひもで結束して各校下等の集団回収を活用してください。

西部・東部管理センター、西部環境エネルギーセンター横及び湊市民センター横の資源搬入ステーション、または一部のスーパーマーケット、古紙業者などに直接持ち込むことができます。(無料)



## 燃やすごみ(週2回)

※月・木曜日  
または火・金曜日

金沢市指定ごみ袋に入れて口をしぼる

★一番長い辺を70cm以下にしてください。

| 台所の生ごみ等                                                                       | 紙類                                                                                            | 木くず                                                                           | プラスチック製品<br>☑マークが付いていないもの                                      | 皮革製品                               | ゴム製品                                                 | 汚れがとれない<br>容器包装プラスチック・<br>チューブ類                                                | 衣類・<br>布くず                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>調理くず<br/>茶がら<br/>卵のから<br/>天ぷら油<br/>紙や布にしみこませて</p> <p>乾燥剤・保冷剤・<br/>脱酸素剤</p> | <p>ティッシュ<br/>防水加工紙<br/>紙コップ、お酒などの<br/>6缶パックなど<br/>汚れた紙<br/>感熱紙<br/>カーボン紙<br/>たばこの<br/>吸い殻</p> | <p>はし、焼とりの串<br/>危なくないように<br/>木切れ<br/>幹の太さは10cm程度、<br/>長いものは70cm程度に<br/>切る</p> | <p>プラスチック製の<br/>洗面器<br/>ボールペン<br/>スポンジ<br/>プランター<br/>ポリタンク</p> | <p>バッグ<br/>靴<br/>財布<br/>革製のボール</p> | <p>長靴<br/>ゴム手袋<br/>ゴムホース<br/>70cm以下に切る<br/>ゴムボール</p> | <p>汚れがとれないもの<br/>納豆<br/>汚れがとれないもの<br/>肥料の袋<br/>ケチャップ<br/>歯磨きチューブ<br/>工作用のり</p> | <p>古着、カーテン、<br/>タオルケット<br/>端手のカーテン、<br/>タオルケット、<br/>シーツは<br/>70cm以下に切る<br/>ぬいぐるみ<br/>クッション・枕</p> |

## ○指定ごみ袋が不要なごみの出し方

- ・排泄管理支援用具(紙おむつなど)、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉、草花は半透明袋に入れて出してください。
- ・袋に入らないせん定枝は、ひもで束ねて出してください。
- ※「家庭菜園から出る野菜くずや枝・茎など」を出す際は、「指定ごみ袋」が必要です。



## 燃やさないごみの出し方と注意

埋立ごみは、金沢市指定ごみ袋に入れ、ごみがはみ出さないように口をしばってください。ごみステーションでは、種類ごとに分別して置いてください。

金属は、西部・東部管理センター、または西部環境エネルギーセンター横の資源搬入ステーションに直接持ち込むこともできます。(無料)

## 有料戸別収集

粗大ごみは有料戸別収集です。対象のものはごみステーションには出せません。戸別収集受付センターまたは金沢市 LINE 公式アカウントから申し込んでください。

### 〈申込先〉

●戸別収集受付センター ☎ 221-0530

受付時間 9時～18時  
(土曜・日曜・祝日も受付しています)

●金沢市 LINE 公式アカウント  
友だち追加で利用できます。

ごみゼロ



5・10・20・30・45ℓ



指定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「埋立ごみ」の共通袋となります。

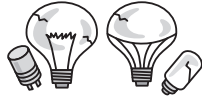
## 燃やさないごみ(月1回)

### 埋立ごみ(金沢市指定ごみ袋に入れて口をしぼる)

#### ガラス類



コップ



電球・LED電球・点灯管・ナツメ球

#### 陶磁器類



皿・茶碗



植木鉢

#### その他混合物



カイロ



つけもの石



釣り竿



ゴルフバッグ

★割れたものは紙で包み「危険」と表示 ★金属とは分けて出してください

### 金 属 (あき缶以外・小型家電類) ※金沢市指定ごみ袋は不要です

#### 全体の80%以上が金属でできているもの



フライパン



金属バケツ



自転車



かさ

★中棒(シャフト)が金属製のもの



★「不用品」と表示  
★刃を紙で包み「危険」と表示

ナイフ・包丁・フォーク

#### 小型家電類(電気・電池で動くもの)



炊飯器



電子レンジ



ゲーム機



掃除機



プリンター



扇風機

★電池は必ず取りはずして

### ライター



使い捨てライター



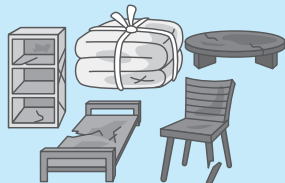
点火棒ライター

## 有料戸別収集 粗大ごみ66品目

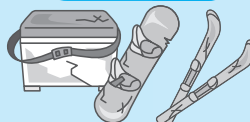
※電話・LINEでの事前申込が必要です。上記申込先をご確認ください

### 家具・寝具類

カラーボックス、いす、毛布、ベッド…等28品目



### 趣味・スポーツ レジャー用品類



クーラーボックス、スキー板、スノーボード…等14品目

●粗大ごみ(中型) 500円  
●粗大ごみ(大型) 1,000円

### そ の 他



げた箱、物干しざお、量…等24品目  
※一辺の長さが70cm以下のもの、全体の80%以上が金属でできているものは対象外。

### 多量ごみ

●引越や家の整理などで出る多量のごみ



※燃やすごみ、金属、ライター、あきびん、資源回収品目(ペットボトル・容器包装プラスチック・あき缶・フロン回収製品・水銀含有製品・スプレー缶・カセットボンベ)は、「多量ごみ」として出すことはできません。

●多量ごみ 収集車(2t)1台 9,900円

### 犬や猫などペット類の死体

●犬や猫などの死体(ペット)1体につき、2,400円  
または、ペット専用炉での処分5,700円(返骨はできません)

※どちらかをお選びください。

※ペットは袋またはダンボール箱に入れて、処理券を貼ってください。





暮らし・環境

# 家庭ごみ・資源回収

資源回収(月2回)※

## 容器包装プラスチックとは

商品を入れる「容器」または商品を包む「包装」で右のプラマークがついているもの



### ポリ袋類



### 発泡スチロール容器



### プラスチック容器



### ラップ類



### カップ類



### ボトル類・その他



## あき缶



このマークがついたものが対象です。



- 一番長い辺が25cmまでのもの
- スプレー缶は混ぜないでください

## ペットボトル



このマークがついたものが対象です。



キャップ・ラベル  
⇒容器包装プラスチック

- 飲料
- 酒・醤油など

## 乾電池および水銀含有製品



蛍光灯・電球型蛍光灯

体温計

リサイクルマークのついた「使用済み小型充電式電池」、「ボタン電池」は電気店等で回収しています。

## あきびん(月1回)

ジュース・カップ酒・ウイスキー・ドリンク剤などの飲食物のあきびん



割れたものでも構いませんが、粉々に割れて色や材質が分からないものは、埋立ごみです。

### 〈注意事項〉

- キャップをとってひと洗いする
- ふたも分別する
- 3色に分ける

### 〈資源にならないあきびん〉

- 化粧びん・コップ・灰皿・板ガラス・離乳食のびんなど、強化剤などが入っている場合は埋立ごみに出してください。

## フロン回収製品



除湿機  
冷水機 など

## スプレー缶・カセットボンベ



スプレー缶 カセットボンベ  
中身を使い切り、穴を開ける

※第1・3週目または第2・4週目の指定の曜日 ※第5週目の指定の曜日に容器包装プラスチックのみ回収

## ■ 資源ごみの出し方と注意

### ・容器包装プラスチック

汚れているものはひと洗いし、半透明ごみ袋で出してください。

### ・ペットボトル

キャップをはずし、中をひと洗いし、なるべくつぶして出してください。

### ・あき缶

中をひと洗いし、つぶさないで出してください。

## ■ 市で収集できないごみ

次にあげのごみは市では収集できません。ごみステーションには絶対に出さないでください。処分の際は「■ 処分方法」を参考にしてください

### ① 処理が困難なごみ

公害の発生や爆発の恐れのあるもの、および処理が困難なもの。

### ② 収集が困難なごみ

一点あたり 55kg 以上または長さ 2m 以上のもの。

### ③ 家電リサイクル品

冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)

### ④ パソコン

本体及びモニター。

### ⑤ 在宅医療廃棄物(感染性)

血液のついた注射針など、感染性を有するおそれがあるもの。

## ■ 処分方法

市で処分できないごみや事業活動(店舗・事務所・工場など)に伴って出るごみについては、自己処理が原則です。

### ○ 処理・収集が困難なごみ

- ・購入した店や工事作業を依頼した業者に引き取ってもらう。
- ・民間の業者に収集・処分を依頼する。

### ○ 家電リサイクル品

- ・リサイクル料金を支払い、購入した店や指定引取場所などに引き取ってもらう。
- ・民間の業者に収集・処分を依頼する。

### ○ パソコン

- ・各メーカーの自主回収に申し込む。
- ・下記の資源搬入ステーションに直接持ち込む。
  - ・西部・東部管理センター
  - ・西部環境エネルギーセンター横

・民間の業者に収集・処分を依頼する。

### ○ 在宅医療廃棄物(感染性)

- ・かかりつけの医療機関や薬局で引き取ってもらう。
- ・民間の業者に収集・処分を依頼する。

## 〈問い合わせ〉

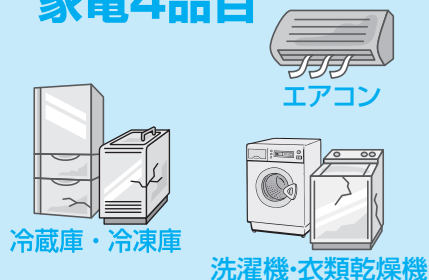
ごみ減量推進課

☎220 - 2302

## 市で収集できないものの種類



## 家電4品目



## パソコン





暮らし・環境

# 家庭ごみ・資源回収

## 施設のご案内

| 業 務          | 施 設 名          | 所 在 地      | 電 話 番 号  |
|--------------|----------------|------------|----------|
| 家庭ごみの減量化・資源化 | ①ごみ減量推進課       | 柿木畠1-1     | 220-2302 |
| 家庭ごみの収集      | ②西部管理センター      | 糸田新町1-30   | 242-1371 |
|              | ③東部管理センター      | 鳴和台359     | 252-6050 |
| ごみの焼却        | ④西部環境エネルギーセンター | 東力町ハ3-1    | 291-6641 |
|              | ⑤東部環境エネルギーセンター | 鳴和台357     | 252-6049 |
| ごみの埋立        | ⑥戸室新保埋立場       | 戸室新保口480-1 | 236-1521 |
| 資源ごみのリサイクル   | ⑦西部リサイクルプラザ    | 糸田新町1-30   |          |
|              | ⑧東部リサイクルプラザ    | 鳴和台432     |          |
|              | ⑨戸室リサイクルプラザ    | 戸室新保ハ604   | 236-1600 |



### ■ 環境学習やリサイクル活動

戸室リサイクルプラザと東部リサイクルプラザのエコライフ工房では、市民の皆さんが参加できる環境学習やリサイクル活動を行っています。

### ～見て ふれて 体験 戸室リサイクルプラザ～

☎236-1600（戸室新保ハ604）

開所時間：9時～17時

休 所 日：月曜日（祝日の場合翌日）

年末年始

（12月29日～1月3日）

#### ●環境情報コーナー

資源の有効利用、ごみの減量化や再生可能エネルギーなどについて、楽しく学習できます。

#### ●多目的室が無料でご利用いただけます。

視聴覚設備・調理設備が整っています。

#### ●再生品展示・販売コーナー

粗大ごみ等として出された家具・自転車を修理し、再生品として展示・販売しています。



# 水道・下水道



暮らし・環境

■ 水道・下水道のお問い合わせは、下記の企業局窓口までお気軽にお申し付けください。

| 内 容                           | 受 付 窓 口                   | 電 話 番 号                                          |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------|
| 水道の漏れ<br>下水のつまり } の修理のお問い合わせは | コールセンター                   | フリーダイヤル<br>☎0120 - 328 - 117                     |
| 使用開始・休止のご連絡は<br>新設のご相談は       |                           |                                                  |
| 料金のお問い合わせは                    |                           |                                                  |
| 道路上の漏水は                       | コールセンター<br>(18時～翌日9時は当直室) | フリーダイヤル<br>☎0120 - 328 - 117<br>(当直室☎220 - 2281) |
| 下水道の受益者負担金は                   | 建設課                       | ☎220 - 2376                                      |

## ■ 水洗便所改造資金の貸付制度

### 〈窓 口〉

企業局 お客さまサービス課  
☎220 - 2771

金沢市内に住居を構えている家庭  
がくみ取り便所、し尿浄化槽を廃  
止し、公共下水道に直結するた  
め便所を改造する場合の資金の貸  
付制度を設けています。

●貸付限度額 1戸 70万円以内  
●利 息 無利子  
●返 済 48ヵ月元金均等  
月賦償還

### 〈その他の問い合わせ窓口〉

| 内 容                           | 受 付 窓 口               | 電 話 番 号                                      |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------|
| し尿のくみとり                       | (株)金沢環境サービス公社         | ☎241 - 3161                                  |
| 受水槽管理の相談<br>蛇口修理、水洗トイレ水もれ対応など | 公益財団法人<br>金沢市水道サービス公社 | フリーアクセス<br>☎0800 - 200 - 2728<br>☎238 - 6400 |



# 市営住宅・住宅改修資金助成

## ■ 市営住宅

〈窓 口〉

市営住宅課 ☎220 - 2331

|         |                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募 集     | 定期募集、随時募集                                                                                         |
| 対 象 住 宅 | 緑住宅、大桑町住宅、額新町住宅など 16 団地 (3,419 戸)                                                                 |
| 応 募 資 格 | ①住宅に困窮している方<br>②原則として同居し、または同居しようとする親族のある方<br>③所得上限額が定められています<br>※このほかの条件もありますので、上記窓口までお問い合わせください |

## ■ 要介護高齢者等に対する住宅改修資金の助成

〈窓 口〉

介護保険課 ☎220 - 2264

|           | 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成制度                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的       | 要介護高齢者や身体に障害のある方が自立した日常生活を過ごせるように住宅を改修する費用の一部を助成する。                                                                                                                                                                                                           |
| 要 件       | (身体要件) 次のいずれかに該当する方<br>①介護保険制度の要介護認定において要介護・要支援と認定された方<br>②身体障害者手帳 1・2 級 (下肢、体幹部) 所持者または重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修費の支給を受けることができる方<br><br>(対象要件) 次のすべてに該当する方<br>①市税を完納していること ②市内に居住していること<br>③過去に本制度の助成を受けていないこと (原則として世帯に 1 回)<br>④生計を維持する者の年間所得税額が 5 万円以下であること |
| 助成率および助成額 | ①生活保護世帯 対象経費の 100% (限度額 100 万円)<br>②所得税または市民税非課税世帯 対象経費の 90% (限度額 70 万円)<br>③所得税 5 万円以下世帯 対象経費の 70% (限度額 50 万円)<br>※工事箇所ごとに、対象経費の限度額があります。<br>※助成額は、介護保険や重度障害者の住宅改修制度を利用できる場合、または既に利用した場合は、助成額からそれらの制度による給付額を控除した額となります。                                      |
| 対象工事の例    | 手すりの設置、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への変更、段差解消機・階段昇降機等の設置<br>※なお、いずれも身体状況に合わせた改造工事に限ります。                                                                                                                                                |



# 住宅新築・増改築



## ■ 建築物の新築・増築・改築等

### 〈窓口〉

建築指導課 ☎220 - 2328

建築される方はまず手続きを建築物を建築（新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模な修繕や模様替）しようとするときは、確認申請が必要です。

- ①申請用紙は、金沢市ホームページからダウンロードできます。
- ②申請に必要な図面は、付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図等となっています。
- ③審査期間は、申請書を提出してから一般の建築物は7日以内に、特殊建築物（アパートなど）は35日以内となっています。なお、訂正期間を含みません。
- ④申請手数料は、申請する建築物の延べ面積の区分に応じて定められています。

※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の規定により、一定規模以上の建築物の解体工事等を行う場合には、届出が必要です。詳細は、建築指導課までお問い合わせください。

## ■ 建築工事（新・増・改築）に着手するときの注意

最近は隣地とのトラブルが多くなりました。これらの問題は当事者間の十分な話し合いも必要ですし、他の法律や条例によって規制を受ける場合もあります。建築工事にかかる前にぜひ、次の事項を守ってください。

### 隣地境界線付近の問題

- ①境界線が不明確なときは、隣地所有者とよく協議し、境界の位置を確認しましょう。
- ②隣地境界線に接近しての建築や窓を設けるときは、隣地所有者の了解を得ましょう。

### 日照の問題

日照の問題は、生活権の問題としてトラブルの要因ともなっていますから、十分な配慮が必要です。

### 屋根雪の問題

落雪等により、近隣の方に迷惑がかからないよう、雪止め施工等の配慮が必要です。

## ■ 建築後の適正な維持管理

近年、老朽化等により、瓦・外壁などが落下するケースが多くなりました。他人に損害を与えたときは、損害賠償の責任も生じますので、定期的に点検し、適正な維持管理をしてください。

## ■ 敷地の購入

### 〈窓口〉

都市計画課 ☎220 - 2353

建築指導課 ☎220 - 2329

景観政策課 ☎220 - 2364

歴史都市推進課

☎220 - 2208

敷地を購入するときには、その土地の制限等について確認が必要です。「市街化調整区域」、「用途地域」、「高度地区」、「地区計画」、「まちづくり協定区域」、「土地利用協定区域」、

「都市計画道路」、「風致地区」、「景観地区」、「景観計画区域」、「伝統的建造物群保存地区」、「こまちなみ保存区域」、「保全用水に接する土地」、「斜面緑地保全区域」、「寺社風景保全区域」、「夜間景観形成区域」、「照明環境形成地域」、「沿道景観形成区域」、「川筋景観保全区域」、「眺望景観形成区域」では、建築物などの建築、宅地造成、木竹の伐採などに制限があります。土地の制限等については、金沢市ホームページの「まちづくり支援情報システム」にて確認ができます。ご不明な点は、各担当課までお問い合わせください。

## ■ 農地の転用（宅地など）

### 〈窓口〉

農業委員会 ☎220 - 2223

市街化区域内の農地については届け出が、市街化区域外の農地については県知事の許可が必要です。詳細は、農業委員会までお問い合わせください。

## ■ 住居表示の申請手続き



### 〈窓口〉

市民課 ☎220 - 2241

住居表示地区において建物を新築又は増築する場合、新しく住居表示番号（住所）を設定する手続きが必要です。住居表示地区や申請方法については、市民課までお問い合わせください。



暮らし・環境

# 定住促進

## ■ 住宅取得支援

〈窓 口〉

住宅政策課 ☎220 - 2136

住宅の新築または購入に対する助成制度があります。いずれも着工前（建築確認申請前）のお申し込みが必要です。対象区域は下記のとおりです。

対象区域（助成上限額）

まちなか（200万円）

居住誘導区域（100万円）

地区計画区域等（50万円）

### ようこそ金沢住宅取得奨励金

金沢市内に転入してから3年未満の方がご利用いただける、住宅（新築または購入）に対する助成です。下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない方、あるいはこれから異動する予定の方
- ②金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた方
- ③金沢市あるいはその近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で現に勤務する方、あるいはその予定のある方

### わがまち金沢住宅取得奨励金

金沢市内に3カ月以上居住する金沢市民向けの助成制度です。まちなかや、居住誘導区域で新築または購入し、かつ下記のいずれかに該当する方に対し助成します。

- ・現住所から、より中心部に転居
- ・親世帯、子世帯の同居、近居
- ・現住居の同一地建替

どちらの奨励金も、区域や住宅の仕様に条件がありますので、詳しくはホームページでご確認ください。この他、新築マンション購入に対する助成制度があります。

金沢市 住宅総合

検索

### かなざわ空き家活用バンク

バンクに登録されている中古住宅・中古マンションをお住まいとして購入する方向けの、リフォーム支援制度があります。

### 瑞樹団地

景観に配慮したゆとりあるまちなみの「瑞樹団地」分譲お申し込みを受け付けています。

## ■ 新築記念樹、伝統環境保存緑化協力樹の引換券を配布

〈窓 口〉

(公財)金沢市スポーツ事業団

☎247 - 9018

金沢市の都市計画区域内で住宅を新築または新築住宅を購入された個人の方に樹木引換券を配布します。

## ■ 新築記念高木植栽助成

金沢市内の開発行為区域内で緑化計画を策定した地区に住宅・事業所等を新築し、公共空間から見える場所に3.0m以上の高木を植栽する方に3万円を助成します。

## ■ 美しいまちなみをつくるために

〈窓 口〉

景観政策課 ☎220 - 2364

①「風致地区」、「景観地区」、「景観計画区域」、「斜面緑地保全区域」、「夜間景観形成区域」、「照明環境形成地域」、「沿道景観形成区域」、「川筋景観保全区域」、「眺望景観形成区域」では、建築確認申請の前に届出等が必要です。

②お住まいの地域によっては、生け垣整備費、竹垣・土塀・板塀設置費その他の補助制度がありますので、ご相談ください。

## ■ 美しいまちなみを守り伝えるために

〈窓 口〉

歴史都市推進課

☎220 - 2208

- ①「伝統的建造物群保存地区」、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」および「保全用水沿い」では、建築確認申請の前に許可や届出が必要です。建物等の修理・修景費への補助制度がありますので、事前にご相談ください。
- ②昭和25年以前に建築された建物の修復等の補助制度（金澤町家再生活用事業、伝統的寺社建造物修復事業）がありますので、事前にご相談ください。
- ③対象区域にある金澤町家の大規模改修や解体時には、工事着手の90日前までに届出が必要です。事前にご相談ください。
- ④「重要文化的景観選定区域」での建築行為等の際には、文化庁への届出が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

# 道路・住宅耐震・克雪対策



## ■ 建築物などの安全のために

### 〈窓口〉

建築指導課・建物安全対策室  
☎ 220 - 2059

### 建築物の耐震改修

昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物に対して耐震診断や設計、改修工事を行う場合、経費の一部を助成します。また、木造住宅等の耐震相談にお答えする耐震アドバイザー派遣制度（無料）があります。

### 危険ブロック塀の除却

道路に面する危険なブロック塀を除却するときは、経費の一部を助成します。

### 屋根雪下ろしの時期の目安

雪下ろしは危険を伴う大変な作業ですから、その時期を上手に判断し、効果的に行う必要があります。屋根雪下ろしの目安や対応可能な団体などについてはご相談ください。

### 〈窓口〉

道路建設課・がけ地対策室  
☎ 220 - 2612

### がけ地の防災工事費等補助

がけ崩れにより道路などの公共施設や居住用建物などに、被害を及ぼすおそれのあるがけ地の防災工事を行う場合は、費用の一部を補助する制度があります。工事を行うための調査費や設計費についても補助の対象となります。

## ■ 町内会等で取り組む克雪対策

### 〈窓口〉

道路管理課 ☎ 220 - 2321

### 消雪装置の設置

河川水、温水又は電気方式等の消雪装置を設置および改修する場合には、経費の一部を補助する制度があります。

### 除雪機械の購入

除雪用の小型除雪機械や消雪用水中

ポンプを購入する場合には、経費の一部を補助する制度があります。

### 除排雪作業の委託

雪害対策本部が設置されている期間中に、町会が事業者機械による市道等の除排雪を委託した場合、経費の一部を補助する制度があります。

### 〈その他の問い合わせ窓口〉

- 道路の新設、改良について  
道路建設課 ☎ 220 - 2316
- 交通安全施設について  
道路管理課 ☎ 220 - 2321

## ■ 道路

### 〈窓口〉

道路管理課 ☎ 220 - 2321

- ①市道の舗装の穴埋め、道路を横切る溝の破損※  
(道路等管理事務所(☎ 257 - 2272)でも受け付けます)
- ②私道や農道を市道にしたいとき
- ③市道との境界確定が必要なとき
- ④市道で工事のため通行止めが必要なとき
- ⑤市道の図面がみたいとき
- ⑥工事などで市道を占有するとき※
- ⑦市道の除雪

※は  電子申請 ができます。

◆ 次の場合は生活道路室 (☎ 220 - 2578) まで ・ 法定外公共物 (赤道) に関すること



税金・経営相談

# 市税

## ■ 市税の役割

市税は、皆さんがスムーズに市民生活を送れるよう使われています。社会福祉やゴミやし尿の処理、公害や疫病の予防、学校教育、市道・市営住宅の整備・建設などが、その内訳になっています。

## ■ 個人市・県民税

### 〈窓口〉

市民税課 ☎220 - 2161

1月1日現在、市内に住所があるか、あるいは住所はないが家屋敷や事務所、事業所を持っている方が課税対象です。

**普通徴収** 納税義務者が口座振替、スマートフォン決済アプリや金融機関、コンビニで直接納付する方法です。

### 納 期

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 第1期 | 6月10日から6月30日まで  |
| 第2期 | 8月1日から8月31日まで   |
| 第3期 | 10月1日から10月31日まで |
| 第4期 | 翌年1月1日から1月31日まで |

### 給与からの特別徴収

給与の支払者が毎月の給与から天引きし、納付する方法です。

### 公的年金からの特別徴収

年金保険者が65歳以上の方の公的年金から引き落とし、納付する方法です。

## 申 告

前年に所得のあった方または所得控除を受けようとする方は3月15日までに市民税・県民税申告書を市民税課に提出してください。

### 申告の必要がない方

- ①前年中は給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ②所得税の確定申告書を提出した方

## ■ 法人市民税

### 〈窓口〉

市民税課 ☎220 - 2168

納税義務者は次に該当する方です。

- ①市内に事務所または事業所を有する法人（法人税割額+均等割額が課税されます）
- ②市内に寮などを有する法人で、市内に事務所または事業所を有しないもの（均等割額が課税されます）
- ③法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有するもの（法人税割額が課税されます）

### 申告納付期限

#### ①～③で異なります

市民税課法人市民税担当までお問い合わせください。

## ■ 事業所税

### 〈窓 口〉

市民税課 ☎220 - 2168

納税義務者は次に該当する方です。

- ①市内の事業所用家屋の延床面積が、1,000㎡を超える法人または個人
- ②市内の従業者数の合計が100人を超える法人または個人

### 申告納付期限

#### ①②で法人の方

事業年度終了の日から2カ月以内

#### ①②で個人の方

翌年の3月15日

## ■ 固定資産税

### 〈窓 口〉

資産税課 ☎220 - 2151

**納税義務者** 1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産（事業用の機械・器具・設備など）を所有している方。

**申 告** 償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告する必要があります。

### 納 期

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 第1期 | 4月10日から5月2日まで   |
| 第2期 | 7月1日から8月1日まで    |
| 第3期 | 12月1日から12月28日まで |
| 第4期 | 翌年2月1日から2月28日まで |

### 税 額

土地や家屋、償却資産の固定資産税課税標準額の1.4%



## ■ 都市計画税

## 〈窓口〉

資産税課 ☎220 - 2151

都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、都市計画区域のうち市街化区域内にある土地や家屋を所有している方に、固定資産税とあわせて課税されます。納期は固定資産税と同じです。

**税額** 土地、家屋の都市計画税課税標準額の0.3%

## ■ 軽自動車税（種別割）

## 〈窓口〉

税務課 ☎220 - 2147

## 納税義務者

4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有（使用）している方に課税されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）の交付および廃車・名義変更などがあった場合の申告手続

金沢市の標識（ナンバープレート）を廃車にする場合に限り、市民センターにおいても廃車手続ができます。詳しくは税務課にお問い合わせください。

## ■ その他の市税

## 〈窓口〉

●市たばこ税、入湯税、宿泊税など  
税務課 ☎220 - 2147

## ■ 市税減免



## 〈窓口〉

- 個人市・県民税、法人市民税、事業所税  
市民税課 ☎220 - 2161
- 固定資産税・都市計画税  
資産税課 ☎220 - 2151
- 軽自動車税（種別割）  
税務課 ☎220 - 2147

一定の要件に該当する場合には、申請により市税を減免する制度があります。詳しくは各市税の窓口へお問い合わせください。

## ■ 市税の納付相談

## 〈窓口〉

税務課 ☎220 - 2171

納税義務者が病気や事業不振などにより、市税を納めることが困難になったときはご相談ください。

## ■ 市税の納付方法

## 〈窓口〉

税務課 ☎220 - 2175

個人市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）については、金融機関、コンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォン決済アプリを利用した納付が可能です。

## ■ 口座振替制度

## 〈窓口〉

税務課 ☎220 - 2148

## 口座振替のできる市税

固定資産税・都市計画税  
個人市・県民税（普通徴収分）  
軽自動車税（種別割）

## 口座振替が利用できる方

金沢市指定金融機関等またはゆうちょ銀行（郵便局）に口座をお持ちの方

## 口座振替の申込み

口座振替の依頼書に必要事項を記入し、通帳使用印を押印のうえ金融機関窓口へ提出または市役所へ郵送してください。

※口座振替の依頼書は、市内の金融機関に備え付けてあります。

なお、一部の金融機関では、インターネットを利用して口座振替のお申込みができます。

金沢市 Web 口座振替

検索

## 振替日

## ①期別振替

各納期の末日。

ただし、残高不足で振替されなかった場合は、翌月の末日に再振替となります。

## ②全期分一括振替

第1期の納期の末日。

ただし、残高不足で振替されなかった場合は、翌月の末日に第1期分のみを再振替し、第2期分以降は期別振替となります。なお、翌年度は再び全期分一括振替となります。





税金・経営相談

# 商工業・経営相談

## ■ 商工業の金融・起業支援相談

### 〈窓 口〉

産業政策課

中小企業・小規模事業者総合応援窓口

☎220 - 2108

商工業を営んでいる方を対象に、金融や経営などのご相談を随時受け付けています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

### 融資のことは

中小企業・小規模事業者（個人事業者を含む）向けに、運転・設備資金として、金融機関と協調し、各種制度融資を用意しています。最寄りの金融機関、産業政策課にお問い合わせください。

下記融資を既に受けている方で新たに各種制度融資を申し込む場合は、ケースによっては既往融資の借換を行うことができますので、申込金融機関にご相談ください。

### 起業に関する相談

金沢市内で起業を志す方や起業して間もない方を支援するための相談窓口を開設しています。相談者の起業の段階に応じて、市内の各支援機関の情報を含めた支援情報を提供し、起業の実現にむけたお手伝いをします。起業実践アドバイザーの派遣制度もありますので、お気軽にご相談ください。

(令和4年4月現在)

|          | 制 度 名                                                    | 対 象 者                      | 融 資 限 度 額                                             |
|----------|----------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 設備投資支援制度 | 産 業 振 興 資 金                                              | 中小企業者および組合                 | 1 億円<br>(対象経費の 3/4 以内)                                |
|          | 特 別 分<br>(ホテル・旅館・料亭・共同施設)                                | 中小企業者および組合                 | 1 億円<br>ただし特に必要があると認められる場合は<br>2 億円<br>(対象経費の 3/4 以内) |
|          | 公 害 防 除 資 金                                              | 中小企業者                      | 1 億円<br>(対象経費の 9/10 以内)                               |
|          | 企 業 立 地 促 進 資 金                                          | 企 業 者                      | 5 億円<br>(対象経費の 3/4 以内)                                |
|          | 中小企業 AI 等先端技術導入資金                                        | 中小企業者                      | 5,000 万円                                              |
|          | 中心市街地活性化事業資金                                             | 事業認定を受けた<br>中小企業者および組合     | 1 億円                                                  |
|          | も の づ く り 推 進 資 金                                        | 中小企業者および組合                 | 2,000 万円                                              |
|          | 伝 統 産 業 工 房 等 整 備 資 金                                    | 伝統産業従事者                    | 2,000 万円<br>(対象経費の 3/4 以内)                            |
|          | 地 球 温 暖 化 対 策 資 金                                        | 中小企業者および組合                 | 2,000 万円*                                             |
| 経営安定支援制度 | 中 小 企 業 振 興 特 別 資 金                                      | 中小企業者および組合                 | 4,000 万円                                              |
|          | 中 小 企 業 振 興 特 別 資 金<br>(新型コロナウイルス感染症対策分)                 | 中小企業者および組合                 | 5,000 万円                                              |
|          | 中 小 企 業 振 興 特 別 資 金<br>(原油・原材料価格高騰対策分)                   | 中小企業者および組合                 | 3,000 万円                                              |
|          | 緊 急 経 営 安 定 特 別 資 金<br>(セーフティネット資金)<br>※令和4年4月29日融資実行分まで | 特別保証の認定を受けた<br>中小企業者および組合  | 5,000 万円                                              |
|          | 中 小 企 業 創 業 者 支 援 資 金                                    | 創業予定または創業して<br>1 年未満の中小企業者 | 2,000 万円                                              |
|          | 季 節 資 金                                                  | 中小企業者および組合                 | 企業 600 万円<br>組合 1,000 万円                              |

\*令和5年3月31日までの時限措置

## ■ ビジネス相談デスク

## 〈窓口〉

## IT ビジネスプラザ武蔵

武蔵町 14-31

☎224 - 6340

IT・デザイン・映像などに関する各種相談をお受けします。

## ■ ものづくり相談

## 〈窓口〉

## 異業種研修会館

打木町東 1400 (安原工業団地内)

☎240 - 1934

主として製造業を営んでいる方に対し、技術を中心にものづくり全般についての相談を無料で行っています。

## ■ お店の許可等

## 〈窓口〉

## 保健所衛生指導課 (西念3-4-25)

食 品 衛 生 ☎234 - 5112

環 境 衛 生 ☎234 - 5114

民 泊 相 談 ☎234 - 5111

動 物 愛 護 ☎258 - 9070

※マップ P77 参照

## 食品衛生



飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、魚介類販売業、食肉販売業等を開店する場合は、許可等の手続きが必要です。

## 環境衛生

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所を開店する場合は、許可等の手続きが必要です。

## 民泊（住宅宿泊事業）

民泊を営業する場合は、届出等の手続きが必要です。

## 動物愛護

ペットショップ等動物取扱業を開店する場合は、登録申請等の手続きが必要です。

## ■ 計量器の検査・商品の量目

## 〈窓口〉

## ダイバーシティ人権政策課

計量担当 ☎220 - 2095

ご商売等の取引・証明に使用するばかりは、計量法の規定により2年に1回の定期検査を受けなければなりません。検査の日時等はそこのつどお知らせします。また、新たにはかりを使用される方はご連絡ください。

計量器、商品の量目に関する苦情や相談もお受けしています。

## ■ 障害者継続雇用奨励金の支給



## 〈窓口〉

障害福祉課 ☎220 - 2289

FAX 232 - 0294

公共職業安定所を通じて就労している障害のある方を、国の助成金支給期間満了後も引き続き雇用している事業主の方に、2年間雇用奨励金を支給します。

## ■ 屋外広告物（広告看板）等の掲出

## 〈窓口〉

景観政策課 ☎220 - 2364

- ①市内で屋外広告物（広告看板）等を表示・設置する場合、許可申請が必要となる場合がありますので事前にご相談ください。
- ②地域ごとに表示・設置できる屋外広告物の基準が決まっています。また、色彩など景観に調和していない場合、是正していただくこともあります。
- ③屋外広告物を表示・設置する場合は、金沢市に屋外広告業の登録をしている法人・個人に依頼してください。



市民相談  
お知らせ・議会

# 市民相談

## ■ 各種市民相談をご利用ください

暮らしのなかの困りごと等に弁護士や相談員が無料で相談に応じます。

なお、各相談は、都合により休止する場合があります。

## ■ 市民相談室（第一本庁舎2階）

問い合わせ先 ☎220 - 2222

| 相談名              | 相談内容                                                 | 相談日・時間                                    |
|------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 市政相談             | 市政に関する意見や問い合わせなどについて、担当部署をご案内します。                    | 月～金曜日<br>9:00～17:00                       |
| 一般相談             | 市民生活についての困りごとなど、専門の相談窓口をご案内します。                      |                                           |
| 法律相談（予約制）        | 家事・不動産・その他の民事問題<br>金沢弁護士会所属弁護士による相談（1日5人まで1案件につき1回）  | 月～金曜日 13:00～15:30<br>当日の9:00から電話で申し込み・先着順 |
| 不動産取引相談          | 宅地・建物についての困りごとなど<br>石川県宅地建物取引業協会または全日本不動産協会の相談員による相談 | 水曜日、第2・4木曜日<br>9:00～12:00                 |
| 登記・成年後見相談        | 登記手続きなど<br>石川県司法書士会金沢支部司法書士による相談                     | 水曜日<br>13:00～16:00                        |
| 許認可手続き<br>遺言相続相談 | 許認可手続きや遺言相続など<br>石川県行政書士会金沢支部行政書士による相談               | 第3木曜日<br>13:00～16:00                      |

## ■ 近江町消費生活センター（近江町いちば館5階）

問い合わせ先 ☎232 - 0070

| 相談名         | 相談内容                        | 相談日・時間                                                            |
|-------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 消費生活相談      | 悪質商法など、消費生活相談員による相談         | 月～金曜日・第3日曜日<br>9:00～17:00                                         |
| 多重債務相談（予約制） | 弁護士、司法書士による多重債務相談（前日までに要予約） | [弁護士による相談] 第1・3月曜日 10:00～12:00<br>[司法書士による相談] 第2・4木曜日 13:00～16:00 |

## ■ 女性相談支援室（第一本庁舎2階）

問い合わせ先 ☎220 - 2554

| 相談名  | 相談内容                     | 相談日・時間              |
|------|--------------------------|---------------------|
| 女性相談 | 女性の悩み事やDV等の相談に女性相談員が応じます | 月～金曜日<br>9:00～17:00 |

※特別相談として、弁護士・臨床心理士などによる相談もあります（要予約）

## ■ 人権相談（第一本庁舎2階 ダイバーシティ人権政策課）

問い合わせ先 ☎220 - 2095

| 相談名  | 相談内容          | 相談日・時間                              |
|------|---------------|-------------------------------------|
| 人権相談 | 人権擁護委員による人権相談 | 毎月第1金曜日（祝日の場合は第2金曜日）<br>13:00～15:00 |

## ■ 労働相談（第一本庁舎5階 労働政策課）

問い合わせ先 ☎220 - 2188

| 相談名  | 相談内容           | 相談日・時間                                        |
|------|----------------|-----------------------------------------------|
| 労働相談 | 社会保険労務士による労働相談 | 火・木・金曜日（年末年始・お盆を除く）<br>9:00～12:00、13:00～16:00 |

※火曜日は女性の社会保険労務士が相談に応じます

## ■ 金沢権利擁護センター（松ヶ枝福祉館）

問い合わせ先 ☎231 - 3521

| 相談名      | 相談内容                         | 相談日・時間              |
|----------|------------------------------|---------------------|
| 高齢者等権利擁護 | 成年後見制度などの相談やひとり親家庭の養育費に関する相談 | 月～金曜日<br>9:00～17:30 |

# 生活保護・生活資金貸付



## ■ 生活に困ったときは

### 〈窓口〉

生活支援課 ☎220 - 2292

### 生活保護を受けたいとき

世帯の収入等を全部あわせても生計が維持できないときは、お気軽にご相談ください。

**生活扶助** 衣食費、その他日常生活費の扶助

**教育扶助** 学用品、副読本、給食費などの扶助

**住宅扶助** 家賃、地代、部屋代などの扶助

**医療扶助** 病気の治療に要する費用の扶助

**介護扶助** 介護サービスに要する費用の扶助

**出産扶助** お産に要する費用の扶助

**生業扶助** 小規模の事業を始める資金や技術を覚えるための費用の扶助、新しく勤めに出られるときの費用の扶助、高校就学費用の扶助

**葬祭扶助** 葬祭の費用に対する扶助

## ■ 医療費の支払いに お困りの方には

生活保護を受けるには至らない低所得世帯の方で、医療費の支払いにお困りの方には、短期間の医療費助成制度があります。ご相談ください。

## ■ 勤労者小口資金融資制度

### 〈窓口〉

労働政策課 ☎220 - 2199

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融 資 金 額 | 100 万円以内                                                                                  |
| 返 済 期 間 | 5 年以内                                                                                     |
| 返 済 方 法 | 毎月払い・ボーナス払い併用も可                                                                           |
| 利 率     | 年 2.25% (金融情勢により変動することがあります)                                                              |
| 条 件     | ①金沢市内に引き続き 1 年以上居住し、かつ同一事業所に 1 年以上勤務している方<br>②取り扱い金融機関が定める信用保証機関の保証を受けられる方<br>③市税を完納している方 |
| 取扱金融機関  | 北國銀行、金沢信用金庫、北陸銀行、のと共栄信用金庫、はくさん信用金庫、北陸労働金庫の市内本支店                                           |

## ■ 勤労者育児休業等生活資金融資制度

|         |                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融 資 金 額 | 100 万円以内                                                                                                                                                   |
| 返 済 期 間 | 100 万円以下…5 年以内、50 万円以下…3 年以内                                                                                                                               |
| 利 率     | 年 0.75% (金融情勢により変動することがあります)                                                                                                                               |
| 条 件     | ①金沢市内に住所を有している方<br>②事業所に勤務する勤労者のうち育児・介護休業をし、またはしようとする勤労者で育児・介護休業の期間終了後に復職することが確実な方<br>③市税を完納している方<br>④他の育児・介護休業融資制度を利用していない方<br>⑤確実な保証人を 1 名以上有する方<br>⑥その他 |
| 取扱金融機関  | 北陸労働金庫の市内本支店                                                                                                                                               |



市民相談・  
お知らせ・議会

# 市からのお知らせ・ スポーツ推進

## 市からのお知らせ

### 〈窓口〉

文書法制課 ☎220 - 2073

「公報」は、毎月1日、11日、21日の3回定期的に発行。臨時に発行することもあります。公報には、条例、規則、告示、公告のほか市長が必要があると認める事項を登載しています。

## ご利用ください

### 〈窓口〉

広報広聴課 ☎220 - 2348

### 情報公開制度

行政の透明化と、住民参加による行政の推進を図るため、市が持っている行政文書などの行政情報を請求により公開します。

また、企業局、市立病院、消防局、美術工芸大学は、それぞれの窓口でも請求を受け付けています。

### 市政情報コーナー

市政に関する刊行物や行政資料などの閲覧コーナーを広報広聴課横に開設しています。必要に応じてコピー（有料）もできます。

## ボランティアについて学ぶ

### 〈窓口〉

金沢ボランティア大学校

☎233 - 2456

※マップ P66 参照

多様化するボランティアに関する基本や、幅広い視野を身につけ、継続的に活動できるボランティアを養成します。

## ボランティア活動

### 〈窓口〉

金沢ボランティアセンター

（松ヶ枝福祉館内）☎231 - 3725

※マップ P77 参照

### ボランティアセンター

ボランティアの登録やあっせん、相談、情報提供等を行っています。

### ボランティア活動の助成

高齢者や障害のある方、ひとり親家庭、子どもなどの福祉向上のため、自主的に継続してボランティア活動を行っている団体（10人以上）に活動費の一部を助成します。

## 市民協働サポート保険

### 〈窓口〉

市民協働推進課

☎220 - 2026

市民の皆さんに安心して町会活動やNPO等のボランティア活動に取り組んでいただけるよう、全市民を対象とした保険制度に加入しています。活動中の怪我や傷害事故、他人に対する賠償責任、物品を破損してしまった場合は、保険対象となる場合があります。

## 金沢の歴史を学ぶ

### 〈窓口〉

総務課 ☎220 - 2091

### 図説 金沢の歴史

金沢市史のダイジェスト版として、写真やイラスト、図表を内容の中心に置き、金沢市の歴史をわかりやすく解説した本です。

### 金沢市史

原始古代から現代までの金沢の歴史を体系的に編さんしたものです。（資料編19巻、通史編3巻の全22巻）

図説金沢の歴史、金沢市史は、市政情報コーナー（第一本庁舎4階）、市内書店（株式会社うつのみや）で販売しています。

## 国際化関係・姉妹都市

### 〈窓口〉

国際交流課 ☎220 - 2075

姉妹都市交流や国際化に関する総合窓口として情報・資料の提供等を行っています。

パツファロー市（アメリカ） 1962年提携  
イルクーツク市（ロシア） 1967年提携  
ポルト・アレグレ市（ブラジル） 1967年提携  
ゲント市（ベルギー） 1971年提携  
ナンシー市（フランス） 1973年提携  
蘇州市（中国） 1981年提携  
全州市（韓国） 2002年提携  
大連市（中国） 2006年友好交流協定



## ■ 金沢市役所・美術館駐車場

|                           | 入場          | 30分まで   | 30分以降          |
|---------------------------|-------------|---------|----------------|
| 月曜日から<br>金曜日まで<br>(休日を除く) | 8:30～17:45  | 無 料     | 30分につき<br>150円 |
|                           | 17:45～23:00 | 350円(注) |                |
| 休 日                       | 8:30～23:00  | 350円(注) |                |

## ■ 金沢市第二本庁舎地下駐車場

|                           | 入場          | 30分まで   | 30分以降          |
|---------------------------|-------------|---------|----------------|
| 月曜日から<br>金曜日まで<br>(休日を除く) | 8:30～17:45  | 無 料     | 30分につき<br>150円 |
|                           | 17:45～21:00 | 350円(注) |                |
| 休 日                       | 8:30～21:00  | 350円(注) |                |

※夜間（上記入場時間以外）については、入・出場できません。

夜間引き続き駐車された場合、上記入場時間内までの料金及び翌日8時30分以降の料金の1,000円が加算されます。

※表で計算して得た額には消費税及び地方消費税が含まれています。

(注) 金沢21世紀美術館及び金沢能楽美術館入館者は無料（美術館受付での認証が必要）

## ■ スポーツ推進事業

### 〈問い合わせ〉

(公財) 金沢市スポーツ事業団 ☎247-9019

ホームページアドレス

<https://www.kanazawa-sports.jp/>

市民の豊かなスポーツライフの実現のため、金沢市の政策に基づき、各種のスポーツ事業を展開します。医療費の削減、ジュニア競技力向上、子育て支援、障がい者支援等、幅広い分野から市民の健康スポーツ活動をサポートします。

### 高齢者健康活動支援事業

・かんたんヨガ ・健康体操 ・いきいき3B教室 など

### ジュニアアスリート競技力向上サポート事業

・スキルアップソフトテニス ・スキルアップテニス など

### 地域健康スポーツ活動支援事業

・出張体力測定 ・スポーツ用具貸出し  
・エンジョイテニス など

### 障がい者スポーツ活動支援事業

・障がい者スポーツ種目の普及  
・障がい者スポーツ指導者の派遣 など

### 子どもの身体づくり支援事業

・スイミング ・サッカー ・テニス ・ダンス など

### 金沢マラソンサポート事業

・マラソン教室の開催(ナイトラン、シニア&ビギナーズラン) など

### わくわく子育て支援事業

・親子わくわくスポーツフェスタ  
・スポだめし！(お試しスポーツ体験) など



市民相談・  
お知らせ・議会

# 議会・選挙

## ■ 市議会

### 〈窓口〉

議会事務局 ☎220 - 2388

市議会は、年4回(6月、9月、12月、3月)程度定期的に開く定例会議と必要に応じて開く緊急議会または臨時議会があります。議員の定数は38人、任期は4年で、市の条例や予算などを審議し、決定する機関です。

### 市議会を傍聴するには

本会議は原則として公開されており、どなたでも傍聴できます。傍聴の受付は、本会議開会当日、第一本庁舎7階の傍聴受付で行っています。

また、聴覚に障害のある方に本会議を傍聴していただくため、事前に申し込みいただければ、手話通訳者の配置、またはパソコンによる要約筆記を実施します。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

なお、本会議の様子は、金沢コミュニティチャンネル(金沢ケーブル031ch)で放送されるほか、金沢市議会のホームページでも生中継や録画した映像をご覧いただけます。

### 委員会を傍聴するには

常任委員会と特別委員会は原則として公開されており、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は、委員会の開会10分前までに、第一本庁舎6階の議会事務局で受付をお済ませください。なお、委員会の日程は、金沢市議会のホームページをご覧ください(会議室スペースの関係上、傍聴をお断りする場合がありますので、ご了承ください。)

### 「市議会だより」

市民の皆さんに、定例会議のあらましや議会の活動をお知らせするため、年4回程度「市議会だより」を発行し、全世帯にお届けしています。

「市議会だより」には点字版と録音版もあります。また、金沢市議会のホームページでもご覧いただけます。

### 市政に要望があるときは

議会に対しては、いつでも、どなたでも、市政についての要望を請願書や陳情書により提出することができます。

①請願書は、請願の趣旨、提出年月日、住所、氏名(署名または記名押印)を日本語で記載し、議員の紹介(紹介議員の署名または記名押印)を受け、議長あてに提出してください。

②陳情書は、紹介議員を必要としないほかは、請願書の提出方法と同じです。



## ■ 選挙

## 〈窓口〉

選挙管理委員会

☎220 - 2077

## 選挙権

選挙は、国や地方の政治に直接携わる代表者を選ぶ大切なものです。選挙で投票するためには、右の表に記載された条件を満たすほか、選挙人名簿に登録される必要があります。

## 選挙人名簿

選挙人名簿とは、有権者をあらかじめ登録しておき、投票のときに本人かどうかを確認するためのものです。

## 選挙人名簿への登録

選挙人名簿には、次の条件を満たしている方が登録されます。

- ①満18歳以上の日本国民
- ②住民票が作成された日（転入届を行った日）から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されていること

選挙人名簿の登録は、年4回（3、6、9、12月）定期的に行われるとともに、選挙の際にも行われます。

## 登録の抹消

選挙人名簿に登録されている方が次の条件に該当した場合、選挙人名簿から抹消されます。

- ①死亡又は国籍喪失したとき
- ②市外に転出して4カ月を経過し

| 選挙の種類          | 選挙権を有するための条件                                                                       |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 衆議院議員・参議院議員の選挙 | 日本国民で満18歳以上であること                                                                   |
| 知事・県議会議員の選挙    | 日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上県内の同一の市町に住所を有すること<br>※上記の条件に該当する者が引き続き県内の他の市町に住所を移した場合も含む。 |
| 市長・市議会議員の選挙    | 日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上市内に住所を有すること                                                |

※選挙権を行使するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

たとき

- ③登録されるべきでなかった者が誤って登録されていることが判明したとき
- ④在外選挙人名簿への登録の移転

## 投票所入場整理券

投票日までに投票所入場整理券を郵送します。なお、投票所入場整理券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されており、選挙権のある方は投票ができます。

## 期日前投票

投票日当日、仕事や長期の旅行、出張等があり投票所へ行くことができない方は、選挙期日の公示（告示）日の翌日から投票日前日までの間、市役所などで期日前投票ができます。

## 不在者投票

期日前投票のほか、投票日当日に次の条件に該当する方は、不在者投票ができます。

- ①仕事や旅行で他の市区町村に滞在、又は転出により他の市区町村に居住している方は、滞在先（居住先）の市区町村で不在者投票ができます。
- ②身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が一定以上の方、又は介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。
- ③不在者投票のできる施設に指定されている病院、老人ホーム等に入院（入所）している方は、施設で不在者投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

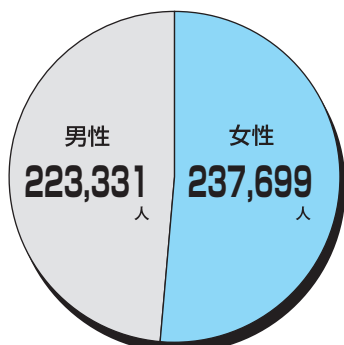


市民相談・  
お知らせ・議会

# 金沢市データ

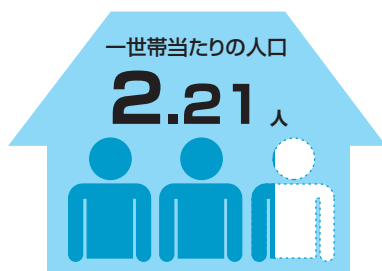
## 人 口

●総人口 461,030 人  
人口密度 1km<sup>2</sup>当たり 983.4 人



推計人口 (令和 4 年 1 月 1 日)

●世帯数 208,843 世帯



(令和 4 年 1 月 1 日)

## ●自然動態

出生 3,069 人 死亡 4,824 人  
(令和 3 年中)

## ●社会動態

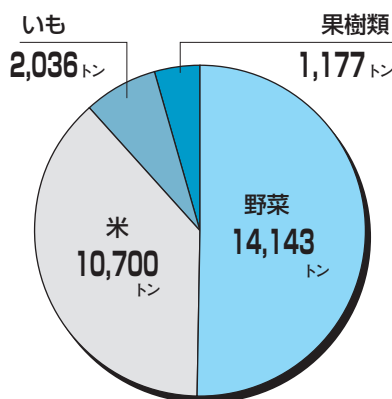
転入 15,648 人 転出 16,174 人  
(令和 3 年中)

## 産業・経済

●事業所 25,514 事業所  
経済センサス基礎調査 (令和元年 6 月 1 日)

## ●農 業

農家数 2,127 戸  
農家人口 4,690 人  
農林業センサス (令和 2 年 2 月 1 日)  
主要農産物収穫高 (令和 2 年)



## ●林 業

1,038 戸

(保有山林面積 1ha 以上)  
農林業センサス (令和 2 年 2 月 1 日)

## ●製造業

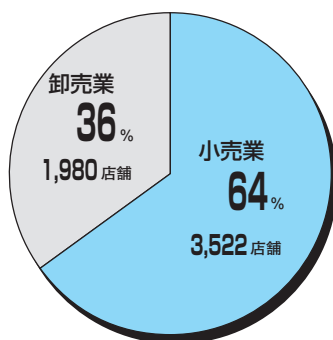
714 事業所

(従業者 4 人以上の事業所)  
工業統計調査 (令和 2 年 6 月 1 日)

## ●商 業

5,502 店舗

年間商品販売額 2 兆 6,663 億円  
卸売業 2 兆 732 億円  
小売業 5,931 億円



経済センサス活動調査 (平成 28 年 6 月 1 日)

## 建 設

### ●都市公園

586 カ所 595ha  
(令和 3 年 4 月 1 日)

### ●道路延長

実延長 2,487 km  
北陸自動車道 21 km  
国 道 57 km  
県 道 216 km  
市 道 2,193 km  
(令和 3 年 4 月 1 日)

### ●住 宅

住宅数 237,170 戸  
住宅・土地統計調査 (平成 30 年 10 月 1 日)  
年間新築数 3,262 戸  
(令和 3 年)  
公営住宅数 6,700 戸  
(令和 2 年度末)  
県 営 3,271 戸  
市 営 3,429 戸  
(特定公共賃貸住宅を除く)

## 運輸・通信

●JR 乗車人員数 5,850 千人  
1 日当たり 16 千人  
(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月)

●IR 乗車人員数 3,890 千人  
1 日当たり 11 千人  
(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月)

●バス乗客数 18,269 千人  
1 日当たり 50 千人  
(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月)

●自動車台数 351,691 台  
(令和 3 年 3 月 31 日)

## 教育・文化

学校基本調査 (令和 3 年 5 月 1 日)

### ●学 校

総 数 199 校  
教員総数 6,702 人  
生徒総数 87,348 人  
教員 1 人当たり 生徒 13 人  
(以下の幼稚園～大学・大学院の合計)

## 統計についての問い合わせ

企画調整課調査統計室

☎220 - 2040

## 福祉・厚生

●幼稚園 28 園  
教員数 350 人  
園児数 3,080 人  
教員 1 人当たり 園児 9 人

●認定こども園 59 園  
保育教諭数 1,509 人  
園児数 6,836 人  
保育教諭1人当たり 園児 5 人

●小学校 55 校  
教員数 1,417 人  
児童数 23,344 人  
教員 1 人当たり 児童 17 人

●中学校 28 校  
教員数 831 人  
生徒数 12,448 人  
教員 1 人当たり 生徒 15 人

●高等学校 20 校  
教員数 1,167 人  
生徒数 16,900 人  
教員 1 人当たり 生徒 15 人

●短期大学 3 校  
教員数 54 人  
学生数 742 人  
教員 1 人当たり 学生 14 人

●大学・大学院 6 校  
教員数 1,374 人  
学生数 23,998 人  
教員 1 人当たり 学生 18 人

学校基本調査 (令和 3 年 5 月 1 日)

●公民館 62 館  
(令和 3 年 3 月 31 日)

●市立図書館 4 館および 3 分館  
蔵書冊数 1,651,154 冊  
(令和 3 年 3 月 31 日)

●保育所 43 施設  
(令和 3 年 4 月 1 日)

●国民年金  
被保険者数 75,993 人  
人口の 16.4 %  
(令和 3 年 3 月 31 日)

●国民健康保険  
被保険者数 83,731 人  
(令和 3 年 3 月 31 日)

●常用労働者現金給与総額  
年平均 1 ヶ月 1 人当たり  
男女平均 296,321 円  
県内分、賞与等を含む  
(規模 5 人以上)

毎月勤労統計調査(令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月)

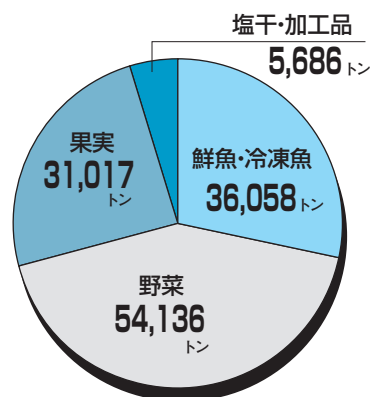
●医療施設  
総 数 687  
病 院 44  
診療所 418  
歯科診療所 225  
病床数 9,633 床

医療施設動態調査 (令和 3 年 3 月 31 日)

## 市民生活

●中央卸売市場

総入荷高 126,897 トン



(令和 2 年中)

●都市ガス  
年間総使用量 39,182 千 m<sup>3</sup>  
1 日当たり 107 千 m<sup>3</sup>  
(令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月)

●水 道  
年間総使用量 49,594 千 m<sup>3</sup>  
1 日当たり 136 千 m<sup>3</sup>  
(令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月)

●酒 類  
年間総消費量 36,644 kℓ  
1 日当たり 100 kℓ  
(令和元年度)

●家 計  
平均 1 世帯 1 ヶ月当たり  
消費支出 307,083 円  
(2 人以上の世帯)  
実収入 693,159 円  
(2 人以上の世帯のうちの勤労者世帯)  
家計調査 (令和 3 年)

## 治 安

●警察官定数 (令和 2 年 12 月 31 日)  
金沢中・東・西署 555 人  
市民 835 人に 1 人

●消 防 (令和 3 年 12 月 31 日)  
消防職員 425 人  
市民 1,085 人に 1 人  
消防ポンプ車 17 台  
救急車 14 台  
救助工作車 2 台  
その他消防車両 41 台  
消防団員 1,200 人(49 分団)  
市民 384 人に 1 人  
消防ポンプ車 52 台





文化・スポーツ・施設

# 生涯学習・美術・文化等施設

**101 玉川図書館 近世史料館** ☎221-1960  
☎221-4750  
玉川町 2-20  
●開館時間／  
平日 10時～19時  
土・日・祝日 10時～17時  
●休館日／月曜日（祝日を除く）

**102 玉川図書館城北分館**  
小坂町西 8-11 城北児童会館内  
☎251-8284  
●開館時間／9時30分～18時  
●休館日／月曜日・祝日（こどもの日を除く）

**103 玉川こども図書館**  
☎262-0415  
**金沢市公文書館**  
☎254-0611  
玉川町 2-2  
●開館時間／10時～17時  
●休館日／月曜日（祝日を除く）

**104 泉野図書館**  
泉野町 4-22-22 ☎280-2345  
●開館時間／  
平日 10時～19時  
土・日・祝日 10時～17時  
●休館日／火曜日（祝日を除く）

**105 金沢海みらい図書館**  
寺中町イ 1-1 ☎266-2011  
●開館時間／  
平日 10時～19時  
土・日・祝日 10時～17時  
●休館日／水曜日（祝日を除く）  
※地図は、付録マップ座標 C-7  
**101～105 は年末年始・特別整理期間中も休館します**

**106 中央公民館長町館**  
長町 2-2-43 ☎220-2462  
●生涯学習グループに活動場所を提供しています。  
●開館時間／9時～21時（日曜日は17時まで）  
●休館日／祝日、年末年始

**107 中央公民館彦三館**  
彦三町 1-15-5 ☎261-8100  
●高齢者の方々の高砂大学校、高砂大学校大学院、各種サークルの活動の場です。  
●開館時間／9時～21時（日曜日は17時まで）  
●休館日／祝日、年末年始

**108 女性センター**  
三社町 1-44 ☎223-1265  
●開館時間／9時～21時（日曜日は17時まで）  
●休館日／祝日、年末年始

**109 長土堀青少年交流センター**  
長町 3-3-3 ☎220-2102  
●開館時間／9時～21時  
●休館日／月曜日（休日の場合は直後の平日）、年末年始

**金沢子ども科学財団**  
☎221-2061（月・日曜日は休み）  
●児童生徒の理科学実験等の活動拠点  
●開館時間／9時～17時45分

**110 西町教育研修館**  
西町三番丁 16  
**金沢大学サテライト・プラザ、大学インフォメーションセンター**  
☎232-5343（火曜日は休み）  
●大学情報の提供、講座開催など  
●開館時間／11時～19時（土・日・祝日は10時～18時）

**111 教育プラザ富樫**  
富樫 3-10-1 ☎243-1054  
●開館・受付時間／9時～21時  
●子育て支援を目的としたグループ・団体に研修室や活動室を提供しています。（登録要）  
●学習教材の団体貸出  
●電話相談 ☎243-0874  
子育てや発達・不登校などの相談（土・日・祝日は9時～17時）  
●児童相談所 ☎243-4158（月～金は9時～17時45分）

**112 教育プラザ此花（此花会館）**  
此花町 2-7 ☎220-2457  
●少年の街頭補導や非行防止啓発などに関する業務を実施しています。

**113 城北児童会館**  
小坂町西 8-11 ☎251-0444  
●開館時間／9時30分～18時  
●入館料／無料  
●休館日／月曜日・祝日（こどもの日を除く）、年末年始



**114 卯辰山公園健康交流センター千寿閣**  
東長江町 2-1 ☎222-0008  
●子どもから高齢者まで誰もが学習、健康増進、レクリエーションに利用できます。  
●使用料／一部有料  
●開館時間／9時～17時（温浴施設は10時～15時）  
●休館日／水曜日、年末年始

**115 金沢ボランティア大学校**  
彦三町 1-15-5 中央公民館彦三館内  
☎233-2456  
●休館日／日・月曜日、祝日

**116 金沢職人大学校**  
大和町 1-1 ☎265-8311  
●伝統的で高度な職人の技と文化の伝承・保存と人材育成のための学校です。

※詳細は付録マップをご覧ください。



## 117 金沢国際交流財団

本町 1-5-3 (リファレ 2F)

☎220-2522

- 国際交流や在住外国人の生活に関する情報提供・相談・多文化共生を目指す事業などを行っています。
- 開館時間／9時～17時45分
- 休館日／土・日曜日、祝日

## 118 娯杉少年の森

娯杉町2-3 長土塙青少年交流センター  
☎220-2102

- 青少年団体が野外体験活動を行うための施設です。初級・中級キャンプ場があります。
- 使用料／無料
- 使用期間／4月～11月

## 119 土子原こども野外広場

曲子原町13 長土塙青少年交流センター  
☎220-2102

- 青少年団体が野外体験活動を行うための施設です。宿泊棟・屋根付き炊事場・運動場があります。
- 使用料／無料
- 使用期間／4月～11月

## 120 キゴ山ふれあい研修センター (青少年交流棟)

小豆沢町4 ☎229-0583

- クラブ活動の合宿、研修会や料理教室の開催、野外炊飯などができる施設です。屋外には緑地広場、わんぱく広場があります。
- 使用料／一部有料
- 休館日／月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

## 121 キゴ山ふれあい研修センター (天文学習棟 / こども交流棟)

平等本町13-1 ☎229-1141

- 天体観察などの体験を通して、宇宙へのロマン・夢をはぐくみ、豊かな自然の中で健全な少年の育成を図るための施設です。

### 【天文学習棟】

- 入館料／無料
- プラネタリウム観覧料／有料
- 休館日／月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

### 【こども交流棟】

- 使用料／一部有料
- 休館日／月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

## 122 近江町交流プラザ

青草町 88 (近江町いちば館 3・4F)

☎260-6722

- 研修室、プレイルーム、和室、キッチンスタジオ等を提供しています。
- 使用料／有料
- 開館時間／9時～21時
- 休館日／水曜日、年末年始

## 123 金沢学生のまち市民交流館

片町 2-5-17 ☎255-0162

## 市民活動サポートセンター

同上 ☎225-7763

- 学生と市民の交流を促進するための施設です。学生団体や金沢市に登録した市民活動団体は、会議室と交流ホールを無料で利用できます。
- 併設する市民活動サポートセンターでは、地域活動や市民活動について、コーディネーターが相談に応じます。(無料)
- 使用料／一部有料
- 開館時間／10時～22時
- 休館日／月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

## 124 金沢美術工芸大学

### 柳宗理記念デザイン研究所

尾張町 2-12-1 ☎201-8003

- 世界的に著名な工業デザイナー柳宗理の作品に直に触れて、そのデザインに親しむことのできる展示資料室があります。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料／無料
- 休館日／月曜日(祝日は開館)、年末年始

## 125 金沢美術工芸大学

### 美術工芸研究所ギャラリー

小立野 5-11-1 ☎262-3531

- 開館時間／10時～17時
- 入館料／無料
- 休館日／土・日曜日、祝祭日

他(開室カレンダーを大学ホームページでご確認ください)

## 126 金澤町家情報館

茨木町53 ☎208-3231

- 金澤町家の保全と活用を図るための総合情報発信施設です。18時から21時までは、一部を会議室として利用できます。
- 入館料／無料
- 会議室の使用(要予約)／有料
- 開館時間／9時～17時30分
- 休館日／水曜日、年末年始

## 127 金沢市俵芸術交流スタジオ

俵町ヘ22 ☎225-7612

- 音楽・演劇の練習、アート制作等ができます。
- 使用料／有料
- 開館時間／9時～22時
- 休館日／月曜日(休日の場合は直後の平日)、年末年始

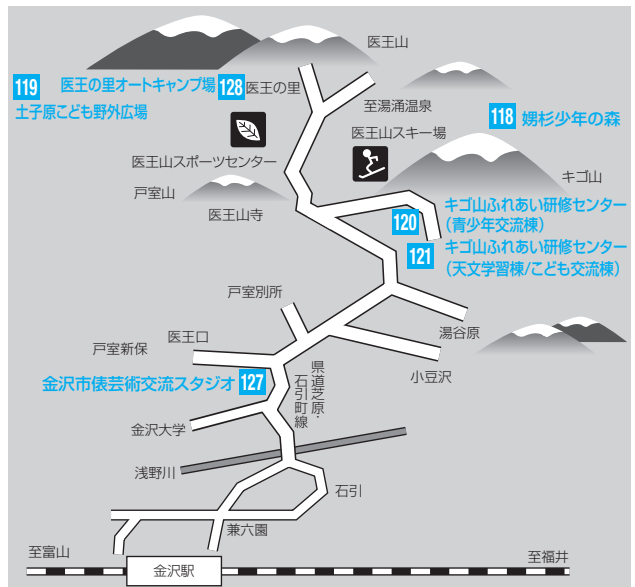
## 128 医王の里オートキャンプ場

大菱池町 ☎229-1312

- バンガローを利用するお手軽キャンプから、テントを利用する本格キャンプまで、誰もが楽しめる施設です。
- 営業時間／8時30分～17時
- 営業期間／4月～11月



青色で囲った施設は電子申請が可能です





文化・スポーツ・施設

# 生涯学習・美術・文化等施設

## 201 金沢21世紀美術館

## 202 徳田秋聲記念館

## 203 泉鏡花記念館

## 204 室生犀星記念館

201～204の施設紹介は  
70ページをご覧ください。

## 205 金沢歌劇座

下本多町 6-27 ☎220-2501  
●座席数 1,919 席の多目的ホールです。大中小会議室や練習室もあります。  
●開館時間／9時～22時  
●休館日／第1・3水曜日  
年末年始

## 206 金沢市文化ホール

高岡町 15-1 ☎223-1221  
●座席数 899 席の多目的ホールです。大中小会議室もあります。茶室「閑清庵」、展示ギャラリー、練習室も備わっています。  
●開館時間／9時～22時  
●休館日／第2・4水曜日、  
年末年始

## 207 金沢市アートホール

本町 2-15-1 ☎224-1660  
●ポルテ金沢 6 階にある、座席数 308 席の音楽を中心とした多目的ホールです。  
●開館時間／9時～22時  
●休館日／第2・4水曜日、  
年末年始

## 208 金沢市民芸術村

大和町 1-1 ☎265-8300  
●旧紡績工場の倉庫群をリニューアルし、ドラマ、アート、ミュージック、マルチの各工房及びパフォーミングスクエアや里山の家で芸術活動（制作・練習・発表）ができる創造空間です。また、広大な芝生の広場も利用できます。24時間 365 日、利用可能です。  
●使用時間／24 時間  
●休館日／なし（年中無休）

## 209 金沢湯涌創作の森

北袋町エ 36 ☎235-1116  
●里山に点在する木造建築群は版画、スクリーン印刷、染、織の創作工房と交流研修施設です。自然の中で創作、研修などが楽しめる芸術文化ゾーン。  
●受付時間／9時～17時  
●休館日／火曜日、年末年始

## 210 金沢湯涌夢二館

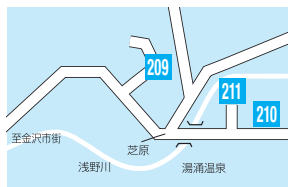
湯涌町イ 144-1 ☎235-1112  
●詩人画家「竹久夢二」が最愛の人「彦乃」と逗留した湯涌温泉にあり、作品や映像などで夢二の芸術と人間性に触れることができます。  
●開館時間／9時～17時30分  
●観覧料金／有料  
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 211 金沢湯涌江戸村

湯涌荒屋町 35-1 ☎235-1267



●国・県・市の指定文化財をはじめとした江戸時代に建てられた歴史的建造物10棟を公開しています。  
●開園時間／9時～17時30分  
●入園料金／有料  
●休園日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



## 212 安江金箔工芸館

東山 1-3-10 ☎251-8950  
●金箔ができるまでの工程や製造道具の説明、美術工芸品の展示をとおして、1 万分の 1 ミリの薄さの金箔の世界に触れることができます。  
●開館時間／9時30分～17時  
●観覧料金／有料  
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



## 213 金沢文芸館

尾張町 1-7-10 ☎263-2444  
●金沢ゆかりの作家五木寛之氏の著作や愛用品、泉鏡花文学賞受賞作品が展示されているほか、文芸・文学の創作活動の場所として利用できます。  
●開館時間／10時～18時  
●観覧料金／有料  
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 214 金沢蓄音器館

尾張町 2-11-21 ☎232-3066  
●毎日3回（11時、14時、16時）エジソン発明の蝸管式蓄音器や大型蓄音器など数種類の蓄音器を実際に聴き比べできます。  
●開館時間／10時～17時30分  
●観覧料金／有料  
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 215 寺島蔵人邸

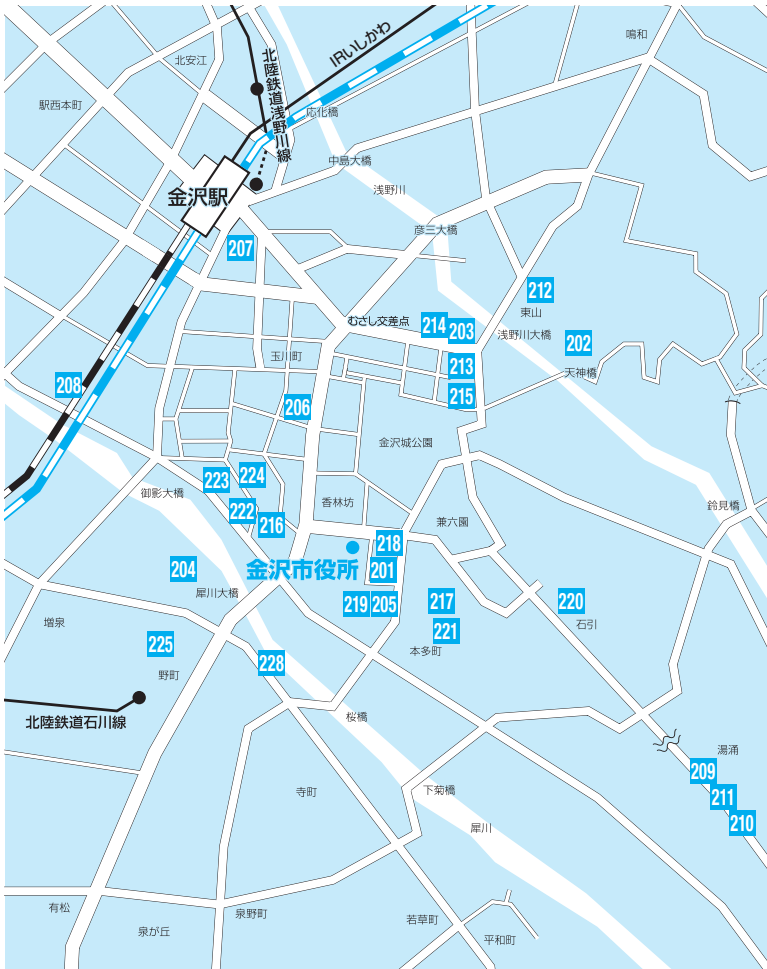
大手町 10-3 ☎224-2789  
●建物・庭園などが金沢市指定文化財に指定され、歴史的・文化的に価値の高い史跡です。  
●開館時間／9時30分～17時  
●入館料金／有料  
●休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 216 前田土佐守家資料館

片町 2-10-17 ☎233-1561  
●“利家とまつ”の次男利政を家祖とする加賀藩の名家「前田土佐守家」に代々伝えられてきた古文書・武具・書画等を展示・公開しています。  
●開館時間／9時30分～17時  
●観覧料金／有料  
●休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



※展示替えのため休館の場合があります。  
※詳細は付録マップをご覧ください。



## 217 中村記念美術館

本多町 3-2-29 ☎221-0751



- 茶道具と金沢ゆかりの工芸作品を鑑賞できます。茶道美術の名品をはじめ江戸時代の絵画など、約1,200点を所蔵。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 218 金沢能楽美術館

広坂 1-2-25 ☎220-2790

- 金沢市無形文化財「加賀宝生」ゆかりの貴重な美術品などを収蔵・展示しています。
- 開館時間／10時～18時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日、年末年始

## 219 金沢ふるさと偉人館

下本多町 6-18-4 ☎220-2474

- 金沢が生み出した、さまざまな分野で優れた業績を残した人物について、資料の展示・解説によってその偉業と生き方を紹介しています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 220 金沢くらしの博物館

飛梅町 3-31 ☎222-5740

- 明治の木造校舎(国重文)を活用して、金沢の風物詩や生活道具などを展示しています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 221 鈴木大拙館

本多町 3-4-20 ☎221-8011

- 金沢の仏教哲学者・鈴木大拙(D.T.Suzuki)の思想に触れ、静かに思索にふけることができます。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始、展示替休館



## 222 金沢市老舗記念館

長町 2-2-45 ☎220-2524

- 伝統的町民文化に関する資料が展示されています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

## 223 旧加賀藩士高田家跡

長町 2-6-1 ☎263-3640

- (足軽資料館へ)
- 旧藩士の屋敷跡に長屋門・土塀・門などを再現しています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料／無料
- 休館日／なし（年中無休）



## 224 金沢市足軽資料館

長町 1-9-3 ☎263-3640

- 藩政時代の足軽やその家族の日常生活に関する資料やパネルを展示しています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料／無料
- 休館日／なし（年中無休）

## 225 金沢市西茶屋資料館

野町 2-25-18 ☎247-8110

- 茶屋家屋の外観を再現した資料館で、島田清次郎の資料が展示されています。観光ボランティアガイド「まいどさん」が常駐しています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料／無料
- 休館日／なし（年中無休）

## 226 埋蔵文化財収蔵庫

新保本 5-48 ☎240-2371

- チカモリ遺跡出土遺物を始め、市内の遺跡から出土したさまざまな遺物を収蔵展示しています。
- 開館時間／9時30分～16時30分
- 入館料／無料
- 休館日／月曜日、年末年始

## 227 埋蔵文化財センター

上安原南 60 ☎269-2451

- チカモリ遺跡や中屋サワ遺跡の出土品を展示した「金沢縄文ワールド」や、縄文体験コーナーなどがあります。
- 開館時間／9時30分～17時
- 入館料／無料
- 休館日／月曜日、年末年始

## 228 谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館

寺町 5-1-18 ☎247-3031

- 建築家・谷口吉郎氏が手掛けた迎賓館赤坂離宮和風別館「游心亭」を再現。建築とまちづくりを考える施設です。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



文化・スポーツ・施設

# 生涯学習・美術・文化等施設

※マップ P68、69 参照

## 201 金沢21世紀美術館

広坂 1-2-1 ☎220 - 2800

「新しい文化の創造」と「新たなまちの賑わいの創出」を目指した、誰もが気軽に立ち寄れる「まちに開かれた公園のような美術館」です。

### ●美術館の特色

- ・世界の「現在（いま）」とともに生きる美術館
- ・まちに生き、市民とつくる、参画交流型の美術館
- ・地域の伝統を未来につなげ、世界に開く美術館
- ・子どもたちとともに、成長する美術館

### ●開場時間

交流ゾーン（無料）：9時～22時  
展覧会ゾーン（有料）：10時～18時  
（金・土曜日は20時まで）

### ●休館日

- ・毎週月曜日（休日の場合はその直後の平日）  
※交流ゾーンは入館可
- ・年末年始は完全閉館

### ●観覧料金

展覧会観覧料は内容や時期により異なります。



撮影：石川幸史 提供：金沢21世紀美術館

## 三文豪の記念館

### 202 徳田秋聲記念館

東山 1-19-1 ☎251 - 4300

- 徳田秋聲の書斎を再現し、直筆原稿や遺品を展示。作品をイメージした和紙人形による映像シアター等で、秋聲の人となり、また、その作品に触れることが出来ます。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



### 203 泉鏡花記念館

下新町 2-3 ☎222 - 1025

- 泉鏡花の世界をさまざまな角度からとらえ、作品はもとより、鏡花の生涯とその生活感覚にまで触れることのできるミュージアムです。鏡花の生家跡地に建てられています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



### 204 室生犀星記念館

千日町 3-22 ☎245 - 1108

- 生誕地に建つ記念館には詩、小説、随筆等の多彩な作品を残した室生犀星の直筆原稿、遺品等が展示され、魅力的な文学世界を今に伝えています。
- 開館時間／9時30分～17時
- 観覧料金／有料
- 休館日／火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始



※展示替えのため休館の場合があります。



# スポーツ施設



文化・スポーツ施設

※マップ P73 参照

| 番号  | 施設名                                 | 所在地・電話番号                 | 使用時間                                        | 設備ほか                                                                                |
|-----|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 301 | 大徳テニスコート                            | 観音堂町 1-1<br>☎ 266-1122   | 6:00～21:00 (4月～10月)<br>9:00～21:00 (11月～3月)  | テニスコート 4 面 (照明設備有)                                                                  |
| 302 | 湊運動公園*                              | 湊 2-86<br>☎ 241-0882     | 日の出から日没まで                                   | ソフトボール 1 面                                                                          |
| 303 | 湊野球場*                               | 湊 2-123<br>☎ 241-0882    | 日の出から日没まで                                   | 野球 1 面                                                                              |
| 304 | 城北市民体育館                             | 鳴和 2-10-44<br>☎ 251-0853 | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレー 2 面またはバスケット 1 面)                                                           |
| 305 | 城西市民体育館                             | 木曳野 1-3<br>☎ 268-3899    | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレーまたはバスケット 2 面)                                                               |
| 306 | 中央市民体育館                             | 長町 3-3-3<br>☎ 260-4554   | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレー 3 面またはバスケット 2 面)<br>多目的室、卓球場 3 台                                           |
| 307 | 大桑運動広場*                             | 野田町 41<br>☎ 241-0882     | 日の出から日没まで                                   | ソフトボール 2 面                                                                          |
| 308 | 田上運動広場*                             | 田上 2-142-1<br>☎ 241-0882 | 日の出から日没まで                                   | ソフトボール                                                                              |
| 309 | 城東市民体育館                             | 土清水 2-346<br>☎ 229-3230  | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレーまたはバスケット 2 面)<br>多目的室                                                       |
| 310 | 城東テニスコート                            | 土清水 2-346<br>☎ 229-3230  | 6:00～21:00 (4月～10月)<br>9:00～21:00 (11月～3月)  | テニスコート 2 面 (照明設備有)                                                                  |
| 311 | 城北市民運動公園内                           |                          |                                             |                                                                                     |
|     | 市民サッカー場                             | 磯部町 45<br>☎ 251-0079     | 9:00～19:00                                  | 芝グラウンド 1 面                                                                          |
|     | 市民野球場                               | 磯部町 45<br>☎ 251-8189     | 6:00～21:00                                  | 人工芝野球場 1 面 (観覧席 10,000)、会議室、ブルベン                                                    |
|     | 金沢プール<br>※毎週月曜日休業<br>(祝日の場合は、翌日が休業) | 磯部町 55<br>☎ 251-3535     | 9:00～21:00                                  | 50m プール (可動壁により 25m プールと<br>多目的プールに分割可)、飛込プール<br>25m サブプール、飛込トレーニング室<br>会議室、応接室、役員室 |
|     | 本田圭佑クライフコート*                        | 磯部町 45<br>☎ 251-8189     | 9:00～19:00                                  | 少年サッカーコート 1 面 (人工芝)                                                                 |
|     | ジュニアスポーツコート*                        | 磯部町 45<br>☎ 251-8189     | 9:00～19:00                                  | 少年サッカーコート 1 面 (人工芝)                                                                 |
|     | スポーツ交流広場*                           | 磯部町 45<br>☎ 251-8189     | 9:00～21:00                                  | サッカーコート 1 面 (照明設備有)                                                                 |
|     | あめりんパーク                             | 磯部町 23-1<br>☎ 251-3531   | 多目的ゾーン 9:00～21:00<br>親子アスレチックゾーン 9:00～17:00 | 多目的広場<br>遊具 (乳幼児、児童向け)                                                              |
| 312 | 森本市民体育館                             | 弥勒町 50-1<br>☎ 257-1906   | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレーまたはバスケット 2 面)                                                               |
| 313 | 東金沢スポーツ広場                           | 三池町 240-1<br>☎ 252-0318  | 6:00～21:00 (4月～10月)<br>9:00～21:00 (11月～3月)  | テニスコート 5 面 (照明設備有)<br>スケートボード場、壁打ちコート 1 面                                           |
| 314 | 浅野川市民体育館                            | 大河端西 1-96<br>☎ 238-0277  | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレーまたはバスケット 2 面)                                                               |
| 315 | 専光寺ソフトボール場                          | 専光寺町 3-5<br>☎ 268-7090   | 日の出から日没まで<br>(ナイター使用は 21:00 まで)             | ソフトボール場 4 面 (照明設備 1 面)、会議室                                                          |
| 316 | 西金沢テニスコート                           | 西金沢 3-684<br>☎ 240-3848  | 6:00～21:00 (4月～10月)<br>9:00～21:00 (11月～3月)  | テニスコート 4 面 (照明設備有)                                                                  |
| 317 | 西部市民体育会館・プール<br>※プールは毎週水曜日休業        | 東力町 250<br>☎ 291-6450    | 9:00～21:00<br>プール (12月～3月) 10:00～21:00      | 体育館 (バレーまたはバスケット 2 面)<br>屋内 25m プール、幼児プール                                           |
| 318 | 西部市民憩いの家<br>※毎週水曜日休業                | 東力町 256<br>☎ 291-4520    | 平日 9:00～21:00<br>日・祝 9:00～19:00             | 浴場、多目的室、研修室、会議室                                                                     |
| 319 | 西金沢少年運動広場*                          | 西金沢 3-128<br>☎ 241-0882  | 日の出から日没まで                                   | 芝生広場                                                                                |
| 320 | 額谷ふれあい体育館                           | 額谷町 16<br>☎ 296-1123     | 9:00～21:00                                  | 体育館 (バレー 3 面またはバスケット 2 面)<br>多目的室                                                   |
| 321 | 陸上競技場                               | 弥生 3-5-1<br>☎ 241-0049   | 9:00～21:00                                  | 陸上競技場 (簡易照明設備有、観覧席 1,610)                                                           |
| 322 | 球技場                                 | 富樫 3-8-10<br>☎ 280-0223  | 9:00～19:00                                  | 人工芝グラウンド 1 面 (観覧席 3,192)                                                            |

※利用料金が必要な場合があります。

※施設名の後ろに「\*」が付いている施設は無人施設のため、電話番号は問い合わせ先です。



文化・スポーツ施設

# スポーツ施設

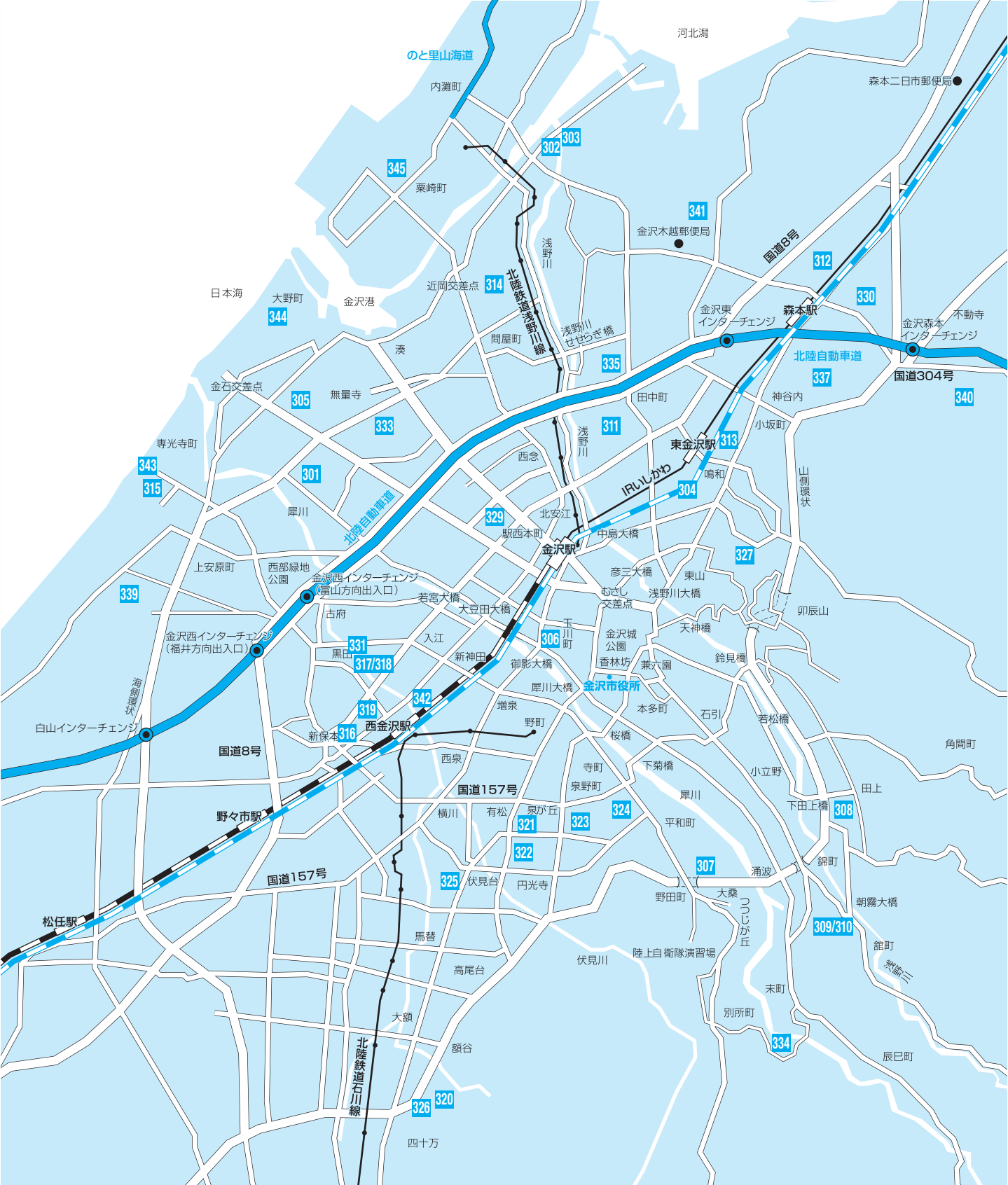
| 番号  | 施設名                           | 所在地・電話番号                                  | 使用時間                                                                                               | 設備ほか                                                        |
|-----|-------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 323 | 総合体育館                         | 泉野出町 3-8-1<br>☎ 247-0088                  | 9:00 ~ 22:00                                                                                       | 第1競技場（観覧席 2,312）<br>第2～3競技場、トレーニング室、卓球室<br>会議室3室、多目的室       |
| 324 | 城南市民体育館                       | 若草町 1-60<br>☎ 244-1843                    | 9:00 ~ 21:00                                                                                       | 体育館（バレー2面またはバスケット1面）                                        |
| 325 | 久安運動広場*                       | 久安 2-280<br>☎ 241-0882                    | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール2面                                                    |
| 326 | 額谷運動広場*                       | 額谷町 2-3<br>☎ 241-0882                     | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール1面                                                    |
| 327 | 鳴和台市民体育会館・プール<br>※プールは毎週木曜日休業 | 鳴和台 285<br>☎ 251-3963                     | 9:00 ~ 21:00<br>プール（12月～3月）10:00 ~ 21:00                                                           | 体育館（バレーまたはバスケット2面）<br>会議室3室<br>屋内25mプール、幼児プール<br>ウォータースライダー |
| 328 | 医王山スキー場                       | 俵町 甲 21<br>☎ 229-1947                     | 8:30 ~ 16:30                                                                                       | 第1リフト（シングル）初心者向コース<br>第2リフト（ペア）中上級者向コース                     |
| 329 | 障害者高齢者体育館<br>※毎週水曜日、祝日の翌日休業   | 駅西本町 2-3-27<br>☎ 221-9065<br>FAX 221-9065 | 平日 10:00 ~ 21:00<br>日・祝 9:00 ~ 19:00                                                               | 体育室、ボウリング室、多目的室<br>機能回復訓練室                                  |
| 330 | 森本こどもグラウンド*                   | 塚崎町 47-1<br>☎ 241-0882                    | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール1面                                                    |
| 331 | 伏見川スポーツ公園*                    | 東力町・黒田1丁目地内<br>☎ 291-6450                 | 日の出から日没まで                                                                                          | サッカー1面、芝生広場、多目的広場                                           |
| 332 | 加賀朝日町グラウンドゴルフ場*               | 加賀朝日町北 6<br>☎ 241-0882                    | 日の出から日没まで                                                                                          | グラウンドゴルフ場                                                   |
| 333 | 鞍月広場*                         | 鞍月 4-21<br>☎ 241-0882                     | 日の出から日没まで                                                                                          | サッカー（ラグビー）1面                                                |
| 334 | 内川スポーツ広場                      | 山川町 1-1<br>☎ 229-4013                     | 少年野球場 8:00 ~ 19:00<br>（ナイター使用は 21:00 まで）<br>いこい・健康の広場、レストハウス<br>9:00 ~ 19:00<br>遊びの広場 9:30 ~ 17:00 | 少年野球場2面（照明設備1面）<br>いこいの広場、健康の広場、遊びの広場<br>遊具施設、会議室           |
| 335 | 城北市民テニスコート                    | 松寺町西 90-1<br>☎ 237-6028                   | 6:00 ~ 21:00（4月～10月）<br>9:00 ~ 21:00（11月～3月）                                                       | テニスコート12面（照明設備有）<br>壁打ちコート2面                                |
| 336 | 医王山運動広場*                      | 二俣町 阿 10<br>☎ 241-0882                    | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール1面                                                    |
| 337 | 法光寺運動広場*                      | 法光寺町 11-2<br>☎ 241-0882                   | 日の出から日没まで                                                                                          | ゲートボール場、芝生広場                                                |
| 338 | 戸室スポーツ広場                      | 戸室新保 35<br>☎ 236-1322                     | 少年野球場 8:00 ~ 19:00<br>マレットゴルフ場、芝生広場、遊びの広場、<br>レストハウス 9:00 ~ 19:00                                  | 少年野球場1面<br>マレットゴルフ場、芝生広場、遊具施設                               |
| 339 | 安原スポーツ広場                      | 下安原町東 1127<br>☎ 240-2098                  | 野球場、多目的グラウンド 6:00 ~ 19:00<br>室内練習場、多目的室 6:00 ~ 21:00                                               | 野球場1面、芝グラウンド1面<br>室内練習場2棟、多目的室                              |
| 340 | 金沢テクノパーク運動広場*                 | 北陽台 2-46<br>☎ 241-0882                    | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール（サッカー）1面、芝生広場<br>テニスコート1面                             |
| 341 | こなん水辺グラウンドゴルフ場*               | 大場町西 427-1<br>☎ 241-0882                  | 日の出から日没まで                                                                                          | グラウンドゴルフ場                                                   |
| 342 | 伏見川グラウンド*                     | 米泉町 10-1-9<br>☎ 241-0882                  | 日の出から日没まで                                                                                          | ソフトボール場1面                                                   |
| 343 | 専光寺ふれあいゴルフ広場*                 | 専光寺町<br>☎ 221-7736                        | 日の出から日没まで                                                                                          | マレットゴルフ場                                                    |
| 344 | 金石・大野ふれあいゴルフ広場*               | 金石北 4丁目<br>☎ 267-2774                     | 日の出から日没まで                                                                                          | グラウンドゴルフ場                                                   |
| 345 | 栗崎ふれあいゴルフ広場*                  | 栗崎 4丁目<br>☎ 238-2632                      | 日の出から日没まで                                                                                          | パークゴルフ場                                                     |

※利用料金が必要な場合があります。

※施設名の後ろに「\*」が付いている施設は無人施設のため、電話番号は問い合わせ先です。

※ 328 332 336 338 は付録マップをご覧ください。

※ 詳細は付録マップをご覧ください。

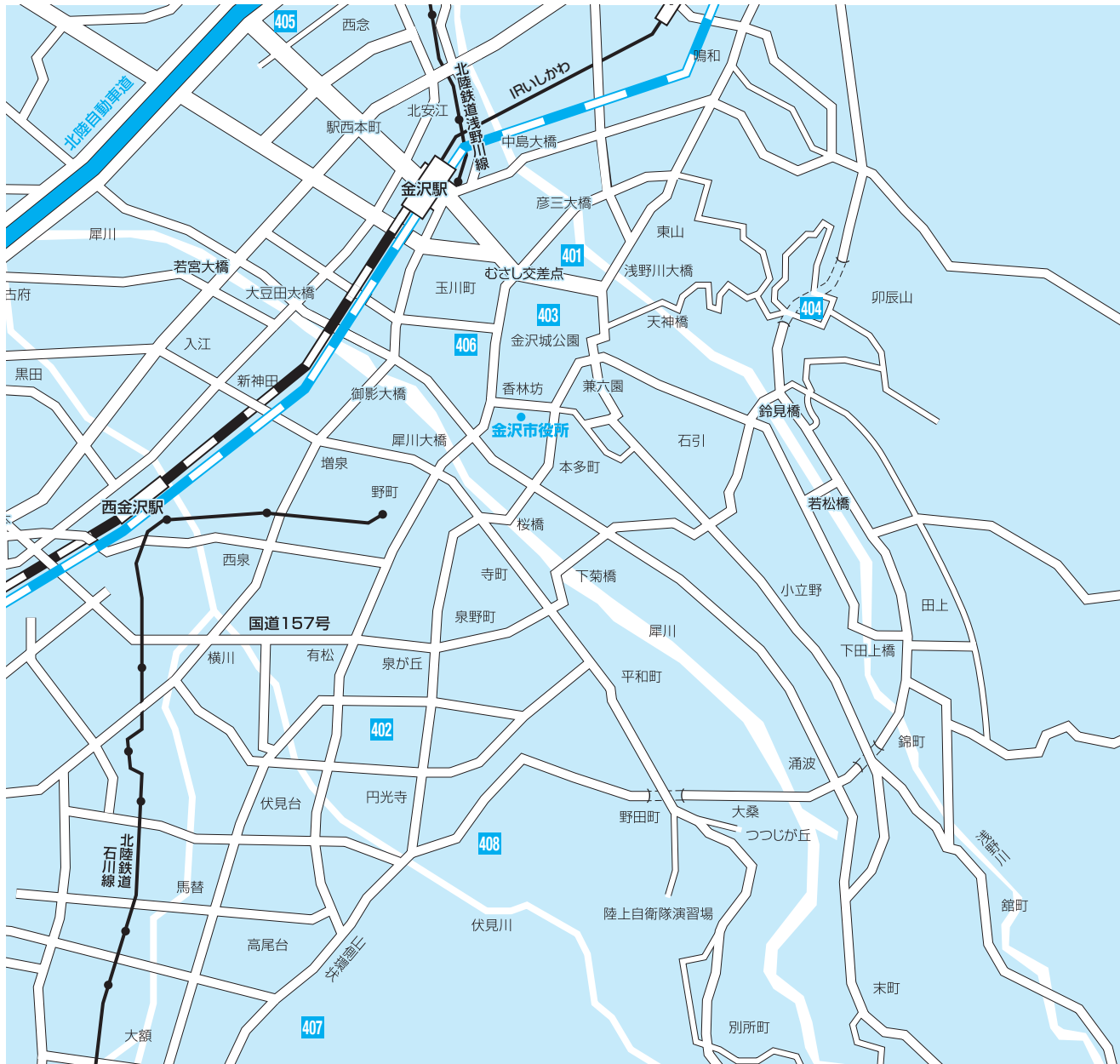




文化・スポーツ施設

# 公園・駐輪場

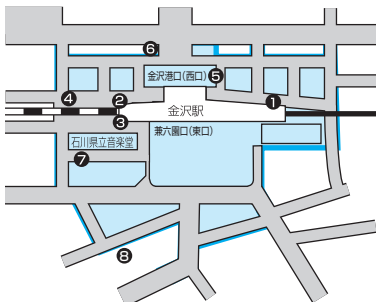
## 公園の場所



## 自転車等放置禁止区域と自転車等駐輪場

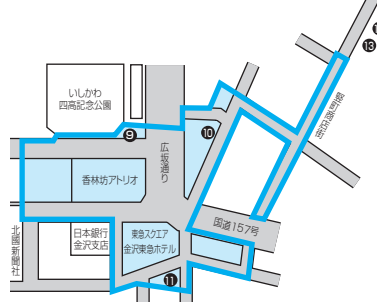
下記の区域は自転車等放置禁止区域です。この区域には自転車を停めないでください。  
近くの自転車等駐輪場をご利用ください。

### 金沢駅前地区



- ① 金沢駅第1 自転車駐輪場
- ② 金沢駅第2 自転車駐輪場
- ③ 金沢駅第3 自転車駐輪場
- ④ 金沢駅原付バイク駐輪場
- ⑤ 金沢駅西広場地下自転車駐輪場
- ⑥ 金沢駅西暫定自転車駐輪場
- ⑦ 金沢駅東自転車駐輪場
- ⑧ 本町2丁目自転車駐輪場
- ⑨ 香林坊地下自転車駐輪場
- ⑩ 柿木畠自転車駐輪場
- ⑪ 香林坊自転車駐輪場
- ⑫ 堅町自転車駐輪場
- ⑬ 堅町第2暫定自転車駐輪場

### 香林坊地区・堅町地区





## 401 彦三緑地

●加賀藩土屋敷跡地に伝えられてきたツツジの名木を保存するため開園されました。72品種約1,400本のツツジと11品種61本のボタンは、4月中旬～5月中旬が見頃です。

402 バラ園  
(金沢南総合運動公園)

●園内には、147品種約1,800本のバラが植栽されています。5月下旬、10月上旬が見頃。

403 黒門前緑地  
(旧高峰家・旧検事正官舎)

●平成7年まで金沢地方検察庁検事正官舎だった敷地を、平成13年、官舎の一部と土塀を廻らした屋敷構えを保存するとともに、高峰謙吉博士ゆかりの家屋を移築し整備しました。

## 404 卯辰山公園

●浅野川右岸の卯辰山山麓に広がる森林自然公園。春は桜、夏は緑、秋は紅葉が楽しめます。桜は4月上旬～中旬が見頃。  
●花木園では、12品種約8,000本のツツジ等が階段式に植栽

されています。4月下旬～5月中旬が見頃です。

●花菖蒲園では、約100種20万株の花菖蒲、約2,900株のアジサイが植え込まれています。花菖蒲は6月中旬、アジサイは7月上旬が見頃。

●見晴らし台では、白山山系から日本海まで、眺望の丘では金沢駅から河北潟まで一望できます。

## 405 姉妹都市公園

●金沢市と姉妹都市提携をした7つの都市を紹介するコーナーと、交流広場があります。гент市コーナーのバラ園は5月下旬、10月上旬が見頃。

## 406 玉川公園

●玉川図書館に隣接しており、緑陰で読書を楽しむことができます。また、遊具や芝生広場など、子どもたちの遊び場も充実しています。

## 407 額谷ふれあい公園

●体育館、運動広場、遊具などの遊び場があり、子供から大人まで自然の中で楽しめる公園です。

## 408 大乘寺丘陵公園

●市街地全域と日本海までを

パノラマで一望でき、自然観察をしながら散歩できる公園です。中でも、5品種約13,000株を有するつつじ園は県内屈指の規模で、4月下旬～5月中旬が見頃です。

## ■こなん水辺公園

●東蚊爪町、大浦町、大場町地内にある「自然との共生」をテーマにした公園です。野鳥観察、水生動植物の観察を通して自然に親しむことができます。

## ■金沢湯涌みどりの里

●湯涌の緑豊かな自然の中で農業体験、そば打ちなどが楽しめます。地元農産物の朝市も開催。  
住所：湯涌荒屋町47  
☎235-8033

## ■金沢市三谷さとやま交流広場

●市民農園のほか、多目的に利用できる芝生広場などもあり、里山の豊かな自然が楽しめます。  
住所：宮野町11

## ■平栗いこいの森

●金沢市の近郊にありながら、カタクリの群生地が広がり、ギフチョウも多く見られま

す。4月上旬がカタクリなどの見頃で、四季折々の雑木林を散歩できます。

住所：平栗町

## ■直江谷健康の森

●遊歩道が整備されており、案内図に従って「ドングリ広場」「見晴らし台」「カモシカ広場」「歴史広場」と巡ってみましょう。見晴らし台からは直江谷が一望でき、心地よい風に吹かれることができます。  
住所：柚木町

## ■四十万みはらし台

●斜面の中程にあり、眺めは金沢市南部から白山市方面も望むことができます。  
住所：四十万町

## ■高尾城址見晴らし台

●金沢平野を一望でき、日本海を見渡すことができます。見晴らし台は富樫氏が城を築いた高尾城跡の一部です。  
住所：高尾町

## ■四十万霊宝山見晴らし台

●金沢市街や白山市、日本海を一望できます。  
住所：四十万町

## 自転車は車の仲間です。ルールを守り、安全に利用しましょう

金沢市自転車条例により、金沢市で自転車を利用する場合は

- 「相手の生命または身体の損害を補償できる」自転車損害賠償保険への加入が義務付けられています。
- 中学生以下の子どもと70歳以上の高齢者はヘルメットを着用しましょう。



自転車条例サイト



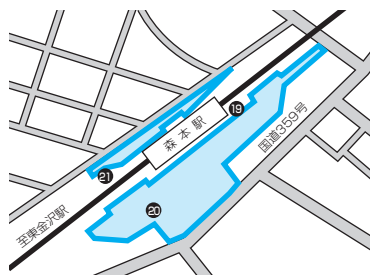
## 公共シェアサイクル「まちのり」

●どこでも借りられ、どこでも返すことができます。  
基本料金：1回165円 1ヵ月1,650円  
☎076-255-1747

まちのり

検索

## 森本駅前地区



- ⑰ 森本駅東第1自転車駐車場
- ⑳ 森本駅東第2自転車駐車場
- ㉑ 森本駅西自転車駐車場

## 片町地区



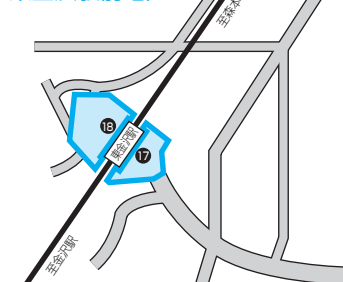
- ⑭ 片町広場自転車駐車場

## 西金沢駅前地区



- ⑮ 西金沢駅東自転車駐車場
- ⑯ 西金沢駅西自転車駐車場

## 東金沢駅前地区



- ⑰ 東金沢駅東自転車駐車場
- ⑱ 東金沢駅西自転車駐車場

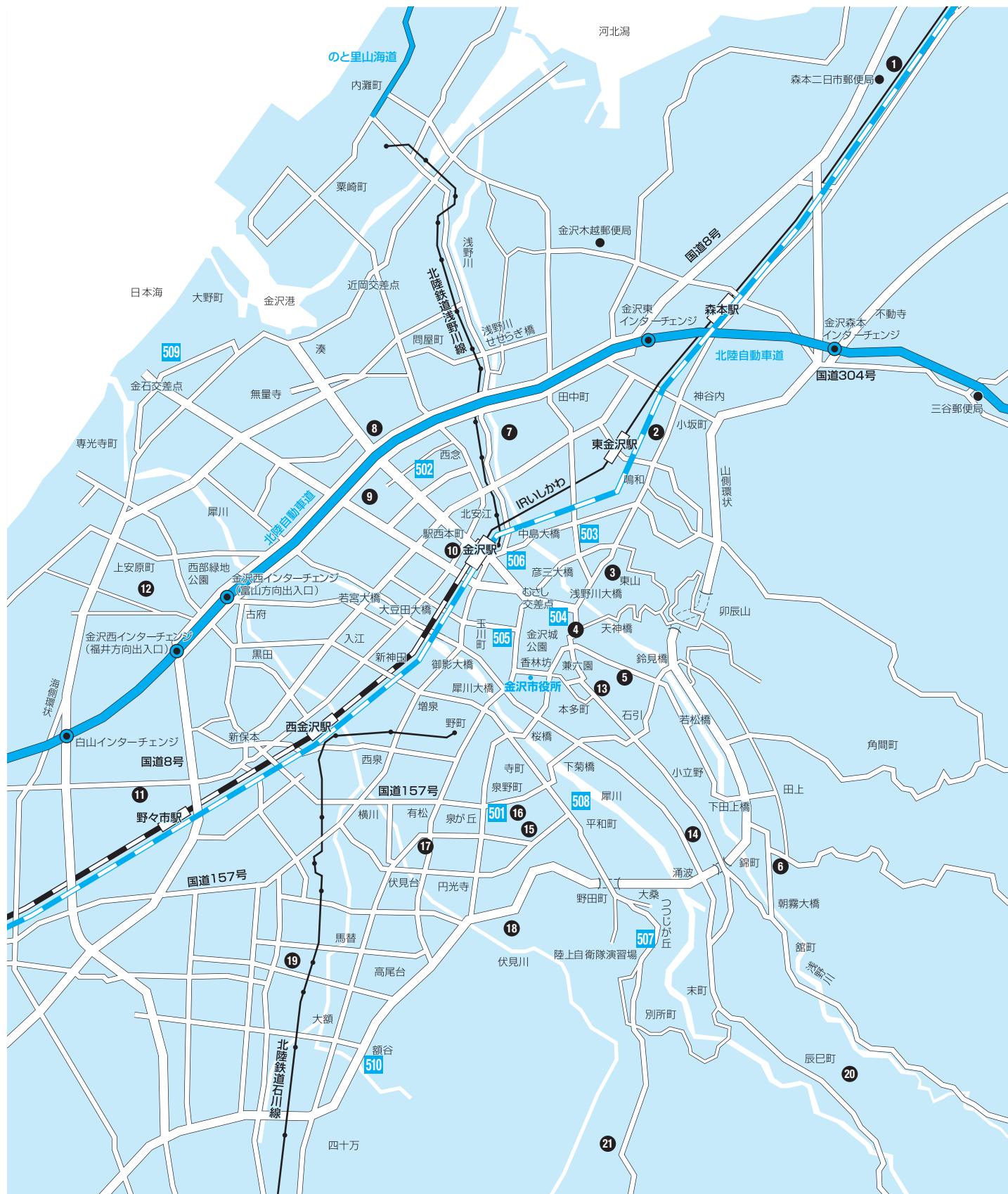




文化・スポーツ・施設

# 福祉・保健施設

※詳細は付録マップをご覧ください。



### 501 泉野福祉健康センター

泉野町 6-15-5 ☎242-1131



### 503 元町福祉健康センター

元町 1-12-12 ☎251-0200



### 505 松ヶ枝福祉館

高岡町 7-25 ☎231-3110



### 502 金沢市保健所

☎234-5102

### 駅西福祉健康センター

☎234-5103

### 金沢広域急病センター

☎222-0099

西念 3-4-25



### 504 金沢健康プラザ大手町

大手町 3-23 ☎222-0102



### 506 金沢福祉用具情報プラザ

本町 1-10-1 (ルキーナ金沢 1・2F)

☎234-9900



## 老人福祉センター

|                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| 507 万寿苑        | 大桑町ヤ 1-4   | ☎244-6745 |
| 508 十一屋生きがい交流館 | 十一屋町 4-34  | ☎241-5958 |
| 509 松寿荘        | 金石北 3-3-33 | ☎268-6757 |
| 510 鶴寿園        | 額谷町ヌ 1     | ☎298-9355 |

## 金沢市地域包括支援センター

|            |              |           |
|------------|--------------|-----------|
| ① きしかわ     | 岸川町ほ 5       | ☎257-7878 |
| ② ふくひさ     | 小坂町中 83      | ☎293-2913 |
| ③ かすが      | 山の上町 1-26    | ☎253-4165 |
| ④ おおてまち    | 大手町 9-1      | ☎263-5517 |
| ⑤ さくらまち    | 桜町 24-30     | ☎222-5722 |
| ⑥ たがみ      | 田上本町力 45-1   | ☎231-8025 |
| ⑦ もろえ      | 沖町ハ 15       | ☎293-5084 |
| ⑧ くらつき     | 鞍月東 1-8-2    | ☎237-8063 |
| ⑨ えきにしほんまち | 駅西本町 6-15-41 | ☎233-1873 |
| ⑩ ひろおか     | 広岡 2-1-7     | ☎234-2129 |
| ⑪ かみあらや    | 上荒屋 1-39     | ☎269-0850 |

|            |              |           |
|------------|--------------|-----------|
| ⑫ きたづか     | 北塚町西 440     | ☎240-4604 |
| ⑬ とびうめ     | 飛梅町 2-1      | ☎231-3377 |
| ⑭ みつくちしんまち | 三口新町 1-8-1   | ☎263-7163 |
| ⑮ ながさか     | 泉野出町 1-22-26 | ☎280-5111 |
| ⑯ いずみの     | 泉野町 6-15-5   | ☎259-0522 |
| ⑰ ありまつ     | 有松 5-2-24    | ☎242-5510 |
| ⑱ やましな     | 山科町午 40-1    | ☎241-8165 |
| ⑲ まがえ      | 額新保 1-351    | ☎298-6964 |

## 金沢市地域包括支援センター(相談・手続代行のみ)

|             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| ②② 第二金沢朱鷺の苑 | 上辰巳町10の211-1 | ☎229-3737 |
| ②③ 第三万陽苑    | 三小牛町24の3-1   | ☎280-6785 |

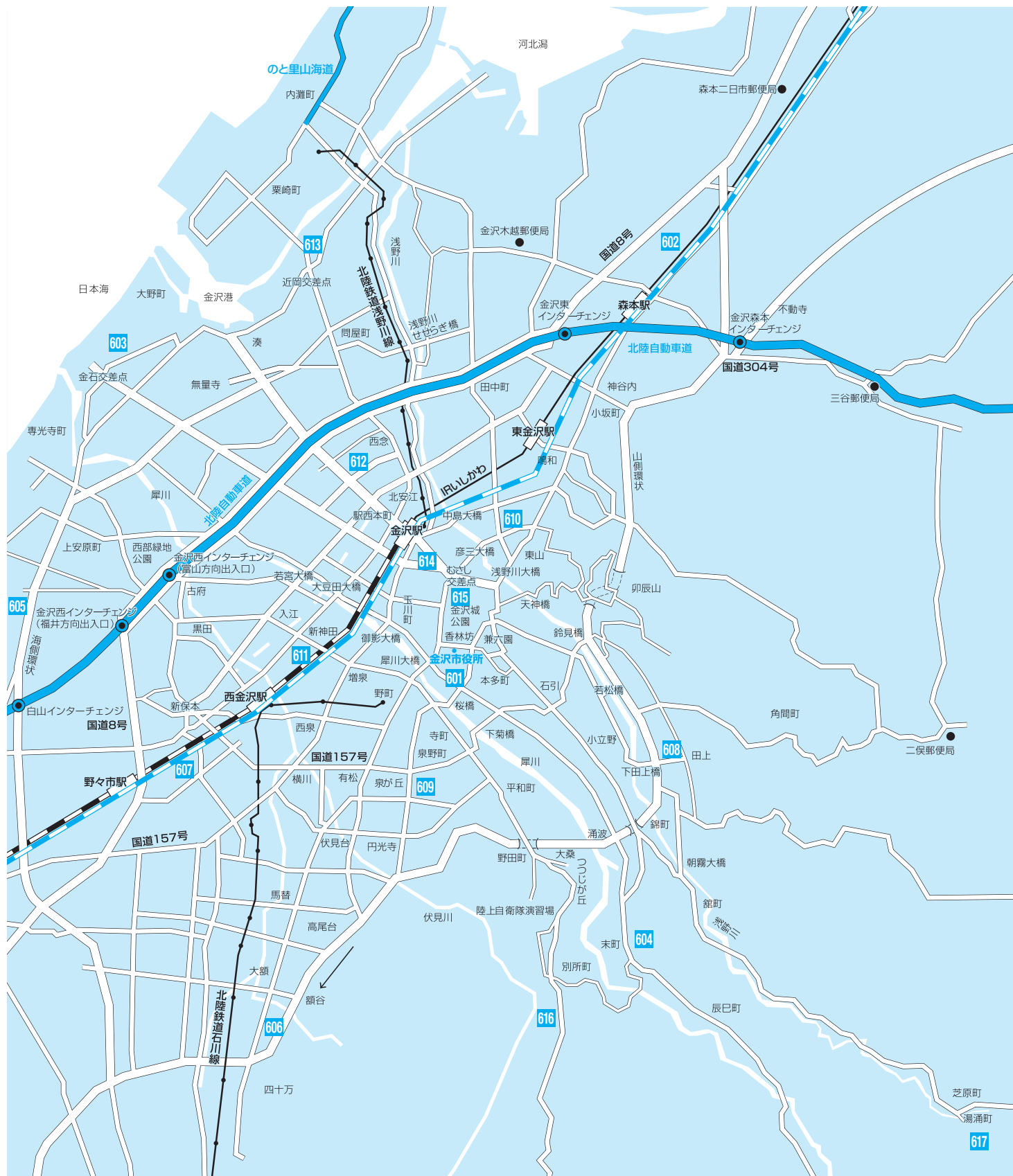
501 は、令和 4 年中に移転予定



市民センター・庁舎案内

# 市民センター・庁舎案内

※詳細は付録マップをご覧ください。



市民センター・庁舎案内

市民センター

**601 市民課**  
広坂1-1-1  
☎ 220-2241

**602 森本市民センター**  
南森本町33  
☎ 258-1130

**603 金石市民センター**  
金石通町3-14  
☎ 267-0001

## 事務取扱時間

(月～金ただし祝日を除く)

### ●金沢市役所

9時～17時45分

### ●市民センター

8時30分～17時15分

### ●土曜日、日曜日・祝日の婚姻

出生、死亡、行旅病人等の

届出は当直室まで

(☎ 220-2121)

**604 犀川市民センター**  
末町6-67-1  
☎ 229-0001

**605 安原市民センター**  
福増町北1067  
☎ 249-2001

**606 額市民センター**  
額谷3-1-1  
☎ 298-0045

**607 押野市民センター**  
八日市2-464  
☎ 241-2559

**608 浅川市民センター**  
田上の里2-3  
☎ 221-3344

**609 泉野市民センター**  
泉野町6-15-5 (泉野福祉健康センター1F)  
☎ 242-8552

**610 元町市民センター**  
元町1-12-2 (元町福祉健康センター1F)  
☎ 252-0257

**611 新神田市民センター**  
新神田4-3-10 (金沢新神田合同庁舎1F)  
☎ 291-6266

**612 駅西市民センター**  
西念3-4-25 (金沢市保健所1F)  
☎ 234-5141

**613 湊市民センター**  
湊3-5-9  
☎ 239-2211

**614 本町市民センター**  
本町1-5-3 (リファール2F)  
☎ 260-0365

**615 近江町市民センター**  
青草町88 (近江町いちば館4F)  
☎ 260-0250

**616 内川証明書交付機コーナー**  
三小牛町20-1-10 (内川公民館内)  
☎ 247-2263

**617 湯涌証明書交付機コーナー**  
芝原町159 (湯涌公民館内)  
☎ 235-1852

609 は、令和4年中に移転予定。

616・617 には、個人番号カードを利用した証明書交付機が設置されています。※住民票や本籍地が金沢市以外の方はご利用できません。

# 窓口業務のご案内

〈窓口〉 市民課 ☎220－2241

| 窓 口 名               | 電 話      | 取り扱っているもの                                                                                              | 取扱日・時間         |            |
|---------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------|
| ① 本 庁 市 民 課         | 220-2241 | ・戸籍の届出<br>・住民異動の届出<br>・戸籍証明、謄・抄本等<br>・住民票の写し<br>・印鑑登録証明書<br>・税証明書<br>・その他証明書<br>・自動車の臨時運行許可<br>・印鑑登録申請 | 月～金<br>(祝日を除く) | 9:00～17:45 |
| ② 森 本 市 民 セ ン タ ー   | 258-1130 |                                                                                                        | 月～金<br>(祝日を除く) | 8:30～17:15 |
| ③ 金 石 市 民 セ ン タ ー   | 267-0001 |                                                                                                        |                |            |
| ④ 犀 川 市 民 セ ン タ ー   | 229-0001 |                                                                                                        |                |            |
| ⑤ 安 原 市 民 セ ン タ ー   | 249-2001 |                                                                                                        |                |            |
| ⑥ 額 市 民 セ ン タ ー     | 298-0045 |                                                                                                        |                |            |
| ⑦ 押 野 市 民 セ ン タ ー   | 241-2559 |                                                                                                        |                |            |
| ⑧ 浅 川 市 民 セ ン タ ー   | 221-3344 |                                                                                                        |                |            |
| ⑨ 泉 野 市 民 セ ン タ ー   | 242-8552 |                                                                                                        |                |            |
| ⑩ 元 町 市 民 セ ン タ ー   | 252-0257 |                                                                                                        |                |            |
| ⑪ 新 神 田 市 民 セ ン タ ー | 291-6266 |                                                                                                        |                |            |
| ⑫ 駅 西 市 民 セ ン タ ー   | 234-5141 |                                                                                                        |                |            |
| ⑬ 湊 市 民 セ ン タ ー     | 239-2211 |                                                                                                        |                |            |
| ⑭ 本 町 市 民 セ ン タ ー   | 260-0365 |                                                                                                        |                |            |
| ⑮ 近 江 町 市 民 セ ン タ ー | 260-0250 |                                                                                                        |                |            |

〈証明書交付機コーナー〉

| 設 置 場 所 名              | 電 話      | 取 扱 日 ・ 時 間              |
|------------------------|----------|--------------------------|
| ⑯ 内川証明書交付機コーナー（内川公民館内） | 247-2263 | 月～金（祝日を除く）<br>9:00～17:00 |
| ⑰ 湯涌証明書交付機コーナー（湯涌公民館内） | 235-1852 |                          |

個人番号カード（利用者証明用電子証明書が有効なもの）を利用した証明書交付機が設置されています。

証明書交付機で、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・戸籍証明書（謄・抄本）をお取りできます。

※住民票や本籍地が金沢市以外の方はご利用できません。

※戸籍証明書（謄・抄本）及び戸籍の附票の写しについては、住所地・本籍地ともに金沢市にある方が対象となります。



# 市役所庁舎案内



## 第二本庁舎のご案内

| フロア | 課（所）  |                                                                                                                                                      |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 職員研修所 |                                                                                                                                                      |
| 2   | 福祉局   | 福祉指導監査課                                                                                                                                              |
|     | 危機管理監 | 危機管理課                                                                                                                                                |
|     | 部外団体  | (公財) 金沢芸術創造財団 (公財) 金沢文化振興財団<br>石川県市長会 (公財) 石川県市町村振興協会<br>(公社) 全国市有物件災害共済会北信地区事務局<br>金沢市土地改良事業協会 金沢市町会連合会<br>(公財) 金沢まちづくり財団 金沢市公民館連合会<br>金沢市民共済生活協同組合 |
| 1   | 都市政策局 | 調査統計室                                                                                                                                                |
|     | 農林水産局 | 農業水産振興課 農業基盤整備課 森林再生課                                                                                                                                |
|     | 環境局   | 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室<br>ごみ減量推進課                                                                                                                        |
|     | 教育委員会 | 教育総務課 教育施設等整備室<br>学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室<br>生涯学習課                                                                                                       |
|     | 各委員会等 | 監査事務局 農業委員会事務局                                                                                                                                       |

# 市役所の業務と電話・FAX 番号

## ■ 都市政策局

|               |                      |           |             |
|---------------|----------------------|-----------|-------------|
| ●企画調整課        | 主要施策の企画・調整、広域行政      | ☎220-2031 | FAX264-2535 |
| 交流拠点都市推進室     | 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の推進 | ☎220-2031 | FAX264-2535 |
| 調査統計室         | 統計                   | ☎220-2040 | FAX260-7195 |
| 金沢美術工芸大学建設事務所 |                      | ☎220-2089 | FAX222-9210 |
| ●広報広聴課        | 広報、広聴、情報公開           | ☎220-2033 | FAX220-2030 |
| ●交通政策課        | 総合交通体系の調査、計画、施策の推進   | ☎220-2038 | FAX220-2048 |
| ●歩ける環境推進課     | 歩けるまちづくりの推進          | ☎220-2371 | FAX220-2048 |
| ●国際交流課        | 国際交流                 | ☎220-2075 | FAX220-2069 |
| 金沢国際交流財団      | 外国籍市民との国際交流等         | ☎220-2522 | FAX220-2527 |

## ■ 総 務 局

|            |                                              |           |             |
|------------|----------------------------------------------|-----------|-------------|
| ●秘 書 課     | 秘書                                           | ☎220-2063 | FAX222-5157 |
| ●総 務 課     | 市庁舎の維持管理、財産の管理等                              | ☎220-2091 | FAX260-6921 |
| 庁舎警備室      | 行政対象暴力対策等                                    | ☎220-2250 | FAX260-6921 |
| ●文書法制課     | 文書の管理、条例、規則等の審査                              | ☎220-2073 | FAX260-6921 |
| 金沢市公文書館    |                                              | ☎254-0611 | FAX222-0610 |
| ●人 事 課     | 職員の人事、給与、研修福利厚生                              | ☎220-2079 | FAX220-2084 |
| ●監 理 課     | 工事請負、物品購入、委託業務の契約                            | ☎220-2101 | FAX220-2097 |
| ●デジタル行政戦略課 | 行政のデジタル化の推進等                                 | ☎220-2044 | FAX260-7191 |
| ●財 政 課     | 予算編成等財政全般                                    | ☎220-2143 | FAX260-0058 |
| ●税 務 課     | 税務に関する企画、調整、軽自動車税（種別割）等諸税の賦課、<br>納税の奨励、収納、督促 | ☎220-2171 | FAX220-2154 |
| 収納推進室      | 収納、公売                                        | ☎220-2177 | FAX220-2154 |
| ●資 産 税 課   | 固定資産税、都市計画税の賦課                               | ☎220-2151 | FAX220-2182 |
| ●市 民 税 課   | 個人市・県民税、法人市民税、事業所税の賦課                        | ☎220-2161 | FAX220-2154 |

## ■ 文化スポーツ局

|            |                   |           |             |
|------------|-------------------|-----------|-------------|
| ●国民文化祭推進室  | 国民文化祭関連の事業を一体的に推進 | ☎220-2023 |             |
| ●文化政策課     | 芸術文化施策の企画、推進      | ☎220-2442 | FAX220-2069 |
| 金沢芸術創造財団   | 市有ホール等の施設の管理、運営   | ☎223-9888 | FAX261-5233 |
| 金沢文化振興財団   | 市有文化施設の管理、運営      | ☎220-2190 | FAX261-5233 |
| ●文化財保護課    | 文化財の保護、調査         | ☎220-2469 | FAX224-5046 |
| 埋蔵文化財センター  | 埋蔵文化財の発掘・調査、研究    | ☎269-2451 | FAX269-2452 |
| ●歴史都市推進課   | 歴史的建造物の保全整備       | ☎220-2208 | FAX224-5046 |
| ●スポーツ振興課   | スポーツ振興            | ☎220-2443 | FAX220-2360 |
| スポーツ事業団    | 市有スポーツ施設の管理・運営    | ☎247-9018 | FAX245-6466 |
| ●金沢マラソン推進課 | 金沢マラソンの開催準備       | ☎220-2726 | FAX261-2552 |

## ■ 経 済 局

|            |                        |           |             |
|------------|------------------------|-----------|-------------|
| ●産業政策課     | 産業政策の推進、金融・起業相談、食文化の振興 | ☎220-2204 | FAX260-7191 |
| 金沢港活性化推進室  |                        | ☎220-2965 | FAX260-7191 |
| 価値創造拠点整備室  |                        | ☎220-2234 | FAX260-7191 |
| ●商工業振興課    | 商業・工業の振興               | ☎220-2193 | FAX260-7191 |
| ●クラフト政策推進課 | クラフト文化のビジネス化の推進        | ☎220-2373 | FAX260-7191 |
| ●企業立地課     | 企業誘致、企業立地の推進           | ☎220-2225 | FAX260-7191 |
| ●観光政策課     | 観光に関する企画、宣伝、誘致         | ☎220-2194 | FAX260-7191 |
| 誘客推進室      | 誘客の推進                  | ☎220-2759 | FAX260-7191 |
| ●労働政策課     | 労働行政の企画、雇用の促進          | ☎220-2199 | FAX260-7191 |

## ■ 農林水産局

|                |                   |           |             |
|----------------|-------------------|-----------|-------------|
| ●農業水産振興課       | 農林水産業の企画、調整       | ☎220-2213 | FAX222-7291 |
| 農業センター         | 農業の営農指導、生産技術の研究開発 | ☎249-2744 | FAX249-4470 |
| ●農業基盤整備課       | 土地改良、地籍調査         | ☎220-2215 | FAX222-7291 |
| ●森林再生課         | 森林再生の推進、市営造林、林業   | ☎220-2217 | FAX222-7291 |
| ●中央卸売市場事務局     | 生鮮食料品の売買取引、流通     | ☎220-2711 | FAX222-2903 |
| ●公設花き地方卸売市場事務局 | 花きの売買取引、流通        | ☎220-2715 | FAX223-8701 |

## ■ 卸 売 市 場

## ■ 市 民 局

|                       |                         |           |             |
|-----------------------|-------------------------|-----------|-------------|
| ●市民協働推進課              | 市民との協働、学生のまち金沢の推進       | ☎220-2026 | FAM260-1178 |
| 市民活動サポートセンター          | 地域団体、NPO等団体の活動支援        | ☎225-7763 | FAM255-0164 |
| 金沢学生のまち市民交流館          | 学生と市民の交流を促進するための施設      | ☎255-0162 | FAM255-0164 |
| 近江町交流プラザ              | 学習活動、子育て支援、食育推進等による市民交流 | ☎260-6722 | FAM260-6726 |
| 金沢ボランティア大学校           | ボランティアの養成               | ☎233-2456 | FAM233-2536 |
| ●ダイバーシティ人権政策課         | 人権、男女共同参画および消費生活の施策推進   | ☎220-2095 | FAM260-1178 |
| 女性相談支援室               | 女性の悩み事、DV等の相談           | ☎220-2554 |             |
| 近江町消費生活センター           | 消費生活相談                  | ☎232-0070 | FAM260-6730 |
| 女性センター                |                         | ☎223-1265 | FAM223-6299 |
| ●市 民 課                | 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金等    | ☎220-2241 | FAM224-2163 |
| 生活衛生室                 | 墓地、斎場                   | ☎220-2228 | FAM224-2163 |
| 森本市民センター（南森本町ヌ33）     |                         | ☎258-1130 | FAM258-4565 |
| 金石市民センター（金石通町3-14）    |                         | ☎267-0001 | FAM267-2842 |
| 犀川市民センター（末町6の67-1）    |                         | ☎229-0001 | FAM229-0001 |
| 安原市民センター（福増町北1067）    |                         | ☎249-2001 | FAM249-0775 |
| 額市民センター（額谷3-1-1）      |                         | ☎298-0045 | FAM298-0049 |
| 押野市民センター（八日市2-464）    |                         | ☎241-2559 | FAM241-9625 |
| 浅川市民センター（田上の里2-3）     |                         | ☎221-3344 | FAM221-3344 |
| 泉野市民センター（泉野福祉健康センター内） |                         | ☎242-8552 |             |
| 元町市民センター（元町福祉健康センター内） |                         | ☎252-0257 |             |
| 新神田市民センター（金沢新神田合同庁舎内） |                         | ☎291-6266 |             |
| 駅西市民センター（保健所内）        |                         | ☎234-5141 |             |
| 湊市民センター（湊3-5-9）       |                         | ☎239-2211 |             |
| 本町市民センター（リファール内）      |                         | ☎260-0365 |             |
| 近江町市民センター（近江町いちば館内）   |                         | ☎260-0250 |             |

## ■ 福祉健康局

|            |                             |           |             |
|------------|-----------------------------|-----------|-------------|
| ●福祉政策課     | 福祉行政の総合調整、高齢者福祉             | ☎220-2288 | FAM260-7192 |
| 地域包括ケア推進室  |                             | ☎220-2288 | FAM260-7192 |
| ●健康政策課     | 公衆衛生の普及、生活習慣病の予防、医療費助成      | ☎220-2233 | FAM220-2231 |
| 泉野福祉健康センター | 母子保健、老人保健、精神保健等<br>に関する健康指導 | ☎242-1131 | FAM242-8037 |
| 元町福祉健康センター |                             | ☎251-0200 | FAM251-5704 |
| 駅西福祉健康センター |                             | ☎234-5103 | FAM234-5104 |
| ●生活支援課     | 生活保護                        | ☎220-2292 | FAM220-2532 |
| ●介護保険課     | 介護保険                        | ☎220-2264 | FAM220-2559 |
| ●障害福祉課     | 障害福祉                        | ☎220-2289 | FAM232-0294 |
| ●福祉指導監査課   | 社会福祉法人・施設、福祉事務所の指導監査        | ☎220-2305 | FAM233-9999 |
| ●医療保険課     | 国民健康保険、後期高齢者医療制度            | ☎220-2255 | FAM232-5644 |
| ●地域保健課     | 感染症対策、食育推進、医事薬事             | ☎234-5102 | FAM234-5104 |
| ●衛生指導課     | 環境衛生、民泊事業者の指導・監督            | ☎234-5114 | FAM220-2518 |
|            | 食品衛生、食の安全・安心の確保             | ☎234-5112 | FAM220-2518 |
| 動物愛護管理センター | 狂犬病予防・動物の愛護                 | ☎258-9070 | FAM258-9071 |
| ●試験検査課     |                             | ☎234-5131 | FAM220-2518 |
| 食肉衛生検査所    | 食肉検査、化製場等                   | ☎257-1402 | FAM257-2083 |

## ■ 保 健 所

## ■ こども未来局

|              |                    |           |             |
|--------------|--------------------|-----------|-------------|
| ●子育て支援課      | 児童福祉               | ☎220-2285 | FAM220-2360 |
| 児童家庭相談室      | 経済的に困難な状況にある子どもの相談 | ☎220-2422 | FAM220-2360 |
| 城北児童会館       |                    | ☎251-0444 | FAM251-0459 |
| ●保育幼稚園課      | 保育所入所等             | ☎220-2299 | FAM220-2360 |
| ●青少年健全育成センター | 地域における子どもの育成活動の支援  | ☎243-1039 | FAM243-1100 |
| 長土堀青少年交流センター |                    | ☎220-2102 | FAM265-7499 |

|            |                    |            |              |
|------------|--------------------|------------|--------------|
| ●こども相談センター | 事務・児童相談所           | ☎ 243-4158 | FAX 243-1123 |
| ●幼児教育センター  | 保育士・幼稚園教諭等の研修、発達相談 | ☎ 243-1018 | FAX 243-1100 |

## ■ 環 境 局

|               |                   |            |              |
|---------------|-------------------|------------|--------------|
| ●環境政策課        | 環境保全、環境行政に関する企画調整 | ☎ 220-2304 | FAX 260-7193 |
| ゼロカーボンシティ推進室  | 地球温暖化対策           | ☎ 220-2507 | FAX 260-7193 |
| ●ごみ減量推進課      | 廃棄物の排出抑制・再利用      | ☎ 220-2302 | FAX 260-7193 |
| 西部管理センター      | 廃棄物の収集、運搬の作業      | ☎ 242-1371 | FAX 242-1437 |
| 東部管理センター      |                   | ☎ 252-6050 | FAX 252-9436 |
| ●施設管理課        | 廃棄物処理施設の維持管理、営繕   | ☎ 291-6641 | FAX 291-9417 |
| 西部環境エネルギーセンター | 燃やすごみの焼却処理        | ☎ 291-6641 | FAX 291-9417 |
| 東部環境エネルギーセンター | 燃やすごみの焼却処理・自己搬入   | ☎ 252-6049 | FAX 253-1671 |
| 西部衛生センター      | し尿・浄化槽汚泥の浄化処理     | ☎ 291-4059 |              |

## ■ 都市整備局

|          |                       |            |              |
|----------|-----------------------|------------|--------------|
| ●都市計画課   | 都市計画                  | ☎ 220-2351 | FAX 222-5119 |
| 設計技術管理室  | 工事に係る設計、積算基準等の指導      | ☎ 220-2375 | FAX 222-5119 |
| ●景観政策課   | 景観形成、屋外広告物            | ☎ 220-2364 | FAX 224-5046 |
| ●緑と花の課   | 公園、緑地、街路樹の新設、維持管理     | ☎ 220-2356 | FAX 224-5046 |
| ●市街地再生課  | 再開発、土地区画整理等による市街地の再生  | ☎ 220-2675 | FAX 222-5119 |
| ●住宅政策課   | 住宅政策、定住促進             | ☎ 220-2136 | FAX 222-5119 |
| 空き家活用推進室 | まちなかの低未利用地での住宅建築、空家活用 | ☎ 220-2137 | FAX 222-5119 |
| ●市営住宅課   | 市営住宅の建設、管理            | ☎ 220-2331 | FAX 261-3366 |
| ●建築指導課   | 建築・開発                 | ☎ 220-2326 | FAX 220-2134 |
| 建物安全対策室  | 建物の防災・安全              | ☎ 220-2059 | FAX 220-2134 |
| 違反建築対策室  | 違反建築物の予防啓発、是正措置       | ☎ 220-2327 | FAX 220-2134 |

## ■ 土 木 局

|          |                    |            |              |
|----------|--------------------|------------|--------------|
| ●道路建設課   | 市道の新設・改良、都市計画街路の新設 | ☎ 220-2316 | FAX 260-6921 |
| 無電柱化推進室  | 無電柱化の推進            | ☎ 220-2314 | FAX 260-6921 |
| がけ地対策室   | がけ地の防災対策           | ☎ 220-2612 | FAX 260-6921 |
| ●道路管理課   | 市道の維持管理、道路除雪       | ☎ 220-2321 | FAX 220-2274 |
| 生活道路室    | 法定外道路、私道整備等        | ☎ 220-2578 | FAX 220-2274 |
| 道路等管理事務所 | 道路等直営工事、作業         | ☎ 257-2272 | FAX 257-2292 |
| ●内水整備課   | 河川・用排水路の新設、改良、維持管理 | ☎ 220-2341 | FAX 220-2476 |
| ●営 繕 課   | 市有施設の営繕            | ☎ 220-2338 | FAX 260-7194 |

## ■ 危機管理監

|        |       |            |              |
|--------|-------|------------|--------------|
| ●危機管理課 | 防災・防犯 | ☎ 220-2366 | FAX 233-9999 |
|--------|-------|------------|--------------|

## ■ 会計管理者

|        |                    |            |              |
|--------|--------------------|------------|--------------|
| ●会 計 課 | 歳計現金の収入、支出、物品の出納保管 | ☎ 220-2138 | FAX 222-5158 |
|--------|--------------------|------------|--------------|

## ■ 教育委員会

|               |                                              |            |              |
|---------------|----------------------------------------------|------------|--------------|
| ●教育総務課        | 教育行政の企画、義務教育施設の設置・維持管理、<br>学校給食の運営・その施設の維持管理 | ☎ 220-2431 | FAX 260-7195 |
| 教育施設等整備室      |                                              | ☎ 220-2433 | FAX 260-7195 |
| ●学校職員課        | 学校職員等の人事、服務                                  | ☎ 220-2445 | FAX 260-7195 |
| ●学校指導課        | 学校運営の指導助言等                                   | ☎ 220-2449 | FAX 223-4602 |
| 生徒指導支援室       |                                              | ☎ 220-2787 | FAX 223-4602 |
| 金沢子ども科学財団     | 児童生徒の理科学実験等の活動                               | ☎ 221-2061 | FAX 221-2062 |
| ●市立工業高等学校     |                                              | ☎ 267-3101 | FAX 267-3102 |
| ●生涯学習課        | 生涯学習の情報の提供、相談、地区公民館の学習活動                     | ☎ 220-2441 | FAX 220-2488 |
|               |                                              | ☎ 220-2462 | FAX 220-2461 |
| 中央公民館（長町館）    |                                              | ☎ 261-8100 | FAX 261-8102 |
| 中央公民館（彦三館）    |                                              | ☎ 229-0583 | FAX 229-3489 |
| キゴ山ふれあい研修センター |                                              |            |              |

# 市役所の業務と電話・FAX番号

## ■教育プラザ

|           |             |           |             |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| ●図書館総務課   | 市立図書館全体の調整  | ☎221-1960 | FAX222-6938 |
| 玉川図書館     |             | ☎221-1960 | FAX222-6938 |
| 城北分館      |             | ☎251-8284 | FAX251-8284 |
| 泉野図書館     |             | ☎280-2345 | FAX280-2342 |
| 玉川こども図書館  |             | ☎262-0415 | FAX222-0610 |
| 金沢海みらい図書館 |             | ☎266-2011 | FAX266-2014 |
|           | (代)         | ☎243-1054 | FAX243-1100 |
| 学校教育センター  | 教職員の研修、教育相談 | ☎243-1069 | FAX243-1100 |

## ■議会事務局

|        |         |           |             |
|--------|---------|-----------|-------------|
| ●総務課   | 議会の庶務   | ☎220-2388 | FAX260-7190 |
| ●議事調査課 | 議会の議事運営 | ☎220-2392 | FAX260-7190 |

## ■消防局

|                     |           |             |
|---------------------|-----------|-------------|
| 消防局(泉本町 7-9-2)      | ☎280-0119 | FAX280-0020 |
| 中央消防署(泉本町 7-9-2)    | ☎280-5016 | FAX280-5043 |
| 駅西消防署(駅西本町 1-11-29) | ☎280-6007 | FAX280-6095 |
| 金石消防署(金石東 1-3-3)    | ☎280-7012 | FAX280-7039 |

## ■企業局

|               |                   |           |             |
|---------------|-------------------|-----------|-------------|
| ●安全対策室        | 防災                | ☎220-2618 | FAX220-2679 |
| ●経営企画課        | 経営企画および財務         | ☎220-2655 | FAX220-2679 |
| ガス・発電事業譲渡後調整室 |                   | ☎220-2608 | FAX220-2679 |
| ●企業総務課        | 総務、契約             | ☎220-2611 | FAX220-2679 |
| ●お客さまサービス課    | 上下水道の使用開始等および装置工事 | ☎220-2771 | FAX220-2693 |
| 料金センター        | 上下水道の料金等の調定、収納    | ☎220-2977 | FAX220-2638 |
| ●建設課          | 上下水道の管路の建設、改良     | ☎220-2641 | FAX220-2692 |
| ●維持管理課        | 上下水道の管路の維持管理      | ☎220-2671 | FAX265-4065 |
| 水道修繕センター      | 上水道の管路の維持管理       | ☎220-2768 | FAX265-4065 |
| ●上水課          | 水道、工業用水道の配水、浄水施設の |           |             |
|               | 運転供給              | ☎229-2006 | FAX229-1110 |
| ●水処理課         | 下水の処理             | ☎252-1439 | FAX251-9961 |

## ■市立病院

|       |           |             |
|-------|-----------|-------------|
| ●市立病院 | ☎245-2600 | FAX245-2690 |
|-------|-----------|-------------|

## ■その他の事務局

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| ●選挙管理委員会  | ☎220-2077 | FAX260-5254 |
| ●監査事務局    | ☎220-2453 | FAX260-7194 |
| ●農業委員会事務局 | ☎220-2223 | FAX222-7291 |



# 索引

## Index

### い

一般相談 ..... 58  
医療費助成 ..... 4, 5, 27, 29, 37, 59, 83  
印鑑登録 ..... 2, 15, 80, 83  
印鑑登録証 ..... 14, 15, 16, 17  
印鑑登録証明書 ..... 16, 17, 80

### え

栄養ほっとライン ..... 33

### お

屋外広告物 ..... 57, 84

### か

介護保険 ..... 18, 20, 24, 25, 36, 50, 83  
介護保険受給資格者証 ..... 15  
介護保険証 ..... 14, 15  
介護保険被保険者証 ..... 63

### き

企業立地促進資金 ..... 56  
期日前投票 ..... 63  
季節資金 ..... 56  
狂犬病予防注射 ..... 36  
許認可手続き ..... 58  
緊急経営安定特別資金（セーフティネット資金） ..... 56  
勤労者育児休業等生活資金融資制度 ..... 59  
勤労者小口資金融資制度 ..... 59

### け

軽自動車税（種別割） ..... 55, 82  
計量器 ..... 57  
健康診査 ..... 32, 33, 35  
健康相談 ..... 22, 32, 35, 36

### こ

広域交付サービス ..... 17  
公害防除資金 ..... 56  
高額療養費 ..... 19, 20  
後期高齢者医療制度 ..... 2, 18, 20, 84

高齢者等権利擁護 ..... 58  
国民健康保険 ..... 2, 15, 18, 19, 29, 35, 65, 84  
国民健康保険高齢受給者証 ..... 18  
国民健康保険証 ..... 14, 15  
国民年金 ..... 2, 15, 21, 65, 83  
個人市・県民税 ..... 54, 55, 82  
戸籍証明書 ..... 16, 17  
戸籍の附票の写し ..... 16, 17  
子育て支援アプリ ..... 30  
子育て支援医療費 ..... 4, 33  
子育てほっとライン ..... 33  
骨髄バンク ..... 36  
固定資産税 ..... 54, 55, 82  
こども広場 ..... 30  
婚姻届 ..... 14  
コンビニ交付サービス ..... 16

### さ

災害援護資金 ..... 8  
災害弔慰金 ..... 8  
産業振興資金 ..... 56  
産前・産後ママヘルパー ..... 32

### し

市営住宅 ..... 50, 54, 84  
市議会だより ..... 62  
事業所税 ..... 54, 55, 82  
自己搬入 ..... 5, 84  
市政情報コーナー ..... 60  
市政相談 ..... 58  
児童手当 ..... 14, 30, 83  
児童扶養手当 ..... 27  
死亡届 ..... 14  
市民協働サポート保険 ..... 60  
就学援助制度 ..... 39  
住居表示 ..... 2, 51  
住宅改修資金 ..... 50  
住民票記載事項証明書 ..... 16  
住民票の写し ..... 16, 17, 80  
宿泊税 ..... 55

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 出生届          | 14, 30, 32         |
| 手話通訳者        | 28, 62             |
| 証明書交付機コーナー   | 16                 |
| 除籍、原戸籍（謄・抄本） | 16                 |
| 障害児福祉手当      | 29                 |
| 障害者継続雇用奨励金   | 57                 |
| 障害者高齢者体育館    | 28, 73             |
| 消費生活相談       | 58, 83             |
| 情報公開制度       | 60                 |
| 女性相談         | 58, 83             |
| 女性の健康はっとライン  | 33                 |
| 自立支援医療費      | 29                 |
| シルバー人材センター   | 22                 |
| 人権相談         | 58                 |
| 心身障害者医療費     | 29                 |
| 身体障害者手帳      | 23, 28, 29, 50, 63 |

## す

|          |    |
|----------|----|
| 水洗便所改造資金 | 49 |
|----------|----|

## せ

|             |        |
|-------------|--------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 28, 29 |
| 世帯変更届       | 15     |
| 選挙権         | 63     |
| 選挙人名簿       | 63     |

## そ

|          |    |
|----------|----|
| 臓器提供意思表示 | 36 |
|----------|----|

## た

|        |    |
|--------|----|
| 多重債務相談 | 58 |
| たばこ税   | 55 |

## ち

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 地域包括支援センター        | 22, 23, 25, 77 |
| 地球温暖化対策資金         | 56             |
| 中小企業振興特別資金        | 56             |
| 中小企業創業者支援資金       | 56             |
| 中小企業 AI 等先端技術導入資金 | 56             |
| 中心市街地活性化事業資金      | 56             |

|    |       |
|----|-------|
| 町会 | 3, 60 |
|----|-------|

## て

|             |               |
|-------------|---------------|
| 定期予防接種      | 33, 34        |
| 転居届         | 15, 39        |
| 転出届         | 2, 15, 39     |
| 転籍届         | 14            |
| 伝統産業工房等整備資金 | 56            |
| 転入届         | 2, 15, 39, 63 |

## と

|           |        |
|-----------|--------|
| 登記・成年後見相談 | 58     |
| 投票所入場整理券  | 63     |
| 特別児童扶養手当  | 29     |
| 特別障害者手当   | 29     |
| 都市計画税     | 55, 82 |

## な

|        |    |
|--------|----|
| 生ごみ処理機 | 44 |
|--------|----|

## に

|             |    |
|-------------|----|
| 入湯税         | 55 |
| 任意予防接種      | 33 |
| 妊娠・出産はっとライン | 33 |
| 認知届         | 14 |

## ね

|      |    |
|------|----|
| 年金証明 | 16 |
|------|----|

## の

|       |    |
|-------|----|
| 納税証明書 | 17 |
| 農地    | 51 |

## は

|              |    |
|--------------|----|
| 配食サービス       | 23 |
| パソコンサロン      | 22 |
| はり・きゅう・マッサージ | 23 |

# 索引

## Index

### ひ

ひとり親家庭等……………26, 27

### ふ

不育症治療……………37  
福祉タクシー……………29  
福祉用具……………23, 24, 77  
不在者投票……………63  
不動産取引相談……………58  
ふれあい入浴補助券……………22  
分籍届……………14

### ほ

法人市民税……………54, 55, 82  
法律相談……………58  
母子健康手帳……………14, 18, 32, 33, 34  
母子生活支援施設……………26  
母子父子寡婦福祉資金……………26  
ボランティアセンター……………60

### ま

まちのり……………75

### み

身分証明書……………14, 15, 16, 17, 18, 28

### も

ものづくり推進資金……………56

### ゆ

遺言相続相談……………58  
郵便局での交付サービス……………17  
有料戸別収集……………5, 45

### よ

ようこそ金沢住宅取得奨励金……………52  
養護老人ホーム……………23, 24  
養子縁組届……………14  
養子離縁届……………14  
要約筆記者……………28

予防接種……………6, 15, 32, 33, 34

### り

離婚届……………14  
り災証明……………12  
療育手帳……………28, 29

### ろ

老人福祉センター……………22, 77  
労働相談……………58

### わ

わがまち金沢住宅取得奨励金……………52

# 金沢市民 暮らしの情報誌（令和4年度版）

## かなざわ生活ページ電子申請案内

かなざわ生活ページに掲載されている下記の手続きについて、「金沢市電子申請サービス」を利用して、パソコンやスマートフォン等で電子申請が可能です。右のQRコードから手続き一覧ページへアクセスしてください



証明書等の交付物がある場合は、後日ご自宅等へ郵送します。

※本人確認のため、マイナンバーカードの読み取りが必要な申請手続きがあります。

※一部、手数料が必要な手続きがあります。手数料はクレジットカードで納付いただきます。

### 緊急・防災

#### 交通安全施設の設置・相談（13 ページ）

道路損傷通報サービス



### 届出・証明

#### 各種証明書の交付（16 ページ）

住民票の写し交付申請



印鑑登録証明書交付申請



戸籍全部（個人）事項  
証明書交付申請



戸籍の附票交付申請



身分証明書交付申請



住民票記載事項証明書交付申請



除籍全部（個人）事項証明書、  
（除籍謄（抄）本）交付申請



独身証明書交付申請



受理証明書（出生届）交付申請



受理証明書（婚姻届）交付申請



受理証明書（離婚届）交付申請



## 国保・年金・福祉

### ■ ふれあい入浴補助券（22 ページ）

金沢市ふれあい入浴補助券  
交付申請



### ■ ひとり暮らしやねたきりのお年寄り、またはその家族のためのサービス（22 ページ）

紙おむつの給付



### ■ はり・きゅう・マッサージ費用の助成（23 ページ）

金沢市福祉はり、きゅう、マッサージ  
施術費助成券交付申請



### ■ ひとり親家庭等医療費助成（27 ページ）

ひとり親家庭等医療費  
受給資格証再交付申請



ひとり親家庭等医療費  
助成氏名住所等変更届



ひとり親家庭等医療費  
受給資格認定申請書



ひとり親家庭等医療費  
受給資格現況届



### ■ 心身障害者医療費助成（29 ページ）

障害者医療費  
受給者証再交付申請



障害者医療費  
助成氏名住所等変更届



障害者医療費  
助成資格認定申請書



障害者医療費受給資格現況届



### ■ 福祉タクシー利用助成券（29 ページ）

福祉タクシー利用助成券  
新規交付申請



福祉タクシー利用助成券  
継続交付申請





## ■ 子育て支援サービス等の利用助成（30 ページ）

かなざわ子育て  
すまいるクーポン交付申請



## 健康・医療

### ■ プレ妊活健診（32 ページ）

プレ妊活健診受診券交付申請



### ■ 産前・産後ママヘルパーの派遣（32 ページ）

産前・産後ママ  
ヘルプサービス利用申請



### ■ 医療費の助成（33 ページ）

子ども医療費助成資格認定申請



子ども医療証再交付申請



子育て支援医療費  
助成氏名住所等変更届



### ■ 予防接種費の助成（33 ページ）

乳幼児期任意予防接種費  
助成金交付申請



### ■ 定期予防接種（34 ページ）

定期予防接種券交付申請



### ■ 健康診査（35 ページ）

健康診査受診券再発行・  
追加発行



## ■ 犬の登録及び狂犬病の予防注射（36 ページ）

犬の登録申請



犬の鑑札再交付申請



犬の登録事項の変更届



犬の死亡届



狂犬病予防注射済票交付申請



狂犬病予防注射済票再交付申請



## 暮らし・環境

### ■ 住居表示の申請手続き（51 ページ）

住居表示の申請



### ■ 道路（53 ページ）

道路占用許可申請



道路損傷通報サービス



## 税金・経営相談

### ■ 市税減免（55 ページ）

固定資産税・都市計画税の  
減免申請



### ■ お店の許可等（57 ページ）

食品衛生営業許可証明書申請



### ■ 障害者継続雇用奨励金の支給（57 ページ）

障害者継続雇用奨励金交付申請



## 文化・スポーツ・施設

### ■ 生涯学習・美術・文化施設等 (66 ページ)

金沢市立泉野図書館  
使用承認申請書



金沢市立金沢海みらい図書館  
使用申請書



図書館資料複写申込



出版物掲載・放映申請



金沢市図書館図書リクエスト申請



金沢市図書館新規貸出登録申込



---

### ■ 生涯学習・美術・文化施設等 (67 ページ)

金澤町家情報館使用申請



金澤町家情報館使用料減免申請





ひがし茶屋街



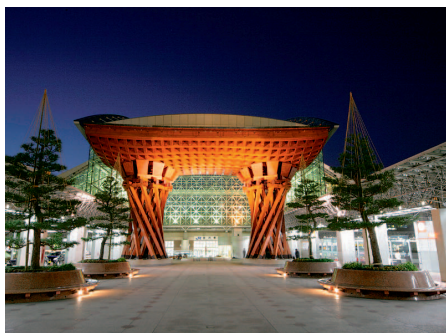
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館 (撮影: 北嶋俊治)



金沢百万石まつり



鈴木大拙館



もてなしドーム・鼓門



金沢21世紀美術館 (撮影: 石川幸史)

## ● 金沢市からの情報を入手するには？

### ■ 金沢市ホームページ




金沢市公式ホームページ



### ■ 金沢市公式スマートフォンアプリ

金沢市からの各種新着情報のほか、市有施設の検索やルート案内ができます。

※iPhone、Android 両方の端末に対応しています。

App Store、Google Play で「金沢市」と検索してください。

### ■ 金沢市広報

毎週火曜日に新聞朝刊に掲載しています。

金沢市ホームページでもご覧いただけます。

## ● メールでお知らせします！ (パソコン・携帯どちらでも登録できます)

災害情報は

### ■ 金沢ぼうさいドットコム



金沢ぼうさいドットコム

雨水情報は

### ■ かなざわ雨水情報



かなざわ雨水情報

## ● 五感にごちそうかなざわ

金沢市は、市民や事業者のみなさんとともに、  
金沢の食文化の継承・振興を推進しています。



五感に  
ごちそう  
かなざわ